

生命いきいき 文化都市 創造プラン

鶴岡市総合計画

後期基本計画

(平成26年度～平成30年度)

鶴岡市

ごあいさつ

平成21年1月に新市として初めてとなる鶴岡市総合計画を策定し、早や5年が経過いたしました。この間、東日本大震災の発生やリーマンショック以降の景気低迷、少子高齢化の進展など、社会情勢は大きく変化しております。本市の総合計画基本計画は、必要に応じ5年をめぐり見直すこととしており、このたび新たな後期基本計画を策定いたしましたので、ここに公表します。

本市には、先人のたゆまぬ努力により培われた知恵や工夫が息づいており、他に誇れる産業や伝統文化・生活文化、さらには城下町としての歴史を背景とした文化の薫り高いまちが形成されています。また、東北一広い面積を有する本市は、四季折々の多様で豊富な自然環境にも恵まれており、農林水産業の振興はもとより、多様な文化を育み、快適な生活環境を築いてくれるなど、市民に多くの恵みをもたらしています。

近年ではこうした本市の特性を生かし、地域の食文化を産業振興につなげる「食文化創造都市の推進」や観光拠点となる加茂水族館「クラゲドリーム館」の整備、子どもをはじめ市民が自然と触れ合う機会を創出する「庄内自然博物館構想の推進」などに取り組んできております。また、本市の戦略的取組みである慶應義塾大学先端生命科学研究所を中心としたバイオ関連事業の展開、保健・福祉の充実ということでは拠点となる総合保健福祉センター「にこ・ふる」の整備、さらには防災拠点となる消防本部の整備など、安全・安心で活力あるまちづくりの推進に努力してまいりました。

一方で、本市を取り巻く状況は、少子高齢化を伴う人口減少の進展をはじめ、雇用環境の不安定さや、増加する自然災害による被害の懸念など、依然として多くの課題が存在しています。この後期基本計画では、私が本市まちづくりの柱に掲げております「鶴岡ルネサンス宣言」に基づく施策を中核的取組みとしながら、市民・地域・行政が協調、協力し、地域の総合力を発揮することで、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民の皆様とともに構築してまいりたい所存でございます。今後とも市民の皆様のなご一層のご理解とご協力をお願いするものであります。

終わりに、計画策定に当たり熱心にご審議賜り、答申をいただきました鶴岡市総合計画審議会の石黒会長様をはじめ、委員の皆様並びに貴重なご意見、ご提言を頂戴いたしました全ての関係者の皆様から深く感謝申し上げます。

平成26年3月

鶴岡市長 榎本政規

答申にあたり

当審議会は、平成25年6月に市長から鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しの諮問を受け、以来、審議を重ねてまいりましたが、このたび、鶴岡市総合計画後期基本計画としてその取りまとめを終了いたしましたので、ここに答申いたします。

審議については、総合計画審議会及び同専門委員会を延べ24回開催し、後期基本計画の策定に向けた検討を行ったほか、地域からの意見反映ということで各地域審議会と、そして若者の鶴岡まちづくり塾のみなさんからも多くのご意見をいただきました。

近年の本市を取り巻く状況を見ますと、諮問の趣旨にもあるとおり、少子・高齢化、人口減少が進展し、従来の生産活動や社会福祉への影響に加え、地域社会の存続そのものにも影響があることなどが懸念されています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響は今なお大きく、多くの人々の生活に影響を与えているほか、新たなエネルギー政策や災害に強いまちづくりなども求められております。さらに、経済雇用状況についても、一部に明るい兆しは見られるものの、地方においてはまだまだ不安定な状況も見られ、特に若年層の雇用対策など、人口減少問題とも密接に関係することから、非常に大きな課題となっております。

このたびの答申にあたっては、そうした現状やこれまでの施策の点検評価を踏まえて分野別の施策を取りまとめるとともに、従来の分野別のみならず、後期基本計画の成長戦略として特に中核的に取り組むべき施策や、市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、各地域の特性を生かした施策の推進なども盛り込んだところであります。社会情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題等の把握に努めながら施策の重点化を図るとともに、合併後もそれぞれの生活が守られ、安心して暮らせるよう、また明るい希望を持てる地域社会を実現できるよう、計画の策定に努めたところです。

この後期基本計画が着実に推進され、めざす都市像「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」の実現に向け、鶴岡市がますます発展していくことを心より願っております。

結びに、審議会委員各位のご協力に対し、また様々な角度からご提言、ご指導賜りました多くの方々、さらには事務局各位に対し、心よりお礼申し上げます。

平成26年3月4日

鶴岡市総合計画審議会

会長 石 黒 慶 一

目 次

1	計画の策定趣旨と構成等	
	(1) 計画の策定趣旨	1
	(2) 総合計画の構成と計画期間	2
2	本市を取り巻く状況	
	(1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行	3
	(2) 地域経済・雇用情勢の低迷	3
	(3) 自然災害に対する不安の高まり	4
	(4) 地球環境・資源の制約の高まり	5
3	鶴岡の未来を創造する成長戦略	
	(1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」	6
	(2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」	8
	(3) 知を活かす「学術文化都市」	9
	(4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」	10
	(5) 自然と共に生きる「森林文化都市」	12
4	地域振興のビジョンに基づく施策	
	(1) 藤島地域	14
	(2) 羽黒地域	16
	(3) 櫛引地域	18
	(4) 朝日地域	20
	(5) 温海地域	22
5	計画の推進のために	
	(1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮	25
	(2) 地方分権改革への対応と行財政改革の推進	26
	(3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望	26
6	分野別の施策	
	第1章	
	それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、 一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します	
	第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり	32
	第2節 地域の防災・防犯力の強化	34
	第3節 消防・救急体制の強化	37
	第4節 資源循環型社会の形成	39
	第5節 エネルギーの地産地消の推進	41
	第6節 環境の美化・保全活動の推進	42

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる

健康福祉社会を形成します

第1節	少子化対策の推進と健やかな子どもの育成	46
第2節	こころと体の健康増進	49
第3節	温かい福祉の地域づくり	52
第4節	障害者の自立生活の実現	53
第5節	高齢者がいきいきとした地域の実現	55
第6節	医療の提供体制の充実	58

第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、

それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

第1節	学校教育の充実	62
第2節	高等教育機関の充実	65
第3節	地域のなかでの人づくり	66
第4節	芸術の振興と文化資源の保存継承	69
第5節	市民スポーツの振興	71
第6節	都市交流の推進	73
第7節	国際交流の推進	74

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、

産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、

農林水産業をいきいきと発展させます

第1節	持続的に発展する農業の振興	78
第2節	森林資源の有効な保全と活用	82
第3節	安定した水産業の振興	85
第4節	農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大	87
第5節	農林水産業の6次産業化の促進	89

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく

新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

第1節	雇用の促進とはたらく力を高める人づくり	92
第2節	地域の強みを生かした地力ある産業の振興	94
第3節	まちの賑わいを創る産業の振興	96
第4節	鶴岡ならではの観光の振興	98

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネット

ワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

第1節	快適な都市環境の形成	104
第2節	交流・連携の推進と基盤の整備	107
第3節	安全・安心な生活基盤の整備	111
第4節	治水と市土の保全	114

1 計画の策定趣旨と構成等

(1) 計画の策定趣旨

平成17年10月1日に6市町村の合併により誕生した鶴岡市は、平成21年1月に「人 暮らし 自然 みんないきいき 心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」をめざす都市像とする「生命いきいき文化都市創造プラン 鶴岡市総合計画」を策定しました。この総合計画は基本構想と基本計画から構成されており、基本計画については必要に応じ5年をめぐりに見直すこととしています。

基本構想では、めざす都市像の実現のため、まちづくりの基本方針として「健康福祉都市の形成」、「学術産業都市の構築」、「森林文化都市の創造」の3つの方針を掲げており、あわせて施策の大綱として6つの大綱を示しています。そして基本計画のなかではその大綱に基づき分野ごとの施策の方向などについて記載しています。

本市では今、少子化などの自然減を主要因とする人口の減少が顕著に進行しています。そして、そのことが産業や社会福祉などの市民の生産活動や日常生活にどのような影響を与えるか、なかなか見通せない状況にあるなか、地域社会の維持・存続そのものにも大きな懸念が生じています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災とそれに伴う巨大津波は、多くの人命と財産を喪失させ、あわせて発生した福島原子力発電所の事故は、エネルギー政策はもとより、多くの人の暮らしや産業面など、多方面に渡り甚大な影響を及ぼしています。不測の大規模災害に備えるため、防災対策の強化を図り、市民の生命・財産を守る体制をしっかりと構築するとともに、市民の暮らしを守る安全・安心なエネルギーを安定的に確保していくことなどが必要とされています。

さらに、経済雇用環境についても明るい兆しが見えはじめたものの、特に安定して働く場の確保は、若者の地元への定着や市民生活の安定に直結するものであることから、極めて重要な課題となっています。

こうした社会情勢の変化に中長期的な視点で適切に対応するため、地域の実態、課題などの把握に努め、各種施策を的確に推進することが必要であり、このたびこれまでの基本計画を見直し、後期基本計画を策定いたしました。

(2) 総合計画の構成と計画期間

鶴岡市総合計画は、基本構想と基本計画で構成し、各種施策の実施にあたっては実施計画を策定しながら、これに基づき推進します。

① 基本構想

基本構想においては、鶴岡市のめざす都市像を掲げ、まちづくりの基本方針を示すとともに、各々の施策の大綱と計画を推進するにあたっての方針を示しています。基本構想の計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間としています。

② 基本計画

基本計画においては、①の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策などを示しています。平成 25 年度に見直した基本計画を後期基本計画とし、その計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とします。

③ 実施計画

実施計画においては、施策の実施にあたり、諸情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、必要に応じて施策を見直しながら、毎年度向こう 3 年間に進めていくべき主な施策を示します。

2 本市を取り巻く状況

(1) 少子高齢化を伴う人口減少の進行

日本の総人口は、平成22年国勢調査において1億2,805万人と発表され、前回調査時の平成17年からわずか0.2%の増となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後日本の人口は減少する見通しであり、平成52年(2040年)の総人口は、すべての都道府県で平成22年を下回り、平成72年(2060年)では8,674万人までに減少するとされています。

本市においても合併以降、人口の減少が続いており、平成17年国勢調査で142,384人だった人口は、平成22年では136,623人となっています。同研究所の本市の将来推計人口は、平成32年(2020年)で122,805人、平成42年(2030年)で108,296人、そして平成52年には94,090人までに減少するとされています。また、平成52年の人口割合についても年少人口(0-14歳)9.9%、生産年齢人口(15-64歳)49.9%、老年人口(65歳以上)40.2%と予測されており、平成22年国勢調査の年少人口12.8%、生産年齢人口58.3%、老年人口28.7%と比較し、少子高齢化が進行することが見通されています。

※合計特殊出生率についても、平成24年で1.46となっており、人口維持の目安とされる2.07とはかなり乖離しています。

人口構造の変化や人口の減少は、経済や産業、社会保障制度など社会全体に大きな影響を与えるとともに、地域コミュニティの崩壊や地域活力の低下、さらには税収減による行政サービスの低下などにつながる懸念があり、本市においてもその対策は大きな課題となっています。

(2) 地域経済・雇用情勢の低迷

平成20年秋の[※]リーマンショックは、100年に一度の経済危機と言われる世界同時不況をもたらしました。日本経済においては、円高と[※]デフレの悪循環もあって、いわゆる産業空洞化が進む中で、平成23年3月には東日本大震災とそれに伴う原発事故が発生し、欧州政府の債務危機などとあわせ、内外の様々なショックに見舞われました。

その後、平成24年12月に第2次安倍内閣が発足すると、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略からなる「三本の矢」を掲げ、「アベノミクス」といわれるデフレと円高からの脱却をめざした経済政策のもと、過

※合計特殊出生率

出産可能年齢(15歳～49歳)の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものの。

※リーマンショック

平成20年9月の米国の大手投資銀行リーマンブラザーズの経営破綻とその後の世界的な株価暴落など金融不安・経済危機に直面した一連の出来事。

※デフレ

デフレーションの略称。継続的にモノの値段が下がり続け、経済全体が収縮していくこと。

度な円高の動きが修正されはじめており、輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景に、今後の景気の回復が期待されています。

本市の経済情勢については、鶴岡メタボロームキャンパス入居企業が着実な成果をあげるなど明るい兆しもありますが、経済センサスによる民営の事業所数では平成 21 年の 7,304 事業所から平成 24 年は 6,781 事業所へと 3 年間で 7.2% 減少、国勢調査による就業人口も、平成 17 年 71,557 人から平成 22 年は 65,987 人と 5 年間で 7.8% 減少、最新の市町村民経済計算による市内総生産では平成 17 年度 4,483 億円から平成 22 年度 4,278 億円と 5 年間で 4.6% の減少となっており、本市経済の縮小傾向が続いています。

鶴岡地区の雇用情勢について見ると、有効求人倍率が平成 21 年度（平均）に 0.45 を記録して以降、徐々に回復傾向が見られ、平成 24 年度には一時的に 1 倍を超えるなど、近年明るい兆しも見受けられます。しかし、求人の内容を見ると希望する職種が少ない、あるいは非正規雇用・パートの割合が高いといった実態もあります。

加えて、本市の大手企業の国内生産拠点の再編の動きや新たな企業進出の動きなど、本市の雇用環境には流動的な状況も見られ、今後も中長期的な観点から安定した雇用を創出・確保する取組みを進めていく必要があります。

また、若者の雇用対策は、若者が地域に定住することに直結するものであり、少子化の問題とも密接に関係することから、そうした観点からも一層重要な課題となっています。

(3) 自然災害に対する不安の高まり

東日本大震災の発生により、多くの人々が生活に甚大な影響を受け、さらに原子力発電所の事故により放射性物質が拡散し、生活の基盤である住居や仕事の喪失のほか、健康や産業への影響など、その被害は広範かつ長期に渡る見通しとなっています。

そうした大震災ばかりでなく、近年ではこれまでに経験したことのない集中豪雨や爆弾低気圧と呼ばれる暴風雨、それらに伴う土砂災害、さらには竜巻なども発生しており、異常気象による被害の増加が懸念されています。

本市においても、七五三掛地内での大規模な地すべりの発生により、七五三掛集落を中心に住宅や農地、農業用施設、道路などに壊滅的な被害が生じるとともに、平成 25 年には本市観測史上最大の雨量（1 時間あたり）を記録し、床上床下浸水や土砂災害のほか、国道が通行止めになるといった事態も生じています。こうした自然災害に対する不安が高まりを見せるなか、安全・安心な暮らしを守るまちづくりの推進が求められています。

また、大震災により日本のエネルギー供給体制の脆弱性も露呈しており、災害

時に備えた安全・安心で安定的なエネルギーの確保も求められています。

今後、大震災や異常気象などの自然災害に強いまちづくりを推進するため、ハード・ソフト両面での取組みが必要となっています。

(4) 地球環境・資源の制約の高まり

地球温暖化の防止は、人類が直面する共通課題になっており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、二酸化炭素排出の原因になっている化石エネルギーから[※]再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーなどに関する技術開発や普及、森林の育成・保全などによる二酸化炭素の吸収・固定など、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められています。

国のエネルギー政策においては、原発を巡る動向などに、今なお不透明な部分がありますが、現状としては中心的発電を火力発電にシフトし、エネルギーの必要量の確保が図られています。しかしながら、地球温暖化の問題や輸入に頼る化石燃料の安全保障の問題、国外への富の流出といったような課題もあり、国では環境・エネルギー分野を主要な成長分野と位置付け、市場と雇用の創出に取り組むとともに、再生可能エネルギーの導入拡大と一層の省エネルギーに取り組むこととしています。

また、原油や希少金属、水資源などの天然資源の確保は先進各国における重要な課題となってきており、低炭素化や天然資源の適切な利用も背景として、大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とした社会から資源が循環していく社会への転換が求められています。

本市においても、防災拠点施設への太陽光発電システムや蓄電池の導入、コミュニティセンターや保育園などの公共施設における[※]木質バイオマス利用なども進めています。今後とも木質バイオマスの活用や小規模水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入拡大など、地域の資源や特性を生かし、また、[※]産学官公民といった多様な主体が総合力を発揮しながら、低炭素社会の形成、資源循環型社会への転換に向けた取組みに力を入れていく必要があります。

このように、本市を取り巻く状況には多くの課題がありますが、それらを乗り越え、これからの明るい未来を切り開いていくためには、本市の資源や魅力を存分に生かした施策を展開していく必要があります。

※再生可能エネルギー
太陽光や風力、水力、バイオマスなどの枯渇しないエネルギー。

※木質バイオマス
丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を示す森林バイオマスに、廃材などの木質素材を加えたもの。

※産学官公民
市民や地域、NPO、企業、高等教育機関、行政など。

3 鶴岡の未来を創造する 成長戦略

～鶴岡ルネサンス宣言に基づくまちづくりの推進～

本市には、先人のたゆまぬ努力により培われた知恵や工夫が息づいており、それにより育まれてきた農林水産業を基幹とした産業や伝統文化・生活文化、さらには城下町としての歴史を背景とした文化の薫り高いまちの形成など、他の地域にも誇れる有形無形の資産が数多く、かつバランスよく形成されています。また、東北一広い面積を有し、四季折々の実り豊かな自然環境にも恵まれており、加えて世界をリードする^{*}バイオ技術を核とした産業振興や、「食の宝庫」といわれる本市の食文化を生かした事業展開、高速交通基盤の整備の進展など、新たな魅力も形成されています。

一方で先に述べたとおり、本市を取り巻く状況には多くの課題も存在しています。行政だけの力では解決できない、あるいは十分な行政サービスの提供が難しくなっているといった面もあり、市民、地域、行政が協調、協力し、地域の再生に取り組んでいくことが求められています。

そこで、本市では「ルネサンス（再生）」という考え方を重視しながら、地域の総合力を発揮することで、持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともに構築していくことをめざします。これを「鶴岡ルネサンス宣言」として本市の未来を創造する成長戦略に据え、以下に掲げる文化都市宣言に基づき施策を後期基本計画の中核的取組みとして推進します。

※バイオ
バイオテクノロジー。生物学の知見をもとにし、実社会に有用な利用法をもたらす技術の総称。

(1) 地場の可能性をのばす「創造文化都市」

本市にある様々な地場の資源を生かして、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

本市の農業は、知的な工夫を積み重ね、多様で良質な作物を生産し、豊かな食文化を育んできました。そうした食文化を地域振興に生かすとともに、農林水産業の6次産業化や安全・安心な農産物の生産などを推進します。

また、若年層の定着につながる雇用対策を積極的に進めるとともに、市民の多様な文化活動を支える文化会館の整備や中心市街地活性化の取組みなど、産業や文化を中心とする本市の可能性を伸ばしていきます。

○主な施策

①若年層の定着等につながる雇用対策の推進

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層の地元企業への就職を促進するとともに、Uターン希望者に対する情報提供機能の強化を図ります。

②食文化創造都市の推進

地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業などの産業振興や市民生活の向上、学術振興に生かすため、広く市民・事業者と連携して各種の推進事業に取り組むとともに、^{*}ユネスコ創造都市ネットワークへの加盟をはじめとした国内外との交流を推進し、鶴岡食文化創造都市の実現をめざします。

③絹織物産業の文化の伝承と新たな振興策の推進

本市の近代化の礎となった絹織物産業の文化を後世に保存伝承しながら、新たな鶴岡シルク関連産業の活性化を推進します。

④市民の多様な文化活動を支える拠点施設「新文化会館」の整備

老朽化した文化会館を、本格的な舞台設備と大規模ホールを有する施設に改築整備し、市民の参加・協力による運営を行うとともに、優れた芸術・文化の鑑賞機会を充実させ、芸術文化活動の振興を図ります。

⑤環境保全型農業の推進

^{*}有機農産物や^{*}特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物を消費者に提供するため、環境に優しく質の高い食料の生産地をめざし、^{*}耕畜連携による^{*}有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を推進します。

⑥農商工観連携、産学官連携による農林水産業の6次産業化の推進

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関の存在、食品製造業など多くの企業立地といった環境を生かし、これらとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発や流通販売システムの改善などを促進します。

⑦地産地消の推進

地場産食材の積極的な利用などにより農林水産業を支援するため、学校給食における鶴岡産食材の利用率向上を図るとともに、市民の食生活を通じて、鶴岡の食と食文化を支える農林水産業や農林水産物への理解を促進します。

⑧中心市街地の活性化

都市機能の集積やまちなか居住の誘導、商店街の高付加価値化などを図りながら地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

※ユネスコ創造都市ネットワーク

加盟する都市が国際ネットワークの中で連携して、創造的な地域産業を振興し、文化の多様性保護と世界の持続的発展に貢献することを目的に、ユネスコが2004年に創設した制度。

※有機農産物

生産から消費までの過程を通じて化学肥料・農薬などの合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、(遺伝子組換え種子及び生産物など)を全く使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産された農産物。

※特別栽培農産物

農林水産省の「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、栽培期間中、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分)の双方を慣行栽培の5割以下に減らして栽培された農産物。

※耕畜連携

畜産農家が米や野菜等を生産している耕種農家に堆肥を供給する一方で、耕種農家が転作田などで飼料作物を生産し、畜産農家に家畜の飼料として供給するなどの連携を図ること。

※有機性堆肥

畜ふんなどの有機物を原料とした肥料。

※農商工観連携

地域経済活性化のため、地域の基幹産業である農林水産業や商工業、観光業などの産業間で連携を図ること。

(2) 人と人の繋がりから交流人口を拡大する「観光文化都市」

人と人とのつながりを大切にして集客・交流の拡大を図ります。

豊富な観光資源を一層生かしながら地域産業の活性化を図っていくために、高速交通ネットワークなどを活用しながら、温泉地の活性化の取り組みやグリーン・ブルーツーリズムなど地域の強みを発揮した観光の振興を推進します。

また、広域連携を進め、観光誘客につながる効果的な情報発信に努めるとともに、外国人観光客の誘致に向けた取り組みを推進するなど、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

①高速交通ネットワークの整備促進と観光誘客の推進

日本海沿岸東北自動車道（新潟県境区間）や山形自動車道（月山道路区間）の整備、庄内空港の運行拡充、羽越本線の高速化など、高速交通ネットワークの整備促進を図るとともに、日本海沿岸東北自動車道のインターチェンジ周辺整備を推進し、それにより交流の活発化や物流の効率化、さらには観光誘客の推進を図ります。

②加茂水族館の利用促進を通じた交流人口の拡大

リニューアルした加茂水族館「クラゲドリーム館」を、クラゲをはじめとする海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習・展示施設として、さらには鶴岡ならではの魅力を発信する観光拠点施設として活用し、交流人口の拡大を図ります。

③温泉街や宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出

温泉地域にある多様な食材を観光振興に生かす仕組みづくりや温泉街歩きガイドによる案内、また宿坊街を活用した体験交流メニューの創出など、温泉街や宿坊街の新たな魅力付けや付加サービスの実施に取り組むとともに、地域住民や有識者と協力してエリア全体の魅力アップが図られるようまちづくりを進めます。

④広域連携を生かした観光振興の推進

国の「^{*}広域観光連携圏域」の認定の動きも視野に入れながら、J Rや日本海きらきら羽越観光圏市町村、県及び周辺市町村と一体となり、^{*}山形DCを初めとして、広域連携を生かした観光振興を推進します。

⑤観光誘客につながる効果的な観光情報の発信

本市の観光資源のPRとリピーターにつながる誘客を促進するため、旅行代理店とのネットワークの強化を図り、早期の情報提供や旅行ニーズを把握するとともに、^{*}ICTの活用や旅行情報誌、映画のほか、観光大使による本市PRなど、観光誘客につながる効果的な情報発信を推進します。

※グリーン・ブルーツーリズム

農山漁村にゆったりと滞在し、農林漁業の体験や、その地域の自然・文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。農村に滞在するものをグリーン・ツーリズムと呼び、漁村に滞在する場合はブルー・ツーリズムと呼ばれる。

※広域観光連携圏域

庄内地域の観光圏よりもさらに広い領域で、県境を越えて、あるテーマ性を持って回ることのできる広域観光ルートのこと。例えば羽越線エリアの新潟～秋田の日本海側などが想定される。

※日本海きらきら羽越観光圏

庄内5市町と戸沢村、秋田県にかほ市、新潟県村上市、関川村、粟島浦村の10市町村の行政と観光関連団体などで構成する観光誘客を推進する組織。

※山形DC

DCとは、デスティネーションキャンペーンの略で、JRグループ、開催県・市町村、関係団体による全国観光キャンペーンのこと。

※ICT

Information and Communication Technologyの略。情報・通信に関連する技術。

⑥[※]インバウンド観光の推進

外国人観光客の誘客に向け、北東・東南アジア地域を主な対象として、山形県国際観光推進協議会や隣県と一体となった取組みにより、出羽三山や黒川能など本市が誇る観光資源を積極的に宣伝するとともに、受入環境の充実を図ります。

⑦着地型、滞在型、体験型等の新しい観点からの観光振興

観光ニーズの多様化に対応するため、農林水産業や商工業の分野とも連携し、鶴岡の食の積極的な紹介や提供、鶴岡らしい特徴あるグリーン・ブルーツーリズムとこれらを統合した[※]ルーラルツーリズムとしての「鶴岡ツーリズム」の開発など、本市が有する優れた観光資源と体験メニューの組み合わせなどにより、テーマ観光や体験型観光を一層充実させ、観光誘客を推進します。

※インバウンド

そもそも、外から中に入ってくるという意味で、観光分野では特に訪日外国人旅行または旅行者を指す。

※ルーラルツーリズム

ルーラル (rural) は田舎、田園に関するさまと訳され、ルーラルツーリズムは農山漁村地域での滞在型余暇活動全般を指す。

(3) 知を活かす「学術文化都市」

高等教育機関の集積を本市の戦略的資源として地域振興に生かし、新時代における都市の品格を高めます。

慶應義塾大学先端生命科学研究所（以下「慶應先端研」という。）の世界最先端の研究開発を一層促進しながら、[※]バイオ関連産業や研究機関の集積を図るとともに、山形大学農学部（以下「山大農学部」という。）、鶴岡工業高等専門学校（以下「鶴岡高専」という。）及び東北公益文科大学大学院（以下「公益大大学院」という。）の本市高等教育機関と地域産業との連携を進め、[※]バイオクラスターの形成を促進します。また、慶應先端研の研究成果を市民の健康長寿に役立て、地域の健康増進や医療の充実につなげるとともに、バイオ分野などにおける若い人材の育成や誘致を図ります。

○主な施策

①慶應先端研の研究開発の促進

若年層や優れた人材の流入や定着、交流、また地域の産業の高度化、新たな[※]知識集約型産業の創造や誘致など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、バイオクラスター形成の中核であり、世界的に最先端の研究で成果を上げている慶應先端研の研究開発を一層促進します。

②バイオを核とした高度な産業集積の促進

次代を担う成長分野での新しい産業の振興を図るため、高等教育機関の研究成果をもとに、医療、食品、環境などバイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターを形成するとともに、その受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備します。

※バイオ

6ページ参照

※バイオクラスター

バイオテクノロジーに関する大学や企業などが連携しながら集積していること。

※知識集約型産業

研究開発、デザイン、専門的判断など高い知的活動が生産に重要な役割を果たす産業。

③がん研究等を生かした健康・医療地域づくりの推進

慶應先端研のがん研究などを未来の市民の健康長寿に役立てるため、「[※]鶴岡みらい健康調査」に協力、支援するとともに、地域の医療や保健、福祉などの関係機関と連携し、地域の健康増進や医療の充実を図ります。

④若い人材の育成と誘致

これからの時代に求められる[※]バイオ分野などの人材を育成するため、高等教育機関が輩出する人材が地域に定着し、また若年層や優れた人材が流入するよう高等教育機関が展開する人材育成事業を支援します。

⑤高等教育機関の連携

高等教育機関の集積を生かし、学術文化都市形成を総合的に推進するため、各機関の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。

⑥高等教育機関が中核となった地域産学官連携の取組みの促進

高等教育機関と企業との共同研究開発などを強化するため、山大農学部や鶴岡高専などを中核とした地域産学官連携の取組みを促進します。

※鶴岡みらい健康調査

慶應先端研の解析技術を用い、市民1万人の健康状態を中・長期にわたって調査することにより、生活習慣病の予防の鍵となる新しい医学情報を明らかにし、次世代の健康診断などの健康づくり対策に役立てるために実施される疫学調査。

※バイオ

6ページ参照

(4) 暮らす環境を整える「安心文化都市」

市民一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせる環境を整えます。

本市の少子化の実態を踏まえ、結婚活動への支援や子育て支援、母子の健康・医療の充実など、総合的な少子化対策に積極的に取り組むとともに、人口減少に歯止めをかけるため本市への移住・定住を促進します。また、災害に強いまちづくりや医療・福祉・介護体制の充実、健康診断受診率日本一をめざす取組み、地域コミュニティの活性化につながる取組み、空き家対策など、地域で安心して暮らせる取組みを推進します。

○主な施策

①総合的な少子化対策の推進

少子化に歯止めをかけるため、結婚に向けた活動の支援や、妊婦健診の受診・不妊治療への支援、子育ての負担軽減策の実施など子どもを産み育てやすい環境の整備のほか、若者の雇用促進や産業の振興、良好な生活環境や教育環境の整備など、総合的に少子化対策を推進します。

②移住・定住の促進

人口減少の進行が予測されるなか、流入者を増やし人口の増加を図るため、首都圏在住者などに対する鶴岡のPR活動や[※]U I Jターンに関する相談事業、

※U I Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻ることで、Iターンは出身地以外の地方へ移住すること、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住することを指す。

受入企業などの情報発信、地域の魅力や課題を知る機会の提供など、本市への移住・定住を促進します。

③自然災害に強いまちづくりの推進

異常気象などの自然災害による被害をできるだけ未然に防ぐため、建築物、道路、橋梁などの耐震化や機能強化に加え、治山・治水対策を推進し社会基盤整備を進めるほか、消防機能や防災拠点機能、自主防災活動の充実を図り、自然災害に強いまちづくりを推進します。

④地域コミュニティ活性化の推進

人口減少や高齢化が進展するなか、活力ある地域社会を維持していくため、子どもから高齢者まで、多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりの推進や、身近な地域課題に住民が主体的に取り組む体制づくり、地域活動の担い手の確保や地域リーダーの育成など、地域コミュニティの活性化を推進します。

⑤健診受診率日本一をめざした施策の推進

病気の早期発見や早期治療を促し健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査と保健指導の実施体制の整備、^{*}特定健診や特定保健指導の委託機関との連携強化、がん検診の受診率向上に向けた取組みの推進など、健診受診率日本一をめざした施策を推進します。

⑥福祉・介護体制の充実

障害者や高齢者が地域で安心して暮らせる環境を整備するため、障害者に対する相談体制の強化や生活、就労などに対する支援の充実を図るとともに、介護サービス提供基盤の一層の充実や介護と医療との連携強化を図ります。

⑦荘内病院の機能充実

市民に安全・安心な医療を提供するため、医師の確保や医療従事者の^{*}スキルアップ・養成・確保、さらには高度医療などに対応した高度医療機器や医療情報システムの整備、地域医療連携の推進などにより、地域における医療提供体制の充実を図るとともに、災害時の患者受入れなどを想定した訓練の実施などにより災害時医療体制の充実を図ります。

⑧スポーツ環境づくりの推進

市民の健康づくりや生涯スポーツの機会の充実を図るため、市民が主体的に参画する総合型スポーツクラブの育成・支援や、地域の自然や文化に触れることができる里山あるきなどのウォーキングの普及を図るとともに、安全・安心に利用できるスポーツ施設の整備充実を図ります。

⑨公共交通輸送対策の推進

広範な市域における日常の交通手段を確保するため、既存バス路線の路線維持や運行確保を図るとともに、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入などの支援により地域の公共交通を維持します。

※特定健診・特定保健指導

メタボリックシンドローム（内臓脂肪型肥満）に着目して生活習慣病の早期発見と予防を目的として実施する、医療保険者に義務付けられた健康診断や保健指導のこと。

※スキルアップ

訓練して技術、技能を身に付けること。

⑩空き家等の適正管理と有効活用

快適で安全・安心な住環境を確保するため、空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家の発生を抑制するとともに、民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域の特性を勘案し、活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。

(5) 自然と共に生きる「森林文化都市」

恵まれた自然を生かし、自然と共に生きる地域づくりを推進します。

本市は、東北一広い面積を有し、豊富な森林資源に恵まれています。その恵まれた森林を生かし、公共施設への地域産材の利用や市民の森に親しむ機会の創出、森林のなかでの子どもの育成などに取り組むとともに、子どもたちへの自然について学ぶ機会の提供や、さらには木質バイオマスの活用、小規模水力発電などの再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

また、農山村の過疎地域に暮らす人々の生活維持を支援し、地域の活性化を図ります。

○主な施策

①庄内自然博物館構想の推進

高館山自然休養林、ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用し、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができるよう自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とする学習活動を推進します。

②豊かな自然のなかでの子どもの育成

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気でたくましい成長を促進するため、子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会を積極的に提供します。

③森に親しむ機会の創出

市民が気軽に森林に親しみ、心安らげる空間として活用できるよう遊歩道や案内板、標識など森林内の施設整備を推進するとともに、森林や木を活用したイベントの実施や森林浴、森林散策などの情報発信により、市民が森林に親しむ機会の拡充を図ります。

④持続可能な森林経営基盤の整備

森林の荒廃を防ぎ、森林資源の循環を促すため、林道、作業道の路網整備を

※木質バイオマス
5ページ参照

※再生可能エネルギー
5ページ参照

※ラムサール条約登録地
1971年にイランのラムサールで採択された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」により定められた基準に沿って「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に登録された湿地のこと。

推進し、その適切な維持管理に努めるとともに、森林経営計画を活用した小規模林地の集約化施業や低級材のバイオマス利用の促進により、木材生産コストを低減し、森林経営の安定化を図ります。

⑤地域産材の利用促進

木材の地産地消を進め、地域産材による家づくりの推進など、地域産材への理解と消費を促すとともに、公共建築物についても、地域産材の利用を積極的に進めます。

⑥再生可能エネルギーの導入拡大

本市の恵まれた地域資源や特性を生かし、小規模水力発電や太陽光発電、木質バイオマスの活用などにより、産業振興や雇用の創出など、地域の活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進します。

⑦過疎地域の活性化

環境保全や水資源の供給などに大きな役割を果たしてきた農山村集落の住民の定住を図るため、その優れた景観の維持・保全と、防災対策・生活環境の整備を進めるとともに、[※]集落支援員や[※]地域おこし協力隊を配置するなど、過疎地域の生活維持を支援し、活性化を図ります。

※集落支援員

地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関して、ノウハウや知見を有した人材を、地方自治体が委嘱し、集落への目配りとして、集落の状況把握や集落点検の実施、住民同士の話し合いなどを促進するもの。

※地域おこし協力隊

地方自治体が、都市住民を受け入れて委嘱し、地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など地域協力活動に従事してもらい、あわせて定住・定着を図りながら、地域の活性化につなげるもの。

4 地域振興のビジョンに基づく施策

本市は、社会経済情勢の大きな変革のなか、明るい新時代をひらいていくため、平成17年に6市町村が合併し、誕生しました。その結果、全国有数の広大な面積を持ち、自然や歴史、文化面などにおいて、豊富で多様な地域資源を有する市となりました。

一方で、合併後に中心部のみに機能が集積し、周辺部が活力を失くしていくのではないかと懸念されたことから、平成19年度には旧町村地域の振興を図ることを目的に、藤島・羽黒・櫛引・朝日・温海の5地域において「地域振興ビジョン」を策定しました。

今後も各地域の資源をより一層高度に活用し、地域の振興を図っていくとともに、各地域の実態を踏まえ、合併後もそれぞれの生活が守られ、安心して暮らせるよう、また明るい希望を持てる地域社会を実現するため、所要の施策を講じていく必要があります。

市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進め、真にいきいきと暮らし続けることができる活力に満ちた豊かな地域社会をめざします。

(1) 藤島地域

○地域振興の方向

藤島地域には多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域です。また、合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、^{*}エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。今後も、農業関連資源を生かした地域振興を積極的に進めるとともに、引き続き、エコタウンプロジェクトの推進を図ります。

また、これまでまちづくりに活用してきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」など、地域が育んできた貴重な地域資源を次世代にしっかりと継承し、有効に活用することにより、市内外の交流の拡大を図り、地域の振興が図られるよう努めます。

※エコタウンプロジェクト
人と環境にやさしいまちの実現をめざし、持続可能な環境にやさしい暮らし方や、安心・安全な循環型のまちづくりを推進するプロジェクト。

1) 農業関連資源を生かした地域振興の実現

○施策の方向

藤島元町地域に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど、庄内農業の中心である藤島の魅力を積極的に発信し、農業を基幹産業とする藤島地域の振興、活性化を推進します。また、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来や魅力に関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育む施策を推進します。

○主な施策

①人と環境にやさしい農業の推進

地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトのこれまで蓄積されたノウハウなどを生かし、環境に配慮した人と環境にやさしい藤島地域ならではの農業を推進します。

②米作りがさかんな庄内農業の中心である藤島の情報発信

農産物の知名度アップと販路拡大に向け、集積する農業関連施設や人と環境にやさしい農業の取組みなど、庄内農業の中心である藤島地域の魅力を積極的に発信するとともに、農業分野における特色ある資源を生かした地域振興策を一層推進します。

③食農教育等を通じたふるさと意識の醸成

地域の未来を担う子どもたちに、地元の主産業である農業について[※]食農教育や農業体験学習などを通じて学ぶ機会を提供することにより、庄内農業への関心を深め、地域に対する誇りと愛着を育みます。

④庄内農業高等学校と地域との連携推進

庄内農業高等学校のこれまでの伝統及び教育活動の特色などを踏まえつつ、より魅力ある学校として発展することを支援するとともに、地域の活性化を図るため、庄内農業高等学校地域連携協議会を中心として、同校と地域や関係団体などとの連携を推進します。

※食農教育
「食」とそれを生み出す「農」について、体験し、学ぶこと。

2) ふじの里づくりの推進

○施策の方向

ふじにこだわった歴史公園の整備やふじの里づくりの推進など、地域資源、特性などを生かした取組みを一層発展させながら、地域住民が誇りと愛着をもって暮らしていける地域づくりと、活力あるまちづくりを推進します。

また、伝統芸能の継承は、地域に誇りと愛着をもたらし、地域コミュニティにおける人と人とのつながりを保つなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげていきます。

○主な施策

①歴史公園を活用した藤島地域の魅力発信

ふじにこだわった歴史公園の開園を契機として、歴史公園をテーマ性のある地域資源として活用し、賑わいのある地域づくりを推進するとともに、訪れる人もふじの魅力を体感できる里となるような取組みを展開し、交流人口の拡大を図ります。

②住民協働によるふじ棚等の適正な維持管理の推進

市民の主体性をまちづくりに生かし、公共施設などのふじ棚や歴史公園の適正な維持管理について、地域住民、ボランティア、各種団体、行政などが協働で取り組むパートナーシップの構築を図ります。

③伝統芸能の育成と地域コミュニティづくり

藤島地域は、「獅子郷」といわれるほど獅子踊りが多く保存・伝承されており、伝統芸能の伝承は、地域のふるさと意識やコミュニティ意識を醸成し、地域への誇りを抱かせ、人と人とが共生し、うるおいのある地域社会づくりに貢献するなど、その果たす効果は大きいことから、伝統芸能を育成し、地域コミュニティづくりにつなげます。

(2) 羽黒地域

○地域振興の方向

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化遺産、門前集落の街並や松ヶ岡開墾場など価値の高い歴史的景観を有し、また、月山山麓に広がる中山間地は豊かな農村環境に恵まれています。さらに映画をテーマにした新たな観光拠点がつくられるなど、観光と農業を基軸とした地域の発展が見込まれており、観光、中山間地の資源活用を通して交流人口の増加による地域の振興を図ります。

1) 観光の振興

○施策の方向

手向門前町の魅力向上のため、伝統的建築や「[※]講」、精進料理など有形無形の歴史的文化的資産の保全継承とそれらを活用した来訪者の増加に向けた取組みを推進します。松ヶ岡開墾場については、地域の振興団体へ支援を行い蚕室などの保存整備を推進し、有効活用を図ります。また、映画を活用した誘客、既存の観光施設の連携による周遊型の観光誘客施策を強化するなど、これらの観光振興を市民との協働で進めます。

※講

同一の信仰を持つ人々が組織した団体のことで、出羽三山講は江戸時代に東北地方や関東地方に多く結成された。

○主な施策

①出羽三山・修験の里再生による歴史文化の継承と発信

住民意識の醸成を図りながら、手向宿坊街の修景整備や歴史的景観の保全活動、^{*}精進料理プロジェクトなど歴史的背景を持つ地域活動の維持継承、さらには街歩きコースの検討や講演会、シンポジウムの開催など、それらを観光資源として活用し発信する活動を支援します。

②松ヶ岡開墾場の歴史的環境保存活用による地域活性化

松ヶ岡開墾場の歴史的風致形成建造物である蚕室、本陣を保全、活用し、住民が主体となって地域づくりが進められるよう、松ヶ岡地域振興ビジョンの各種事業を支援します。

③映画ロケ支援等観光連携による周遊・滞在型観光誘客の強化

地域の観光振興を図るため、民間による映画ロケ誘致や映画を活用した誘客事業に対し支援するとともに、出羽三山をはじめとする既存の観光施設との連携による周遊・滞在型の観光誘客策を強化します。

※精進料理プロジェクト
出羽三山の食文化の継承と、精進料理を切り口とした観光振興を目的に、宿坊の後継者や若女将などが組織して行う地域づくりの取組み。

2) 農業の振興

○施策の方向

羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなどの園芸作物について、高品質な農産物の生産体制の確立と新商品開発や土づくりなどによる付加価値の向上を図り、産地のブランド化につなげます。また、中山間地域の耕作放棄地を再生し、優良農地の確保と農地の有効活用を図ります。月山高原ハーモニーパークや月山高原活性化センターなどの既存施設については、地域の生産者や民間による有効活用も図り、市民農園や農業体験を通じた都市交流の拡大、地域の活性化を図ります。

○主な施策

①条件不利地、遊休農地の再生と活用

優良農地の確保を図るため、条件不利地や遊休農地の整備を行うとともに、月山麓畑作団地内における遊休農地の有効活用のため、市民農園の整備などにより都市部の住民と継続的な交流のできる場を確保します。

②都市と農村の交流による地域活性化

市民農園の整備や月山高原ハーモニーパークのリニューアル、月山高原活性化センターなどの民間による有効活用を図り、これらを利用した体験プログラムを整備し、観光と農業の連携による観光ルートづくりを進め、都市住民と中山間地域交流の拡大を図ります。

③園芸作物の産地強化による振興

羽黒地域の特産物である庄内柿やアスパラガスなどの園芸作物について、高品質で安定的な栽培方法の確立、新商品の開発や土づくりなどの[※]耕畜連携の推進による付加価値の向上、農業産出額の増加を図るため、生産者や農協などの関係機関と連携し、研修会やシンポジウムの開催、情報発信などを行います。

※耕畜連携
7ページ参照

(3) 櫛引地域

○地域振興の方向

櫛引地域は、農業を主要な産業としており、なかでも果樹生産については庄内でも有数の産地になっています。また、黒川能に代表されるような貴重な伝統芸能や伝統行事が各集落に伝承されているなど、豊かな農業資源や歴史文化資源の集積があります。

これらの地域資源を生かした地域振興を図るため、フルーツの里づくり、グリーン・ツーリズムと観光の推進、歴史・文化の里整備を地域振興の3つの柱として、各種振興策を一体的に推進します。

1) フルーツの里づくり

○施策の方向

果樹生産について、担い手の育成や生産基盤の安定化を図りながらブランド化に向けた取組みを一層推進するとともに、観光資源としての活用も促進するなど、「フルーツの里づくり」を進め、果樹生産の分野において本市の先駆的な役割を果たします。

○主な施策

①果樹生産基盤の整備推進

国県事業などを積極的に活用しながら振興品種への改植や高生産性施設などの整備を推進し、果樹生産基盤の安定化を図ります。

②フルーツの里ブランド化の推進

庄内地方で随一の多品目果樹産地として、優れた生産基盤を土台に高品質の果樹生産に取り組むとともに、産直販売や加工、観光果樹園などとの相乗効果を高めながら、櫛引地域産の果樹のブランド化を一層推進します。

③観光果樹園の拡大とネットワーク化

体験型観光の需要が高まりを見せるなか、観光果樹園について魅力ある観光資源として育成を図るとともに、周辺観光施設とも連携し、観光客の回遊を促

すようなネットワーク化を推進します。

④果樹生産農家の担い手育成と樹園地集積の推進

高齢化が進む果樹生産農家の後継者対策として、果樹生産における受委託の調査研究や組織化・法人化に向けた取組みを支援し、樹園地の集積や新たな担い手の育成を図るとともに、果樹生産を新たな雇用の場として捉え、雇用の創出につなげます。

2) グリーン・ツーリズムと観光の推進

○施策の方向

櫛引地域では、農業体験を取り入れた修学旅行の受入れや農家民宿の取組みが活発に行われているほか、産直施設や観光果樹園、自然や歴史文化などの地域資源も多くあることから、それらを有機的に組み合わせ活用することで交流人口を拡大するなど、グリーン・ツーリズムと観光を一体的に推進します。

○主な施策

①都市と農村の交流活動の推進

県外からの修学旅行や農業体験の受入れ、首都圏での農産物販売など、都市と農村の交流を起点にした地域のPRや農村への理解を広げるとともに、地域の担い手の意欲喚起や農産物の販路拡大に向けた取組みなどを支援します。

②農家民宿の拡大

農業経営の安定と交流人口の拡大を目的とした農家民宿の取組みを推進するため、新規農家民宿の開設支援や運営する農家の資質向上のための研修、さらには観光分野との連携について支援します。

③ワーキングホリデーやファームステイ等の取組みの推進

農家の^{*}ワーキングホリデーや^{*}ファームステイなどの取組みを支援し、農業労働力の確保や農産物の販路拡大などにつなげるとともに、U・Iターンや新規就農者の増加を図ります。

※ワーキングホリデー

農村地域外の人が休日や余暇を利用し、農村でボランティアとして無理のない農作業の手伝いをする仕組み。

※ファームステイ

都市部に住む人が、農村地帯で基本的に住み込みで農家の人と一緒に農業などの仕事や手伝いなどをして滞在すること。

3) 歴史・文化の里整備

○施策の方向

櫛引地域を代表する文化財である「黒川能」や「丸岡城跡と加藤清正墓碑」をはじめとした各集落に伝承されている歴史文化資源について、その保存伝承や掘り起こしなどを行い、郷土愛の育みや地域コミュニティの求心力につなげます。また、それらを更に磨き上げ、魅力ある地域資源として活用することで、交流人口の拡大を図ります。

○主な施策

①黒川能における有形・無形文化財としての価値継承

伝承組織と連携協力しながら、能役者などの後継者育成や地域住民の保存伝承に対する機運醸成を図るとともに、「^{*}黒川能面装束図譜」の発刊などにより地域内外への情報発信を行うほか、黒川能に関する情報のデータベース化を進めるなど、後世への貴重な記録資料の整備を推進します。

②歴史遺産継承の取組みによる交流人口の拡大

丸岡城跡史跡公園内に、加藤清正・忠廣ゆかりの歴史遺産資料を展示公開するガイダンス施設を整備し、これを契機に観光振興による地域の活性化や新たな賑わいの創出、次世代を担う子どもの郷土愛の醸成を図ります。

③魅力ある地域資源の活用による賑わいの創出

各集落に伝わる天狗舞、獅子舞などの伝統芸能や地域の祭りのなかで継承されている伝統行事、また横綱柏戸記念館などの地域資源について、改めてその価値を掘り起こしながら地域全体で共有・支援し、賑わいの創出につなげます。

(4) 朝日地域

○地域振興の方向

朝日地域の資源は、美しく豊かな自然や森林の恵み・山郷の生活文化であり、月山ワインに代表される特産品は、森林の恵みと住民の知恵の結晶であると言えます。そうした自然環境を保全しながら農林業の振興を図るとともに、壮大な自然を活用した自然体験学習プログラムの開発・提供により心と体の健康や癒しの場をつくります。また、定住対策として、地域コミュニティの維持や生活環境の整備を図ります。

1) 山の恵みを生かした複合農業の推進

○施策の方向

地域の特産品である月山ワインの消費拡大と、加工品の開発による山ぶどうの安定生産をめざすとともに、^{*}特用林産物などの生産、加工、開発と販路の確立のための仕組みを構築します。

また、豊富な森林資源などの^{*}再生可能エネルギーを活用するための基盤づくりを推進します。

※黒川能面装束図譜

古くから黒川に伝わる面や、国指定重要文化財の装束及び県指定文化財の装束を含め212点を精緻な写真で掲載した図録。

※特用林産物

食用のきのこ、樹実類、山菜類などや非食用のうるし、木ろうなどの伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭など森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総称。

※再生可能エネルギー

5ページ参照

○主な施策

①山ぶどう加工品開発の推進

朝日地域の山ぶどうは、地域を代表する特産品「月山ワイン」の原料となる特用林産物であり、その栽培のさらなる振興に努めるとともに、新品種ワインの醸造と新たな加工品開発に取り組みます。

②「山の恵み」産地化の推進

豊かな自然から生まれる特用林産物などの「山の恵み」は地域の財産であり、将来に渡り守り受け継いでいくため特産品の栽培・加工技術の開発に取り組みながら、里山の保全と「山の恵み」の産地化を推進します。

③地域特性を生かした再生可能エネルギー活用

雪や水資源、森林資源など、再生可能エネルギーが豊富な朝日地域はエネルギーの産地消を推進する優位性があることから、雪冷熱や小規模水力発電、^{*}木質バイオマスの活用などを推進します。

※木質バイオマス
5ページ参照

2) 山村生活文化の継承による地域づくり

○施策の方向

住む人自身が山村生活の文化を理解し、継承することによって、交流や外部人材の誘致につなげ、自然・歴史・環境学習事業の展開を図り、森林文化都市の中核を担います。

また、集落自治機能を維持し、心豊かに生活できる地域づくりを推進します。

○主な施策

①六十里越街道「癒しと再生の道」づくり

庄内と内陸を結ぶ物流・交易の道として長い歴史を持つ六十里越街道を「癒しと再生の道」として、その魅力をさらに高めるため、新たなプログラム開発とガイド養成、マーケットの開拓、新規周遊ルートの開設などを推進します。

②自然体験学習活動の推進

大鳥自然の家などの施設を活用し、自然体験学習活動を推進するため、地元住民と協働で多様な自然体験学習プログラムを提供するなど、地域の魅力を高めるためのプログラムを充実させるとともに、自然体験学習活動の拠点機能の整備を進めます。

③観光資源の再生と人材活用

朝日地域はアウトドアスポーツに気軽に親しむことができる豊かな自然に恵まれており、そうした観光資源を十分に活用するため、観光客の満足度を上げ、再び訪れたいくなるような基盤づくりに取り組みます。

④移住・定住の促進

過疎、高齢化、集落の規模の縮小による自治機能の低下に歯止めをかけ、住みやすい地域をつくるため、山間・豪雪地にあっても後継者が定住しやすい環境をつくるとともに、朝日地域の豊かな自然や景観、山村生活文化などの魅力を発信して、移住・定住を促進します。

(5) 温海地域

○地域振興の方向

日本海東北自動車道（あつみ温泉 I C～鶴岡 J C T間）の開通や予定される日本海沿岸東北自動車道の全線開通、鼠ヶ関 I C（仮称）の設置など社会基盤の整備による環境変化を的確に捉え、交流人口の拡大を図ります。また、豊かな自然と歴史が生み出す「温海かぶ」などの食文化、「しな織」などの伝統工芸、その他多様な資源を最大限に生かし、行政と住民が一体となって地域振興を図るとともに、資源維持のための後継者育成に取り組みます。

1) あつみ温泉の振興

○施策の方向

あつみ温泉は温海川沿いの「かじか通り」が整備され、日本海東北自動車道開通の効果もあり観光客は増加傾向にあります。この機を捉え、多様な旅行ニーズに対応するため、「そぞろ歩きの楽しいあつみ温泉のまちづくり」を目標に、温泉街のさらなる魅力づくりと周辺環境の整備を推進するとともに、おもてなしの質を高めて観光客の増加を図ります。

○主な施策

①おもてなしの景観づくりの推進

「そぞろ歩きの楽しいあつみ温泉のまちづくり」の実現に向け、かじか通りと葉月橋通りを景観づくりの重点区域として、住民との協働によるおもてなしの心が伝わる景観づくりを推進するとともに、空き店舗の活用を支援します。

②温泉周辺の観光スポットの整備

温海岳や天魄山、湯見ヶ滝などの^{*}トレッキングコースや温泉周辺で開催されるイベントなど、観光資源の魅力の向上を促進し、あつみ温泉との結びつきを強化するとともに、温泉街の歴史的、文化的資源を新たな観光スポットとして整備し、滞在型、体験型旅行の誘客を図ります。

※トレッキング
健康やレクリエーションのため
の山歩き。

③観光ガイドの育成と観光案内機能の強化

あつみ温泉の活性化に携わる各団体が、あつみ観光協会を中心に主体的かつ効果的に活動できるよう支援するとともに、観光ガイドの育成や観光案内機能を強化し、おもてなしの充実を図ります。

2) 海・水産業を生かした地域振興

○施策の方向

温海地域は、日本海に面し豊かな海洋資源に恵まれており、特に鼠ヶ関は漁業やヨット、海水浴などの海洋レジャーの拠点となっています。この鼠ヶ関を拠点として温海地域の新鮮な魚介類を広くPRし、漁業の振興を図るとともに、年間を通して海に親しむことができる海洋レジャー基地としての整備を推進し、交流人口の増加を図ります。

○主な施策

①新鮮な魚介類のPRとブランド化の推進

漁業の振興と後継者の育成を図るため、鼠ヶ関地内において新鮮な魚介類を提供する食堂や直売所の整備を推進するとともに、産地表示や出荷ルールの取決めなど、漁業者自らのブランド化の取り組みやイベント開催によるPR活動を支援します。

②水産加工品の研究開発

漁業者の所得向上や安定的な収入の確保のため、温海地域の魚介類や食文化を広くPRし、販路の拡大を図るとともに、新たな加工品の研究開発を支援します。

③海洋レジャー基地としての環境整備

鼠ヶ関地内の「はなさき路」周辺について、マリーナ、マリンパーク、キャンプ場などのレジャー施設や念珠関址、弁天島などの史跡・景勝地、さらに漁港が隣接する立地などを生かし、観光拠点としての整備を進めるとともに、海を活用した体験メニューの構築や指導者の養成、農業・林業などとの連携強化など、温海地域の体験プログラムの拠点としての整備を図ります。

3) 交流を核とした地域振興

○施策の方向

高速交通ネットワークの充実や旅行形態が団体型から個人型に変化し、旅行ニーズも多様化していることから、豊かな自然や歴史、伝統文化などあらゆる地域資源を活用し、農山漁村体験や海洋レジャーなどを通して交流人口の増加を図ると

ともに、各地区の多様な食文化や生活文化を有機的に連動させ、地産地消の推進や地域特産品の活用による農林水産業の活性化を図ります。

○主な施策

①インターチェンジ周辺の土地利用の推進

産業振興や地域の活性化を図るため、日本海東北自動車道の「あつみ温泉 I C」、「いらがわ I C」及び「鼠ヶ関 I C（仮称）」周辺の土地の有効活用と環境整備を推進します。

②温海地域全体をフィールドとした体験プログラムの開発と指導者養成

教育旅行や体験型旅行の受入れに向け、体験プログラムの開発や指導者の養成のため、地域で旅行客の受入れについて活動する団体を支援します。

③体験型・滞在型旅行や教育旅行の誘致に向けた環境整備と P R

各自治会や団体において独自に開催されているイベントなどを有機的に結びつけ、体験プログラムとして再構成するとともに、実施体制の確保と P R の強化に取り組みます。

④地域内連携による地産地消の推進

観光客に対する安全・安心で特色のある食の提供と地域内産業の活性化を図るため、地産地消コーディネーターを養成し、地域の食材や食文化を消費量が多い「あつみ温泉」の旅館に提供するシステムを構築します。

⑤地域特産品の活用と育成

地域の活性化を図るため、「温海かぶ」や「しな織」、「温海こけし」などの特産品の活用や P R の強化に取り組むとともに、その生産技法や品質を維持・継承できるよう後継者の育成に取り組みます。

5 計画の推進のために

総合計画の推進のため、市民・地域・行政が互いの信頼を深め、まちづくりの基本的な方向性を共有しながら、協調・協力関係を構築するとともに、地方分権改革など構造的な改革の進展に対応し、施策の自立的かつ効果的な実施に向けて行政機能の充実強化を図ります。

このような取組みを積極的に推進し、計画の実効性を高めるため、市民参画による計画推進のシステムを整え、効果的な施策が講じられるように配慮します。

(1) 市民・地域・行政の協調・協力による総合力の発揮

多様化する市民ニーズに適切に対応するため、市民、[※]NPO、企業などの多様な主体が活躍していただく意義は大変大きく、また時代の要請でもあります。市民・地域・行政が互いに協調・協力し、総合力を発揮することで持続可能な希望あふれる鶴岡市を市民とともにつくります。

○主な施策

- ①市民の声を市政に反映するため、「[※]車座ミーティング」の開催など市民の声を直接聴く機会を創出し、地域の実態把握や課題解決に努めます。
- ②市民や地域の力を地域課題の解決や地域の活性化に生かすため、「[※]鶴岡パートナーズ」の実施など市民・地域・行政の協働のまちづくりを推進します。
- ③遠方に住んでいる方々などからの支援を本市まちづくりに生かすため、本市出身者のふるさと会や観光大使などの鶴岡の支援者を「鶴岡サポーターズ」と位置付け、その拡充を図ります。
- ④若者の発想とエネルギーを鶴岡のまちづくりに生かすため、「[※]鶴岡まちづくり塾」の実施など本市の将来を担う若者の人材育成を図ります。
- ⑤性別にかかわらず個性と能力が発揮される社会を構築するため、男女共同参画社会の形成を推進します。

※NPO

Non Profit Organization の略、様々な分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

※車座ミーティング

市内で活動する団体などと市長がそれぞれの地元において直接意見交換を行うもの。市民の意向を市政に反映させることを目的としている。

※鶴岡パートナーズ

市民の主体的な提案などに基づいて取り組む市民と行政の協働のまちづくり。

※鶴岡まちづくり塾

本市の将来を担う若者の人材育成や交流・連携などを推進する取組み。

(2) 地方分権改革への対応と行財政改革の推進

国民主権の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするため、地方分権改革が進められています。

そのような中、本市は、新時代が求める行政ニーズに適切に対応するため、合併により効率的行政運営や財政基盤の強化を図ってきました。引き続き自主性・自立性の高い市政運営を一層推進するため、それを支える体制の構築や職員の資質向上を図るとともに、財政の健全性を維持し、総合計画の着実な推進が図られるよう、行財政改革を推進します。

○主な施策

- ①総合計画の着実な進展を図り、将来にわたって誇りを持って住み続けたいと思える地域づくりを実現するため、行財政基盤の確立を図る行財政改革の着実な推進を図ります。
- ②将来の社会経済の構造的変化に対応するため、中長期的、分野横断的に取り組むべき課題の調査検討を行います。
- ③効率的かつ効果的な市政運営を図るため、[※]定住自立圏構想の推進など、広域的な連携を推進します。
- ④各地域の実態や特性を踏まえ、地域の振興を図るため、庁舎の施設や機能の整備充実を図ります。
- ⑤本市の総合力を高めるため、優秀な人材の確保と職員の資質・能力の向上を図ります。

※定住自立圏構想

総務省が進める制度で、中心になる都市と周辺の自治体が、相互に役割分担して連携・協力することによって圏域全体で生活機能を維持し、地方圏への人の流れを創出する目的のもの。本市は三川町及び庄内町と圏域を形成し、平成25年3月に共生ビジョンを策定している。

(3) 地域の実態を踏まえた国などへの提言要望

社会情勢が激しく変化するなか、それぞれの地域が抱える課題は複雑化・多様化の傾向にあることから、国や県においてその実態をきめ細かく把握し、制度政策を立案・実施していくことが難しくなっています。

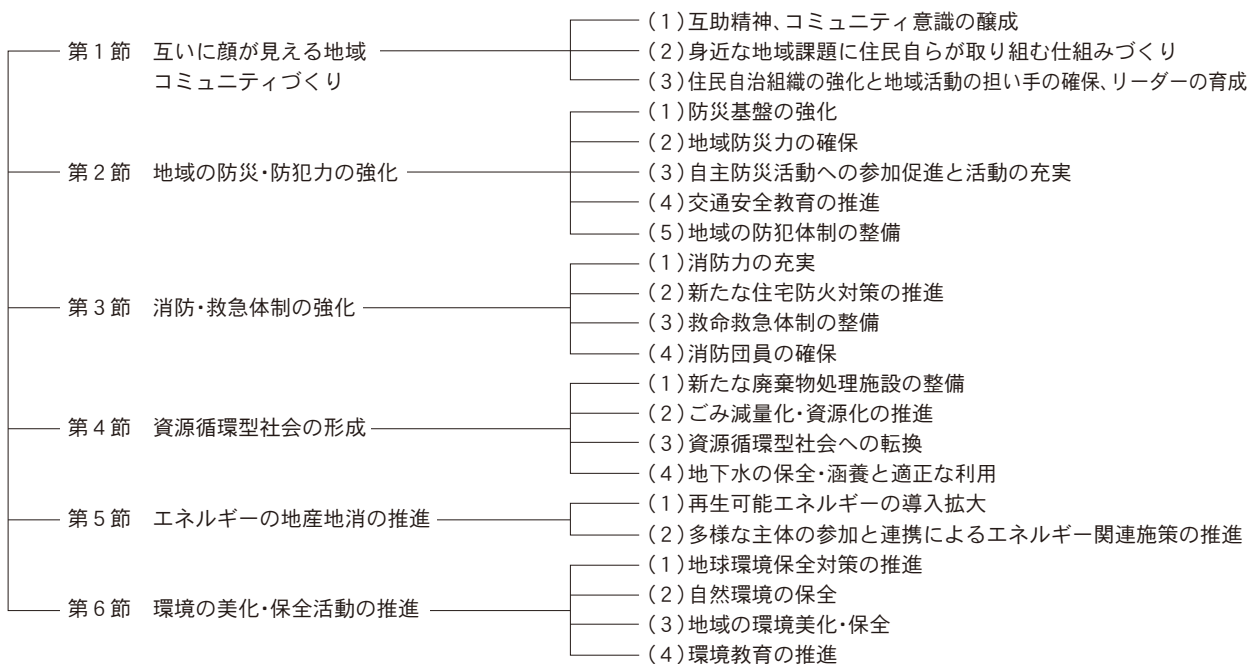
こうしたなか、市として地域の実態に基づく行政ニーズの把握に努め、共通の課題を抱える近隣市町村とも協調しながら、重要性や緊急性の高いものについて、国や県に対して補助事業の採択や財源の確保、支援制度の創設・改善などを要望するとともに、地域政策に関する提言を行っていきます。

6 分野別の施策

(体系)

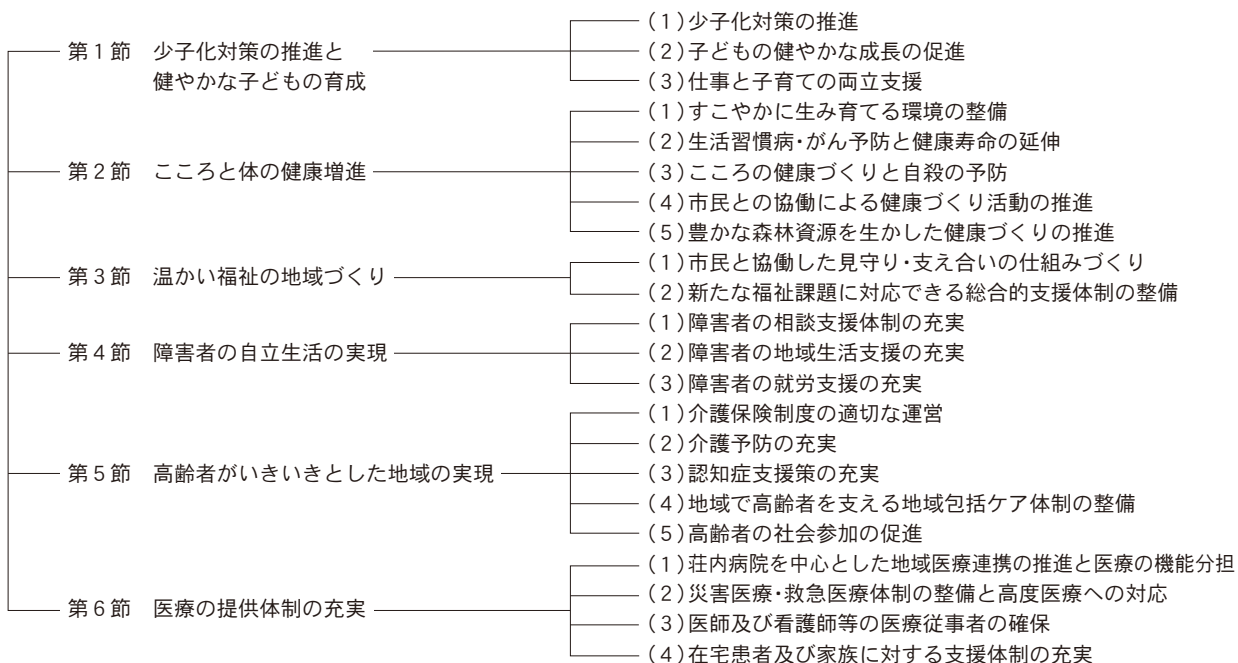
第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します



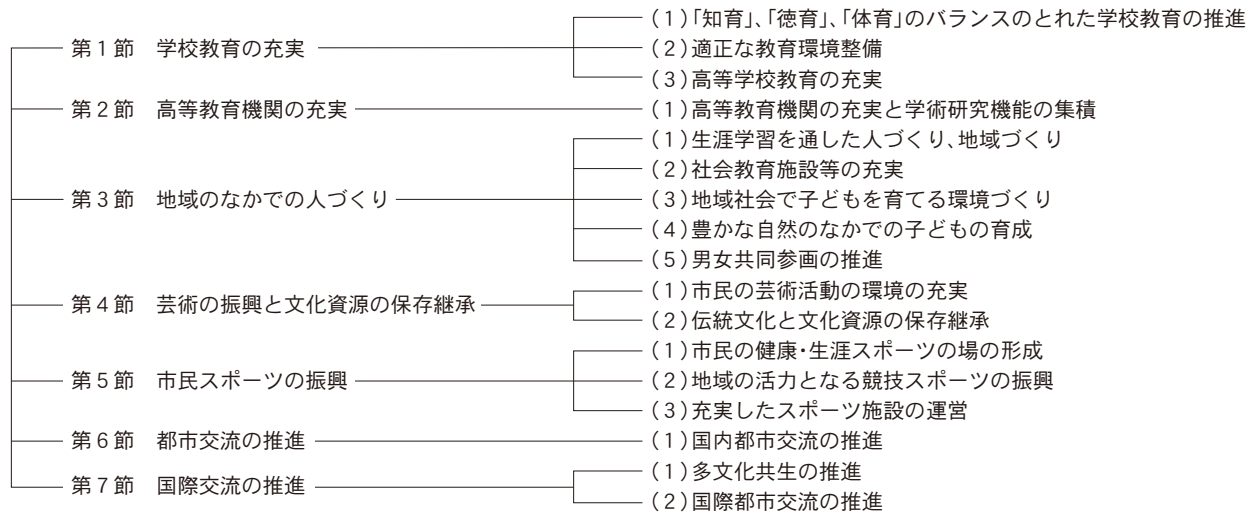
第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します



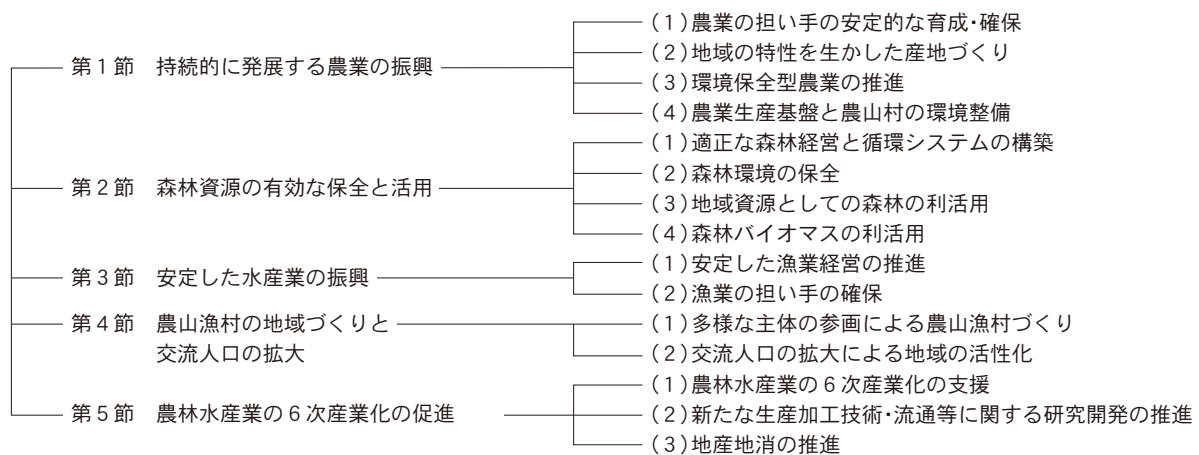
第3章

未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります



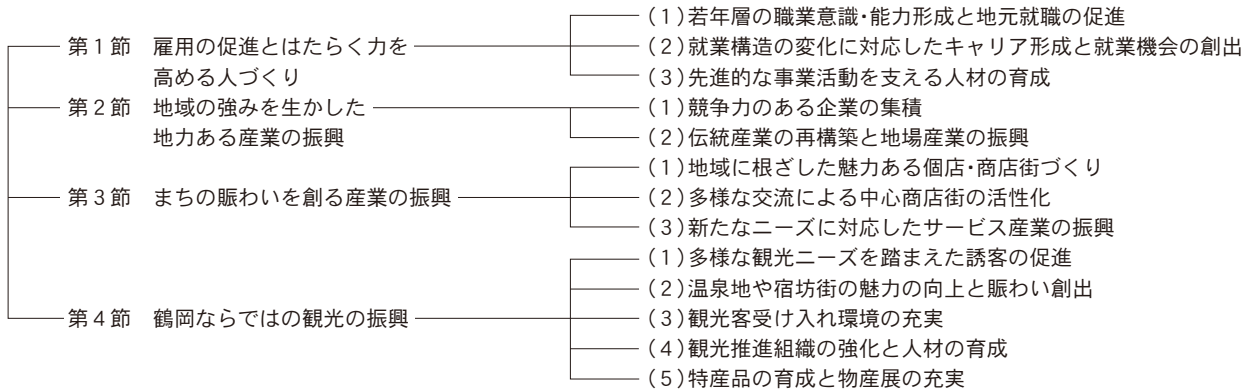
第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます



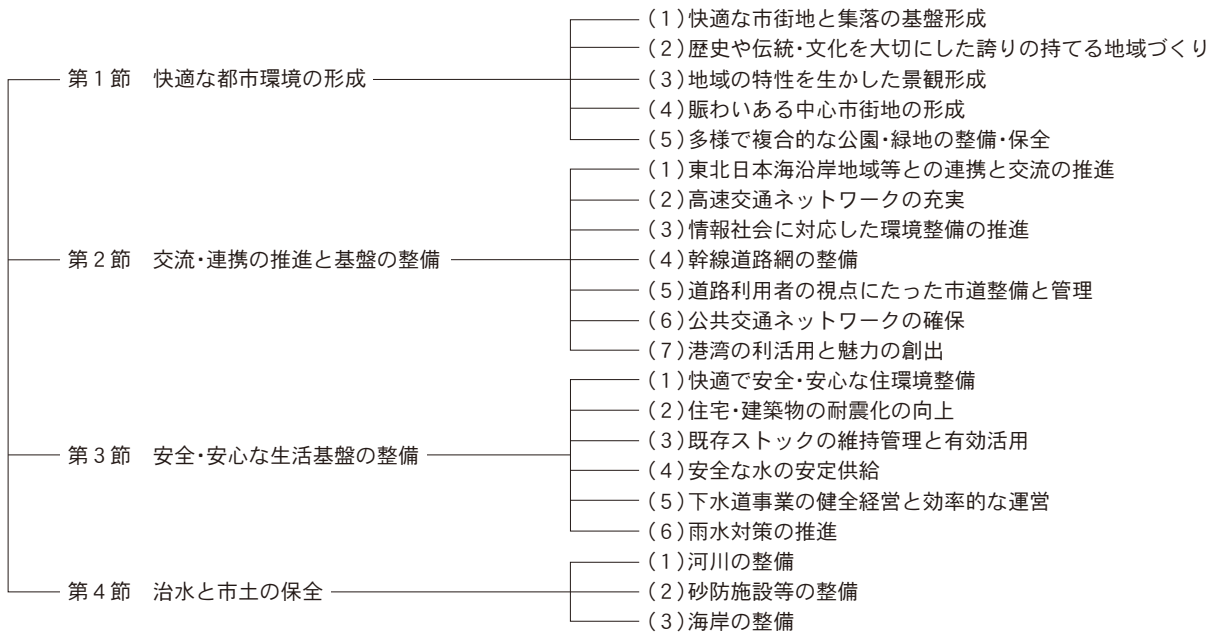
第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします



第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します



第1章

それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します



第1節 互いに顔が見える地域コミュニティづくり

(1) 互助精神、コミュニティ意識の醸成

○施策の方向

本市の^{*}地域コミュニティ基本方針に掲げる「市民がまちづくりの主役として個性あふれ豊かさを実感できる地域社会」を築くには、助け合い精神や心の通った人間関係が大変重要であり、互いの関係が良好に保たれるよう、住民のコミュニティ意識の向上を図ります。

○主な施策

- ①コミュニティ意識が醸成され、近隣の良好なコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。
- ②子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。

(2) 身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり

○施策の方向

地域的な課題や狭い地域で対応する方が効果的な課題など身近な地域課題については地域住民が主体的に取り組んでいけるよう、活力ある組織体制づくりを推進します。

また、地域の各種団体が連携する場としての活動拠点の充実や住民への情報提供などにより、地域の事情に応じたコミュニティ活動が行いやすい環境を整えます。

○主な施策

- ①防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。
- ②地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。
- ③住民自治組織で実施する生涯学習事業が、地域課題の解決や新たな地域づくり活動につながるよう、その取組みを支援します。
- ④住民自治組織を単位に担当職員を配置するなど、住民が主体となったコミュ

※地域コミュニティ基本方針
平成25年3月に策定した本市の地域コミュニティ施策を推進する上での方針。

ニティ活動に行政が持つ情報やノウハウが生かされるよう支援します。

- ⑤地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを、担当部局が連携し支援します。
- ⑥住民自治活動の拠点である^{*}コミュニティセンター及び^{*}自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。
- ⑦近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組みを築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。

(3) 住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成

○施策の方向

増加する地域の課題や住民ニーズに対応するためには、地域課題などに対応できる住民自治組織の強化が必要となることから、地域活動の担い手を確保します。

○主な施策

- ①経験豊富な高齢者や団塊の世代をはじめ幅広い人材活用を積極的に推進します。
- ②町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。
- ③地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくとともに、活動の調整役（ボランティアコーディネーター）となる人材を養成します。
- ④地域活動の担い手の減少や住民ニーズの多様化など、時代の変化に応じた住民自治組織活動の見直しや、住民・役員の負担軽減につながる取組みを推進します。
- ⑤町内会などの単位自治組織の機能を補完し、創造的な地域づくりを推進する広域的なコミュニティの組織づくりとその活動を支援します。

※コミュニティセンター

鶴岡市コミュニティセンター設置及び管理条例などにより小学校区などの区域にコミュニティセンター、地域活動センターなどの名称で設置される地域活動の拠点施設のこと。

※自治公民館

町内会や集落などの住民自治組織が設置する社会教育法第42条に規定されている公民館類似施設のこと。

第2節 地域の防災・防犯力の強化

(1) 防災基盤の強化

○施策の方向

社会基盤をより災害に強いものに整備するとともに、災害時に迅速な応急対応が図られるよう情報伝達手段、防災拠点施設や機能を充実し、また、的確な復旧対策が進められるよう関係機関、関係団体との協力体制を深め、防災基盤を強化します。

○主な施策

- ①建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を促進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。
- ②災害時の情報伝達手段を整備するとともに、避難所となる施設に防災資機材を配備するなど防災拠点機能の充実を図ります。
- ③水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救護物資の調達などにおける民間事業者や関係行政機関、近隣自治体などとの協力体制を構築します。

(2) 地域防災力の確保

○施策の方向

小規模集落の増加、核家族化の進行、就労形態の多様化、生活の個別化などにより地域防災力の主な担い手になる成年層の住民の多くが日中不在となる状況にあり、平日における災害時の対応に支障が生じることが懸念されることから、地域内の防災活動の中核となる人材を確保し、災害時の自主防災活動体制を整備します。また、身体障害者など災害時要援護者の避難などを支援するため、町内会や集落より小規模な単位である隣組単位の救助体制などの整備を促進します。

また、高齢化、過疎化などにより地域の防災活動が困難な場合は、集落を越えた広域的な体制も必要と考えられるため、防災活動が機能できる地域コミュニティ組織体制を構築します。

○主な施策

- ①自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。
- ②災害時にすべての住民が避難できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。

- ③各種災害に対するハザードマップ^{*}を作成し災害予防、減災対策に関する情報の周知を図るとともに、災害時要援護者避難支援計画に基づき避難支援に取り組みます。

(3) 自主防災活動への参加促進と活動の充実

○施策の方向

自主防災活動が地域住民相互の助け合いの心とマンパワーを最大限に発揮できるようにするために、若年層や転入者などの参加の促進、消防団との連携の強化など多様な取組みを促進します。

また、住民の防災意識の向上と知識の普及を推進するとともに、自主防災組織が実施している防災訓練について、災害初期を想定した訓練に加え、避難所開設にともなう訓練を取り入れるなど内容の充実を図ります。

○主な施策

- ①自主防災組織が実施する防災訓練や研修会などを実効性のあるものとするため、訓練内容などの充実を図ります。

(4) 交通安全教育の推進

○施策の方向

子どもや高齢者を交通事故の被害から守るとともに、高齢ドライバーの増加に伴い高齢者が交通事故の加害者となる事例の増加が懸念されることから、交通安全意識の向上を図るための教育活動を推進します。

○主な施策

- ①学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する知識の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。

(5) 地域の防犯体制の整備

○施策の方向

近年の犯罪は、地域的な見回り活動などでは対応できない、振り込め詐欺、悪

※ハザードマップ

災害から住民が安全に避難できるよう被害の予測区域や程度、避難経路、避難場所を記載した避難地図。

※災害時要援護者避難支援計画

災害発生時における災害時要援護者への支援を適切かつ円滑に実施するため、高齢者や障害者などの災害時要援護者に対する支援のあり方について、市としての基本的な考え方をまとめたもの。

質な訪問販売など、知能犯的な犯罪が増加傾向にあるなど、手口の多様化、犯罪行為の迅速化が進んでいることから、犯罪の変貌に対応した地域住民と防犯関係機関を結ぶ情報伝達網を構築し、防犯体制を整備します。

○主な施策

- ①地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。
- ②高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、防犯対策に関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。
- ③地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

第3節 消防・救急体制の強化

(1) 消防力の充実

○施策の方向

広大な市域のなか、地震や風水害など大規模な自然災害や火災から市民を守るため、消防防災施設の整備などにより機動力を強化し消防力を充実します。

○主な施策

- ①社会環境が変化するなか、複雑多様化する各種災害に即応できる消防施設や設備、資機材の計画的整備を推進します。
- ②消防防災活動における関係機関との連携や災害時応援・受援体制の整備を推進します。

(2) 新たな住宅防火対策の推進

○施策の方向

住宅からの出火防止のため、火災予防広報活動を積極的に展開し、市民の防火・防災意識の高揚を図ります。

○主な施策

- ①住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。
- ②住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、安全調理器具などの普及を推進します。
- ③高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとする関係機関との連携により防火訪問^{*}などを行い、防火意識のさらなる高揚を図ります。

※防火訪問

高齢者世帯などの自宅へ訪問し、住宅用火災警報器、防災品などの周知又は多種の相談を受けることで火災予防を図っていく事業。

(3) 救命救急体制の整備

○施策の方向

救急患者の救命率の向上を図るため、救急業務の高度化に対応した救急隊員の育成と広大な市域に対応した救急体制の整備を推進するとともに、市民による応急手当の技術を高めます。

○主な施策

- ①救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。
- ②[※]AED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。
- ③自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。
- ④児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による確かな救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。

※AED（自動体外式除細動器）
心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった時に、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器のこと。

(4) 消防団員の確保

○施策の方向

社会環境、就業構造の変化に伴う消防団員の減少を抑えるため、事業所からの消防団に対する一層の理解と協力を得られる環境を整備します。また、消防団員の多くがサラリーマン化し、日中の災害発生時において団員の確保が困難となっていることから、地域の協力体制の確立と魅力ある消防団づくりを推進します。

○主な施策

- ①消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、消防団活動への理解を促進します。
- ②団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。
- ③消防団活動協力員制度の充実を図るとともに、自主防災組織との協力体制を構築します。

第4節 資源循環型社会の形成

(1) 新たな廃棄物処理施設の整備

○施策の方向

老朽化している廃棄物処理施設の更新にあたっては、地域の生活環境や地球環境に配慮し、排出される熱利用などを考慮した施設を整備します。

○主な施策

- ①循環型社会の構築をめざす国の方針に基づき、排熱を利用した効率的なエネルギー利用など、環境に配慮した新たな廃棄物処理施設の整備を推進します。

(2) ごみ減量化・資源化の推進

○施策の方向

廃棄物の分別排出、収集、適正な処理を確保するとともに、処理施設の整備や維持管理のコスト低減を図るため、排出抑制、再使用、再資源化の3R（リデュース、リユース、リサイクル）事業を推進します。

○主な施策

- ①市民、事業者、行政がそれぞれ責任を持って3Rを推進するとともに、廃棄物減量等推進員の活動強化を図り、ごみ減量化を促進します。
- ②廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業費の低減化を図ります。
- ③市民、事業者によるリサイクル活動の推進と集団資源回収運動への支援を行い、運動の拡大を図ります。
- ④市民、事業者によるごみ減量・資源化を促進するため、国・県の各種支援制度の情報提供などを行いながら、食物残さの肥料化など、資源循環型社会の形成に積極的に取り組む事業者の拡大を図ります。
- ⑤下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の減少量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。
- ⑥一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の維持を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。

(3) 資源循環型社会への転換

○施策の方向

生活環境や自然環境の保全、環境負荷の低減をめざし、市民や事業者、行政、研究機関などが協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動を持続可能な形で展開し、資源循環型社会を形成します。

○主な施策

- ①省資源・省エネルギーを意識した生活を促すため、その意義や必要性などについて情報発信し、大量消費、大量廃棄から資源循環型の生活様式への転換を促進します。
- ②^{*}LED照明などの省エネルギーに貢献する新しい技術を使った設備や機器などの導入を推進します。
- ③事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者によるごみの資源化など廃棄物を減らす取組みを促進します。
- ④研究機関との連携により、地域の環境の保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

※LED照明

発光ダイオード(LED)を使用した照明器具で、省エネルギー・長寿命が特徴。

(4) 地下水の保全・涵養と適正な利用

○施策の方向

地下水の保全・涵養を推進するとともに、水質汚染の防止を図りながら適正な利用を促進します。

○主な施策

- ①森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い、地盤沈下や水質汚染などの環境被害を未然に防止します。
- ②庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。

第5節 エネルギーの地産地消の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

○施策の方向

本市の恵まれた自然環境や高等教育機関の集積など、地域の資源や特性を生かし、産業振興や雇用の創出などの地域の活性化につながる[※]再生可能エネルギーの導入を推進します。

※再生可能エネルギー
5ページ参照。

○主な施策

- ①本市の[※]地域エネルギービジョンに掲げる将来の姿を実現するため、そのビジョンに基づく取組みを推進します。
- ②地域に富が循環し、地域振興につながる再生可能エネルギーの導入を推進します。
- ③本市の恵まれた地域資源や特性を生かし、小規模水力発電、太陽光発電、[※]木質バイオマス利用などを推進します。

※地域エネルギービジョン
平成25年5月に策定した本市エネルギー政策を推進する上での指針。

※木質バイオマス
5ページ参照。

(2) 多様な主体の参加と連携によるエネルギー関連施策の推進

○施策の方向

各種エネルギー関連施策を推進するため、[※]産学官公民の各主体の積極的な参加を促し、互いが持つ強みを有機的に連携させ、地域の総合力を発揮できるようにします。

※産学官公民
5ページ参照。

○主な施策

- ①産学官公民の多様な主体の連携のもと、地域のシーズやニーズの把握に努め、新たなエネルギー関連事業の掘り起こしを図ります。
- ②再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、市民への普及啓発や子どもへの環境・エネルギー教育を推進します。

第6節 環境の美化・保全活動の推進

(1) 地球環境保全対策の推進

○施策の方向

地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全のための取組みについて、各行政機関が率先することはもとより、市民、事業者の意識向上と普及を図るとともに、推進体制を強化し、国・県と連携した取組みを推進します。

○主な施策

- ①鶴岡市地球温暖化対策実行計画に基づき、市の施設における温室効果ガスの排出量を削減します。
- ②環境つるおか推進協議会の組織力の強化を図るとともに、関係機関、団体などとのネットワークの形成を推進します。
- ③国・県との連携により、家庭や事業所における地球温暖化対策の意識の向上を図るとともに、「家庭のアクション」や「事業所のアクション」などの各種取組みを推進します。

※鶴岡市地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定した、市の関係施設全体の実行計画。平成20年に第1次、平成25年には第2次実行計画を策定。

※環境つるおか推進協議会

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、本市の地球環境対策を推進することを目的に、平成21年2月に設立された地域協議会。

(2) 自然環境の保全

○施策の方向

農林水産資源を育み、水源の涵養や市土の保全など多面的な機能を有する本市の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐために、原生的な自然や森林から海に至るまでの貴重な自然環境を保全、再生します。また、市民が自然からの恩恵を享受し、自然に対する理解を深め、ふれあいを促進するための取組みを進めます。

○主な施策

- ①市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。
- ②自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。
- ③高館山自然休養林、ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができるよう、自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とする学習活動を推進します。

※ラムサール条約登録地 12ページ参照。

(3) 地域の環境美化・保全

○施策の方向

快適な生活環境と豊かな自然環境を維持、保全していくため、公害防止や生活環境保全の対策を進めるとともに、不法投棄や散在性[※]廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦を通じた地域美化意識の醸成に努め、地域に適した環境美化・保全運動を推進します。

○主な施策

- ①事業所などに対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。
- ②庄内地区[※]不法投棄防止対策協議会や鶴岡市[※]不法投棄監視通報ネットワークなどと連携を図り、情報を共有し不法投棄防止に努めるとともに、不法投棄された箇所についてはさらなる環境被害防止のために、速やかな原状回復に努めます。
- ③クリーン作戦などの市民や団体が取り組む環境美化活動を支援するとともに、国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみについては、地域の住民や関係団体などと連携し、その対策を推進します。

(4) 環境教育の推進

○施策の方向

自然保護や環境保全について、市民一人ひとりの意識とマナーの向上を図るとともに、環境の保全などに率先して取り組む人材を育成するため、一般市民、児童・生徒、さらには企業を対象にした各種の環境教育活動を推進します。

○主な施策

- ①「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働で開催し、市民への意識啓発を図ります。
- ②市民の環境意識の向上を図るための教室や講座などを開催するとともに、環境の保全などについて主体的・実践的に行動する人材の育成を図ります。
- ③環境広報紙である「エコ通信」の発行により、環境に関する的確な情報を提供し、市民への普及啓発を図ります。

※散在性廃棄物

空き缶、空きびん、たばこの吸い殻などの投げ捨てごみの総称。

※庄内地区不法投棄防止対策協議会

山形県庄内総合支庁が事務局となり不法投棄防止対策の推進に取り組む関連官公庁や関連業界・団体などからなる組織。

※鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク

不法投棄の防止のため、鶴岡市が事務局を務め自治組織や行政機関、関連官公庁・団体などが連携して監視や通報に取り組む体制。

第2章

一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します



第1節 少子化対策の推進と健やかな子どもの育成

(1) 少子化対策の推進

○施策の方向

人口の減少が続き、少子高齢化が急激なスピードで進むなか、少子化を食い止め、次代を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備するため、安全・安心な出産や子育ての負担軽減について取り組むほか、若者の結婚に向けた活動への支援を進めるなど、ここに記載する主な施策のほか、若者の雇用促進や産業の振興、良好な生活環境や教育環境の整備など、関連する施策も含めて総合的に少子化対策を推進します。

○主な施策

- ① 定期的な妊婦健診の受診や妊娠に伴う疾病の早期発見、早期治療を促進するとともに、不妊治療への支援を行い、安全・安心な妊娠・出産を推進します。
- ② 子育てに係る負担を軽減するため、子どもの保育料や医療費について支援します。
- ③ 在宅での子育てを支援するため、一時保育や育児サークルを支援するとともに、自由来館型児童館や子育て広場（まんまルーム）の充実などを図ります。
- ④ 少子化の一因となっている未婚化・晩婚化の進行に歯止めをかけるため、結婚を希望する未婚の男女に出会いの場を提供するなど、地域全体で結婚を支援する環境づくりを進めます。

(2) 子どもの健やかな成長の促進

○施策の方向

子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化し、育児に不安を抱える親世代も多く、社会的な子育て支援がより必要となっていることから、子どもの育ちや子育てを支援していくため、家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、民間団体、行政などが相互に協力しながら、安心して子どもを健やかに育てられる環境づくりを推進します。特に、乳幼児期の養育の重要性について家庭や地域社会の理解を深めるとともに、保育所、幼稚園などが中核となった総合的な幼児教育の推進と地域住民が子育て支援活動に参加しやすい環境をつくります。

また、本市の自然環境や伝統的資源を生かした子育てを進めるため、地域の特性や環境に即した子育て支援策を推進します。

○主な施策

- ①子どもの健全な発達につながるような保護者のかかわり方について、適切なアドバイスや情報提供などにより、保護者の育児力を高める取組みを推進します。
- ②保護者による健全な子育てが困難な事例も生じていることから、市民に対し子育て意識を喚起し、地域特性に応じた子育て支援活動を推進します。
- ③すべての子育て家庭に向けたイベント開催や情報の発信などを展開し、また、悩みを持つ親が気軽に交流できる場として、子ども家庭支援センターの一層の定着を図ります。
- ④虐待を受けた子どもや虐待をしてしまう親、障害のある子どもがいる家庭、ひとり親家庭など、社会的に支援が必要な子どもや家庭の自立を支援します。
- ⑤^{*}自閉症スペクトラム障害や^{*}学習障害、^{*}注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもを早期に発見し、発達支援体制を充実するため、総合保健福祉センター内に発達障害児の支援システムを構築します。
- ⑥過疎化の進展している地域や三世帯同居が多い地域、新興住宅地など子育てに関する地域特性も多様化しており、地域の特性や環境に即した子育て支援を推進します。
- ⑦市街地と自然環境に恵まれた郊外地における保育園や幼稚園、児童館、小学校などの相互交流を促進するとともに、豊かな自然を生かした子どもの遊びや森林体験、農業体験などを提供する場の確保や人材の確保、育成を図ります。

(3) 仕事と子育ての両立支援

○施策の方向

核家族、共働き家庭の増加に対応し、保育所、児童館、^{*}放課後児童クラブなどの保育サービスの一層の充実を図るとともに、男性も積極的に子育てできるような働き方の見直しや企業への意識啓発の促進など、男性も女性も子育てしながら働きやすい職場環境や雇用環境を整備します。

○主な施策

- ①保育所の適正な配置を進めながら、低年齢児保育や保育時間の延長、障害児保育、一時保育、病児・病後児保育など保護者の多様なニーズに対応できる施設整備や保育体制を充実します。
- ②放課後などの児童の遊びや生活の場として、児童館や放課後児童クラブの設置を促進するとともに、経験豊かな高齢者など地域の人材を活用した交流活動や各種事業と連携した運営を推進します。

※自閉症スペクトラム障害

軽度の自閉症からアスペルガー症候群まで、従来の自閉症より広い範囲の発達障害を指す概念の総称。

※学習障害

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す状態を示すものの。

※注意欠陥多動性障害

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

※放課後児童クラブ

保護者が労働などにより、昼間家庭にいない概ね10歳未満の児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室、児童館などを利用して、遊びや生活の場を提供して児童の健全な育成を図るもの。

- ③仕事と仕事以外の生活の調和を図る[※]ワーク・ライフ・バランスがとれるよう、特に子育て期における長時間労働の是正、[※]フレックス制や[※]テレワークなど多様な働き方の実現に向けて、先進的取組み事例の紹介などにより、職場や家庭、地域における意識の醸成を図ります。
- ④仕事と子育ての両立を支援するための労働福祉関係法制度や各種支援施策の周知を図り、企業など働く場における仕事と子育ての両立支援に向けた取組みを促します。

※ワーク・ライフ・バランス
 やりがいや充実感を感じながら、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域社会などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択・実現できる社会の実現に向けた取組み。

※フレックス制
 労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つ。

※テレワーク
 情報通信手段を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

第2節 心と体の健康増進

(1) すこやかに生み育てる環境の整備

○施策の方向

急速に進む少子高齢化、生活の多様化、核家族化のなか、産後うつ病や育児不安から起こる子育て困難や虐待を予防するとともに、未熟児や発達障害児などへの支援を充実するため、医療、福祉、教育との連携を強化し、安全・安心な出産や健やかな子どもを育む環境を整備します。

○主な施策

- ①すべての産婦に産後うつ病質問票を使用した訪問指導を実施し、育児不安を持つ母への支援や虐待の未然防止を推進します。
- ②全乳児訪問や乳幼児健診、歯科健診を実施し、言語発達に遅れのある児、肥満など経過観察の必要な児に対する相談支援事業の充実を図り、乳幼児の健やかな成長発達を支援します。
- ③妊産婦の禁煙及び受動喫煙の防止を促進するとともに、未熟児出生などを予防し、また、未熟児や発達障害児について、専門機関などと連携を図り適切な療育につながるよう支援します。
- ④乳幼児の感染症やそれに伴う合併症の未然防止を図るため、予防接種を適正かつ安全に実施できるよう関係機関と連携を図り、市民への周知啓発や受診勧奨を推進します。

(2) 生活習慣病・がん予防と健康寿命の延伸

○施策の方向

長期療養や死亡原因の多くを占めるがんや生活習慣病を予防し、市民の生活の質を高め、活動的な高齢期を実現します。また、医療機関や健診機関、職場における健康づくりを進める職域保健との連携により、若年期からの健診受診を勧め、疾病の早期発見と早期治療を促進します。また寝たきり予防や認知症予防対策を推進するとともに、自分の健康は自分で守るという意識を醸成し、健康寿命の延伸を図ります。

○主な施策

- ①^{*}ヘルスアップ事業で成果を得た「一人ひとりの健康課題に着目し、自らが課題克服に向けて生活習慣を見直し積極的に健康づくりに取り組むための活動」

※ヘルスアップ事業

平成12年にスタートした「健康日本21」の理念に基づく生活習慣病の一次予防を目的とし、個別支援プログラムの開発を進めた国のモデル事業。

を推進するため、^{*}ヘルスアップセミナーなどを実施し、健康づくり活動に取り組む環境を整備します。

- ②市民が健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、適切な運動、休養、食生活の習慣化や禁煙に取り組むことができるよう支援します。
- ③各種健診を受診した市民が健診結果を正しく理解することは、自主的に健康づくりに取り組む意識付けとなることから、健診と保健指導の実施体制を整備します。
- ④医療保険者が実施する^{*}特定健診や^{*}特定保健指導の受診率及び実施率向上に向け、委託機関との連携を図るとともに、^{*}KDBシステムによる健診結果の活用など個別の健康課題の改善に取り組みやすい支援体制の充実を図ります。
- ⑤がんの早期発見と早期治療のため、がん検診の受診率向上に向けた取組みを推進するとともに、検診機関などと連携して精密検診受診勧奨を徹底して行います。
- ⑥慶應先端研が実施する「^{*}鶴岡みらい健康調査」に対し協力、支援し、未来の市民の健康づくりに役立てます。
- ⑦地域の医療・保健・福祉などとの連携により、地域の健康増進や医療の充実を図ります。
- ⑧住み慣れた地域で活動的な高齢期を過ごすため、若いときからの生活習慣病の予防や生活体力の維持、向上のために運動習慣の継続など介護予防事業と連携した支援を推進します。
- ⑨総合的な保健・医療情報を得られるようホームページへの掲載やプライバシー保護に配慮しながら、^{*}ICTを活用した関係機関との連携を促進します。

※ヘルスアップセミナー

7年間のヘルスアップモデル事業で本市が開発した12週間個別支援プログラムのこと（健診結果で生活習慣病予防が必要とされた40歳から60歳までの市民を対象に実施するとともに、健康づくりサポーターの育成を図るもの）。

※特定健診・特定保健指導

11ページ参照。

※KDBシステム

国保データベースシステムのこと。

※鶴岡みらい健康調査

10ページ参照。

※ICT

8ページ参照。

(3) こころの健康づくりと自殺の予防

○施策の方向

うつ病などの精神疾患に関する知識の普及、プライバシーに配慮した気軽に相談できるこころの相談体制の充実を図ります。また、幼少期、児童期、青年期、壮年期、老年期に合わせた精神衛生向上を図るため各種関係機関などとのネットワーク化を進めるなど、こころの病の予防と早期発見と早期対応につなげる対策を講じて、こころの健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①こころの健康に関する講演会の開催などにより、うつ病に対する理解を深め、こころの病の予防と早期発見と早期対応を図り、自殺予防対策を推進します。
- ②産後うつ病、児童や生徒の不登校、若者のひきこもり、成人期や高齢期のう

つなどに合わせた相談体制を整備します。

- ③地域住民の健康づくりを進める地域保健、学校保健、職域保健の関係者や精神科医などの専門家、関係機関などからなる精神衛生の向上を図る事業の推進組織を活用し、地域のネットワークを構築します。
- ④「[※]県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、こころの健康づくりを推進します。

※県立こころの医療センター
（仮称）
平成26年度中の開院を予定している県立鶴岡病院の移転新築により設置される精神科単科病院。

(4) 市民との協働による健康づくり活動の推進

○施策の方向

総合保健福祉センターを拠点とした各種健康施策を推進するとともに、市民自らが地域の健康課題に主体的に取り組む組織（保健衛生推進員、食生活改善推進員、健康づくりを目的とし自主的に活動するグループなど）の支援、育成を図り、保健、医療、福祉、教育などの関係機関との協働による健康づくり活動を推進します。

○主な施策

- ①保健衛生推進員会や食生活改善推進員活動を支援、育成し、地域における健康づくりのための環境整備を推進します。
- ②健康づくり自主グループや子育てをしている保護者などによる自主的な子育てサークルなどの活動を支援し、健康づくりを推進するための担い手を育成します。

(5) 豊かな森林資源を生かした健康づくりの推進

○施策の方向

森林が心身の健康にもたらす効果として、免疫力や抗がん能力の向上、ストレスの軽減、高血圧の改善などが期待されており、科学的な研究も進んでいます。また、森林内において人間に備わる五感を働かせることで、親と子の育ち合いや高齢者の介護予防などにも効果が期待されることから、本市の豊かな森林資源を活用した健康づくりを推進します。

○主な施策

- ①本市の豊かな森林空間を市民の保養、健康づくり、子どもの育成の場として活用します。

第3節 温かい福祉の地域づくり

(1) 市民と協働した見守り・支え合いの仕組みづくり

○施策の方向

これまで培ってきた地域のなかの市民による福祉活動を一層進め、市民が主体的に地域の生活課題を発見し、その対応に向け行動する地域社会づくりを推進します。また、こうした市民の活動と公的な福祉サービスが、支えを必要とする人に一体的に提供される福祉コミュニティを創造します。

○主な施策

- ①「近隣」「町内会、自治会」「小学校区」「中学校区」「市全域」の5層の区域のなかで、それぞれが役割分担を持ちながら、主体的に市民の生活課題に取り組む重層的な支え合いの体制を構築します。
- ②地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会や民生委員児童委員への支援を強化するとともに、地域支え合い活動の拡充や福祉協力員など、市民の福祉活動への参加を促進します。
- ③地域のなかで取り組まれてきた市民の主体的な支え合いの活動を一層進めるため、地域福祉リーダーの育成や市民の地域課題の理解の促進などを図るとともに、地域の住民活動と公的サービスの連携を深めていきます。
- ④地域のなかで住民の総合的な相談に応じ、様々な地域資源を調整、活用しながら問題解決にあたる^{*}コミュニティソーシャルワークの導入を進めます。

※コミュニティソーシャルワーク
様々な生活課題を抱えた人に対し、その相談に応じ、地域の中にある公的なサービスや家族、近隣、地域住民、民間サービスなどを調整、活用しながら、地域ぐるみで住民の生活の質を高めていく活動。

(2) 新たな福祉課題に対応できる総合的支援体制の整備

○施策の方向

複雑かつ多様化する市民の福祉ニーズにきめ細かく対応するため、従来の福祉の枠組みだけでは捉えきれないニーズについても、相談支援が可能となるよう地域及び行政内部の相談体制を整備します。

○主な施策

- ①ひきこもりなど複合的な生活課題を抱える相談に対し、関係部門が共同して問題解決にあたることができるよう、連携体制の一層の充実を図ります。
- ②市民の利便性を高めるため、福祉、介護、子育てなどに関する市民の総合相談窓口を設置します。
- ③低所得など生活困窮リスクの高い世帯に対して就労支援や包括的な相談支援を実施するなど、生活困窮者の自立支援に取り組みます。

第4節 障害者の自立生活の実現

(1) 障害者の相談支援体制の充実

○施策の方向

障害があっても地域のなかで安心して生活することができるよう、福祉サービスの拡充を図るとともに、様々な生活相談に応じ、それらを適切なサービスに結び付けることができる相談支援体制を整備します。

○主な施策

- ①障害者が地域生活を営むうえで直面する様々な課題に対応するために、「障害者相談支援センター」の相談支援の取組みを推進します。
- ②「障害者相談支援センター」を「基幹相談支援センター」として、障害者の権利擁護に関する啓発・支援や地域における相談支援事業者の助言指導を行うとともに、関係事業者などと連携して長期入院患者の地域移行支援などを推進します。
- ③幼児期から高齢期まで一貫した支援が行き届くよう、障害者の成長段階に応じた支援を行うため、保健、医療、保育、教育、雇用、福祉など関係機関の連携を強化し、特に支援機関が移行する際の「つなぎ目」での連絡調整の仕組みづくりを進めます。
- ④障害者の様々なニーズに総合的かつ効果的に対応するために、関係機関、関係団体、相談支援事業者、福祉サービス事業所などによるネットワーク（障害者地域自立支援協議会）を強化します。
- ⑤「^{*}県立こころの医療センター（仮称）」との連携により、早期の発見、治療、療育が有効とされる知的障害、精神障害、発達障害などに係る医療・教育・福祉の包括的支援体制の構築を図ります。

※県立こころの医療センター
（仮称）
51 ページ参照。

(2) 障害者の地域生活支援の充実

○施策の方向

地域のなかで障害者が誇りと生きがいを持って自立した地域生活が営めるよう、^{*}居住サービスや余暇活動などの基盤整備を進めるとともに、心身の障害に対する市民の理解を進め、障害者にやさしい地域社会を構築します。

○主な施策

- ①障害者のためのグループホームなどの居住サービスや^{*}日中活動サービス、余

※居住サービス

障害者が地域の中で安心して生活できるように、主に泊まりの場を提供するサービス。知的、精神などの障害者数人で共同生活を営むグループホームや、共同生活の中で介護や介助を受けるケアホームなどがある。

※日中活動サービス

障害者の主に昼間の活動プログラムを提供する通所によるサービス。軽就労により工賃を得る就労支援、自立のための訓練を受ける自立訓練、介護を受ける生活介護などがある。

暇活動の基盤整備を進めます。

- ②障害者が地域社会に温かく受け入れられるよう、市民の障害理解を進めるとともに、障害者の社会参加を促します。
- ③年齢や障害の有無にかかわらず誰もが安全・安心で、自由に街を歩くことができるユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

(3) 障害者の就労支援の充実

○施策の方向

障害者が経済的基盤を確立して自立した地域生活を営んだり、自らの力を積極的に発揮して生きがいのある生活を送ることができるよう、障害者就労に対する市民や企業の理解を進めるとともに、^{*}障害者就労施設等の整備を促し、それら施設からの物品や役務の調達を推進するなど、障害者の就労を促進します。

○主な施策

- ①障害者就労施設等からの物品や役務の調達を推進し、障害者就労施設等で働く障害者や在宅就業障害者などの自立を促進します。
- ②就労に必要な訓練や求職活動を支援するとともに、適性に応じた職場の開拓などが円滑に進むよう関係機関との連携を強化します。
- ③障害者、企業、障害者就労施設等に対し、障害者雇用支援策の周知を図ります。

※ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が利用しやすいように工夫された、製品、サービス、道路や施設、家屋などの意匠、設計。

※障害者就労施設等

一般就労が困難になった方や一般就労に向けてのステップアップのために就労の場として提供している障害福祉サービスの事業所のことで、主な事業所として就労継続支援 A 型、B 型などがある。

第5節 高齢者がいきいきとした地域の実現

(1) 介護保険制度の適切な運営

○施策の方向

介護を要する高齢者が増加していることから、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう在宅サービスを充実させるとともに、施設サービスについても適切な水準を確保します。あわせて、介護サービスの質の向上、医療との連携強化、介護家族への支援などの一層の充実を図ります。

○主な施策

- ①在宅生活を支える介護サービスが利用しやすい環境の整備を進めるとともに、施設サービスについても適切な水準の確保を図ります。
- ②要支援認定者への適切なサービス提供を図り、あわせて予防効果などの評価、分析を行います。
- ③介護給付の分析を行いながら、各種給付の適正化を図るとともに、鶴岡市介護保険事業者連絡協議会における研修や情報交換をはじめ各種研修機会などを充実し介護サービスの質の向上を図ります。
- ④在宅生活の維持に向け、終末期のケアなども含め介護と医療などの連携の一層の強化を図り、その情報のICT^{*}化を推進します。
- ⑤介護家族の実態把握に努め、相談体制の充実をはじめ、各種支援を強化します。
- ⑥介護保険制度が円滑に運営されるよう、要介護者の実態調査などを踏まえ、介護サービスの需要などを的確に把握した上で、介護保険事業計画を策定します。

※ICT
8ページ参照。

(2) 介護予防の充実

○施策の方向

高齢者が要介護状態になることをできる限り予防し、健康で生きがいを持って生活できるよう、地域資源の活用などにより各種介護予防事業の充実を図ります。また、高齢者自身の意思で主体的に介護予防に取り組むための支援や環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①元気高齢者及び虚弱高齢者に対する予防事業の質と量の確保を図り、その普及に努めます。

- ②[※]ロコモティブシンドロームを予防するため、高齢者サロンなどでの健康教育・相談を実施し、健康寿命の延伸に努めます。
- ③虚弱高齢者などの状態の改善や重度化の防止を図るため、目標志向型の介護予防マネジメントを推進します。

※ロコモティブシンドローム
骨や関節、筋肉などの「運動器」の動きが悪くなり、介護が必要になる危険性が高い状態。

(3) 認知症支援策の充実

○施策の方向

高齢化の進行により、今後認知症高齢者が急速に増加することが予想されるなか、国が策定した「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」も踏まえつつ、認知症の発症や進行を可能な限り予防するとともに、尊厳を保ちながら、その家族も含めて住み慣れた地域で生活することができるよう、地域全体で認知症高齢者とその家族を支える仕組みづくりに取り組みます。

○主な施策

- ①認知症の予防や地域全体で認知症高齢者とその家族を支えるため、認知症を正しく理解してもらうための普及啓発などを推進します。
- ②生活習慣病の予防などを通じ、認知症の予防を推進します。
- ③認知症の症状を緩和し、進行を遅らせるため早期受診・相談などの支援体制を整備するとともに、保健・医療と介護の連携を深め、相談から受診までを支援し、受診後においても継続して支援する仕組みを確立します。
- ④認知症高齢者に対する介護保険給付対象サービスなどの各種サービスを充実させるとともに、認知症高齢者を支える家族への支援を行います。
- ⑤認知症の予防から早期の診断・対応まで、各段階において認知症高齢者やその家族を支える仕組みづくりを進めるとともに、関係機関などとの連携を強化し、ネットワークの構築を推進します。

(4) 地域で高齢者を支える地域包括ケア体制の整備

○施策の方向

高齢化の進展とともに、医療依存度の高い要介護者、認知症や一人暮らし高齢者など介護を必要とする方々が今後ますます増加することが予測されるなかで、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく生活を送ることができるよう、介護や医療などの個別サービスに加え、ボランティアや近隣住民の支え合いなど地域の様々な資源を活用した多職種協働[※]の地域包括ケア体制を整備します。

※地域包括ケア体制
介護や支援を必要とする高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、ニーズに応じた介護サービス、予防サービス、医療サービスのほか、見守りなどの生活支援サービス、住まいを適切に組み合わせて提供し、24時間365日を通じた対応を可能とする仕組み。

○主な施策

- ①複雑化かつ深刻化する個別的、地域的課題に対応できるよう、[※]地域包括支援センターの機能を強化し、各関係機関などの連携を図りながら、地域における総合的なケア体制を整備します。
- ②高齢者一人ひとりの実態の把握に努めるとともに、認知症高齢者など要援護者の見守りや災害時の支援など、地域住民がお互いに支え合い、助け合う仕組みづくりに取り組みます。
- ③虐待の早期発見や未然防止体制の強化を図るとともに、意思判断が十分でない高齢者については、[※]成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の権利擁護を推進します。
- ④在宅療養体制を構築するため、鶴岡地区医師会や鶴岡市介護保険事業者連絡協議会との連携・協働の仕組みづくりに取り組みます。
- ⑤「[※]地域ケア会議」を開催し、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を推進します。

(5) 高齢者の社会参加の促進

○施策の方向

趣味、学習、ボランティア活動、地域活動、経験を生かした就労をはじめ、高齢者が多様な生きがいづくりに、より積極的に取り組むことができるよう各種環境の整備に努めます。

○主な施策

- ①世代を超えた生涯学習、社会教育の振興や高齢者スポーツの機会拡充などにより、高齢期における生きがいづくりや、自己実現に取り組むやすい環境整備に努めます。
- ②意欲や能力のある高齢者が活躍できるよう、高齢者の老人クラブでの自主活動やシルバー人材センターへの就労などを支援します。
- ③高齢者の技能や経験を生かすことができるよう、ボランティア活動や地域活動などへの参加を促進します。

※地域包括支援センター

介護保険法で定められ、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。鶴岡市では、平成18年4月に設置された。

※成年後見制度

判断能力が不十分な高齢者などを保護するため、法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

※地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に進める地域包括ケアシステム実現に向けた手法。個別ケースの解決から発見された地域課題を保健医療機関や住民組織などと共有し、課題の解決に必要な社会資源の開発や地域づくり、更には各種計画への反映等政策形成につなげるもの。

第6節 医療の提供体制の充実

(1) 荘内病院を中心とした地域医療連携の推進と医療の機能分担

○施策の方向

市民に安全・安心な医療を提供するために、荘内病院を地域の中核病院として、地域の医療機関との連携・機能分担を推進するとともに、患者情報などのICT[※]化による情報共有システムを活用し、医療の提供体制を確立します。

※ICT
8ページ参照。

○主な施策

- ①地域医療提供体制の確立に向けて、鶴岡地区医師会、鶴岡地区歯科医師会、鶴岡地区薬剤師会など関係団体が、Net4U[※]などの医療情報ネットワークを活用し、情報の共有を図りながら連携を強化します。
- ②市民に対して日常的な健康管理も含めた「かかりつけ医」の重要性を市広報や荘内病院が行う各種研修会などを通じて周知し、普及を進めます。
- ③急性期医療から慢性期医療まで、また入院治療から在宅での治療まで、一貫した切れ目のない医療を提供するため、大腿骨近位部骨折や脳卒中などの地域連携パス[※]の活用を推進します。

※Net4U
鶴岡地区医師会が2002年に運用を始めた、患者情報を関係する機関で共有する地域情報共有型の電子カルテシステム。

※地域連携パス
急性期病院から回復期病院を経て早期に自宅に帰れるように、各医療機関の診療内容、治療経過、在宅療養などの診療計画を作成し、その計画を治療を受けるすべての医療機関が共有し、患者が安心して医療を受けられるようにするもの。

(2) 災害医療・救急医療体制の整備と高度医療への対応

○施策の方向

救急告示病院[※]、休日夜間診療所及び消防との連携を進め、救急医療の充実を図るとともに、災害医療に関しては広域的な情報ネットワークを活用しながら、災害拠点病院である荘内病院を中核として、行政、医療機関、警察など関係機関との連携を図りながら、患者受入れの訓練を実施するなど災害時医療体制の充実を図ります。

※救急告示病院
厚生労働省の省令に基づき、休日及び夜間に受診ができる医療機関として、都道府県知事が認定した医療機関で、3年ごとに更新が必要。平成26年3月現在、鶴岡市内の救急告示病院は、荘内病院、鶴岡協立病院、三井病院の3病院。

また、高度医療を提供するため高度医療機器などを計画的に整備します。

○主な施策

- ①荘内病院などの救急告示病院と休日夜間診療所や消防との連携を進め、救急医療体制の充実を図ります。
- ②大規模災害や事故などによる災害医療に関しては行政、医療機関、関係機関や関係団体などとの情報の共有と連携を図り、患者受入れなどを想定した訓練を実施するとともに、災害派遣(DMAT[※])などの緊急時における迅速な医療提供や、災害などに対応するための資機材の整備を図ります。

※DMAT
Disaster Medical Assistance Teamの略。阪神・淡路大震災の際に初期医療体制の遅れがあったことを教訓としてつくられたもので、医師、看護師、薬剤師などで構成される。大地震や航空機・列車事故などの現場で、急性期(概ね48時間以内)に活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チーム。荘内病院は平成25年3月にDMAT指定病院となった。

- ③高度医療などに対応するため、高度医療機器や医療情報システムを計画的に整備します。

(3) 医師及び看護師等の医療従事者の確保

○施策の方向

地方における医師不足のなかで、地域の中核病院である荘内病院の医師の確保を図り、診療体制を充実します。また、医師以外の看護師などの医療従事者についても養成、確保に努め、地域における医療提供体制の更なる充実を図ります。

○主な施策

- ①荘内病院の医師確保を図るため、医学生への修学資金貸与、山形大学などの医学生を対象とした「^{*}診療参加型臨床実習（ステューデント・ドクター）」や市内の高校生を対象にした「オープンホスピタル」などの取組みを推進します。
- ②地域医療支援病院である荘内病院において、医療従事者の^{*}スキルアップを図るため、地域全体の医師や看護師などの医療従事者を対象にした研修会などを開催するとともに、多職種連携を推進します。
- ③荘内病院の臨床研修医の確保をめざし、指導体制の充実・強化を図るとともに、合同ガイダンスへの参加などを推進します。
- ④看護師をはじめとした医療従事者のスキルアップを図るため、看護師の長期研修派遣や認定看護師資格など各種専門資格の取得を推進します。
- ⑤看護師の充足を図るため、荘内看護専門学校の看護師養成の充実に努めます。

(4) 在宅患者及び家族に対する支援体制の充実

○施策の方向

高齢化社会を迎えて介護・福祉施設や在宅での医療需要が増大し、長期療養を要する患者や終末期患者の在宅医療が求められている状況を踏まえ、地域の医療機関や介護・福祉施設など多業種、多職種による連携を推進し、患者と家族が安心して在宅医療を受けられる支援体制の整備を図ります。

○主な施策

- ①医師会などが実施している地域の訪問診療及び訪問看護の充実に向け、荘内病院では関係機関との連携、調整に努めるとともに、多職種による各種研修会を開催し、関係職員の育成を図ります。
- ②南庄内緩和ケア推進協議会を中心に、鶴岡地区医師会、荘内病院をはじめと

※診療参加型臨床実習
(ステューデント・ドクター)
医学生が協定先の病院で4週間、実習先の診療科の医師の指導・立会のもとで、診察や検査などの実習を行うもの。

※スキルアップ
11ページ参照。

した医療機関及び介護・福祉関係機関が連携し、相談・支援機能の充実を図り、がん患者などに対する緩和ケアや在宅医療を推進します。

- ③リハビリテーション提供体制の充実、療養環境の整備を進めます。
- ④患者と家族が安心して在宅で医療を受けながら暮らせるよう、地域の医療機関や介護・福祉関係機関のICT化による情報の共有を推進し、一貫した支援を受けられる環境の整備を図ります。

※緩和ケア

がんに伴う痛みなど単に病気に対する医療としてだけでなく、心の悩み、療養場所や医療費のことなど患者や家族が直面する様々な問題を解決する医療のこと。厚生労働省が進める「がん対策基本法」に定められた緩和ケアの推進で、平成19年4月に地区医師会を中心とした鶴岡地域が、全国で4か所のがん対策のための戦略研究地域の一つに選定された。

※ICT

8ページ参照。

第3章

未来を担う子どもたちが、より
よい環境のもとでいきいきと育
ち、それぞれの世代がともに学
びあえる地域社会を創ります



第1節 学校教育の充実

(1) 「知育」、「徳育」、「体育」のバランスのとれた学校教育の推進

○施策の方向

本市で大切にしてきた[※]致道館教育の理念である「自学自修」「[※]天性重視」「心身鍛錬」を継承しながら、知・徳・体が調和し、意欲と活力のあふれる子どもを育成します。

○主な施策

- ①笑顔あふれる信頼される学校をめざし、教職員の多様な研修の充実と人的体制の整備を図るとともに、家庭や地域との連携を一層深め、創意工夫に満ちた学校経営を推進します。
- ②学習への関心と意欲を高めるとともに、基礎や基本を確実に定着させ、確かな学力を付ける指導を推進します。
- ③一人ひとりの教育的ニーズを的確にとらえた指導の充実を図るとともに、幼児期から高等学校までの連続性を考慮した[※]特別支援教育体制及び教育相談体制の整備を推進します。
- ④適切な情報活用能力の育成や環境保全の取組みなど、今日的な教育課題について積極的に対応できるよう指導の充実を図ります。
- ⑤郷土の自然や歴史、文化、産業などについて積極的に学び、「ふるさと」を愛する心を育む活動を推進するとともに、広い視野に立ち、国際理解に努め、共に生きる態度を育てます。
- ⑥人としてより良く生きようとする態度を育て、社会のルールを遵守し、他者への思いやりの心を行動化する教育を推進します。
- ⑦子どもたちの[※]自尊感情を育むとともに、生命や人権を大切にする心を育てる指導の充実を図り、いじめ問題の未然防止と解決に向けた適切な対応に努めます。
- ⑧日常の清掃活動をはじめ、ボランティア活動、職場体験などの多様な体験学習を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育む教育を推進します。
- ⑨関係機関と連携しながら、健康でたくましい子どもを育てる体育及び健康や安全指導の充実を図ります。
- ⑩学校給食では地場産物の利用を促進しながら、食材を通して郷土の自然や食文化、産業への理解を深めるなど、食に関する指導の推進を図ります。
- ⑪子どもたちの生活の基盤となる「基本的な生活習慣」の確立に向け、家庭と連携しながら、幼・保・小・中の一貫した教育の充実を図ります。

※致道館

1805年（文化2年）第九代庄内藩主酒井忠徳により設立された藩校。ここで培われた教育の伝統は、人づくりの環境、教育を重んずる風土となって鶴岡に受け継がれ、多くの人材を生み出している。

※天性重視

個に応じた指導を重視し、一人ひとりの良さや才能を精一杯伸ばすこと。

※特別支援教育

従来の特殊教育の対象となる障害だけでなく、生活や学習上で困難さを伴う学習障害や注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症などの発達障害を含め、それらを改善または克服するために適切な指導及び必要な支援を行う教育のこと。

※自尊感情

自分は、「愛されている」「認められている」「よいところがある」「友達と心が通じ合っている」「みんなの役に立っている」と思える心。

(2) 適正な教育環境整備

○施策の方向

地域社会の過疎化及び少子化などによる児童数減少により、学校の小規模校化が進み、複式学級のある学校が増加傾向にあることから、子どもたちにとって望ましい学校の規模、施設設備、学区、通学方法、学校配置などについて総合的な検討を行い、適正な教育環境の整備を進めます。

○主な施策

- ①学校の規模による教育効果を総合的かつ多角的な視点から調査、研究し、適正な規模や配置などについて検討するとともに、地域の意見も配慮しながら、学校の適正配置を推進します。
- ②学校施設は、地域住民にとってコミュニティの中核や防災拠点としての役割を担うものであることに十分配慮しながら、年次計画に基づき、安全・安心な教育環境の整備を進めるとともに、耐震化を推進します。
- ③警察・道路管理者・保護者や地域の協力を得ながら、通学路安全確保対策の充実を図ります。

(3) 高等学校教育の充実

○施策の方向

少子化などによる高等学校の再編が検討されているなか、関係機関と連携し、地域における多様な進路選択と学習ニーズに対応した就学の機会を確保するとともに、将来の地域を担う人材を育成するため、高等学校の生徒の職業観や勤労意識、より高次の教育に対する意欲を高めます。

○主な施策

- ①生徒の能力や創造性を伸ばし、社会の変化に対応した多様な選択ができるよう公立及び私立高等学校の就学機会の確保と特色化や魅力づくりに取り組むよう関係機関に働きかけます。特に、自然を対象とした学びによる人格形成と農林水産業の振興、発展に不可欠な人材育成に寄与している県立庄内農業高等学校や県立加茂水産高等学校の教育環境の充実を関係機関に働きかけるとともに、これからの時代に求められる^{*}バイオ分野の人材育成に関する新しい教育体制の整備を促進します。
- ②高等学校の生徒が地域の多様な活動に参加することを促すとともに、高等教育機関や企業などとの連携により、生徒の職業観や高次の教育に対する意欲

※バイオ
6ページ参照。

の向上につながる取組みを推進します。

- ③中学校と高等学校との連携を進め、特別な支援が必要な生徒や不登校傾向の生徒に関する情報と指導の在り方について共通理解を図るとともに、社会的な自立に向けた支援の充実に努めます。

3

第1節 学校教育の充実

第2節 高等教育機関の充実

(1) 高等教育機関の充実と学術研究機能の集積

○施策の方向

若年層や優れた人材の流入及び定着と交流、地域の産業の高度化、新たな[※]知識集約型産業の創造や誘致、新時代に即した社会理念や政策の提案など、本市の諸々の分野の振興発展の基盤を築くため、高等教育機関である山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び公益大大学院の機能を充実強化し、その一層の集積を促進します。特に、本市では生物の生命に関する高度な教育研究が行われており、それらの機能を一層拡充し集積を高め生かすことで、市民の健康づくり、ベンチャー企業[※]の創出育成などの関連する事業と合わせ、生命科学のメッカとなることをめざします。

※知識集約型産業
9ページ参照。

※ベンチャー企業
新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な新規事業に挑戦する中小企業。

○主な施策

- ①山大農学部、鶴岡高専、慶應先端研及び公益大大学院の教育研究機能の一層の充実を図るとともに、相互の交流や連携を促進します。
- ②高等教育機関から生み出される研究成果を、地域の農林水産業や商工業などに活用することを促進します。
- ③高等教育機関の輩出する人材が地域に定着し、地域の社会、経済、文化を支える環境を整備するとともに、高等教育機関が展開する人材育成事業を支援します。
- ④高等教育機関の集積という知的資源を生かした市民の学習機会や諸活動を拡充します。
- ⑤高等教育機関を核として設置している産学官連携協議会などが行う地域課題の解決をめざす取組みなどを促進します。
- ⑥既存の高等教育機関の高度で先端的な活動や発展の可能性を核にして、鶴岡バイオサイエンスパークの整備などとも連動させながら、新たな高等教育・研究機関の誘致を促進し、学術研究機能のさらなる集積を図ります。

第3節 地域のなかでの人づくり

(1) 生涯学習を通じた人づくり、地域づくり

○施策の方向

暮らしのなかにおける個人の生きがいや、多様化、高度化する地域の様々な課題に対応するための学習活動を支援するとともに、人と人とのつながりのなかで自ら課題を見つけ考える力や他者との関係を築く力を身に付けるなど、お互い自立し支え合う心豊かな地域社会づくりを推進します。

○主な施策

- ①趣味や教養に関する講座、^{*}キャリアアップ講座など、多様な市民ニーズに応える学習情報や学習機会を提供します。
- ②自然や歴史、伝統文化などの地域学習をはじめ、学びが暮らしや地域における様々な課題の克服など社会的な活動に結びつくように学習活動を支援します。
- ③子どもや若者をはじめとする各世代に対応した学習や、世代を超えた交流を促進し、地域を支える人材の養成を図るとともに、よりよい人間関係を構築する機会を創出します。
- ④学習成果が個人の自立意識の向上や地域貢献意欲につながる学習プログラムの充実を図ります。

※キャリアアップ

現在持っている以上の資格や能力を身に付けること。

(2) 社会教育施設等の充実

○施策の方向

市民の学習活動を支援し社会教育活動を実践するなど、地域社会に役立つ施設としてその機能を発揮し価値を高めるために、様々な学習ニーズの把握や地域課題の分析を行いながら、適切な事業運営ができる体制を整備します。

○主な施策

- ①誰もが公民館や図書館など身近な施設で学習機会や仲間づくり活動など必要な情報を得ることができるよう、施設設備のネットワークを充実します。
- ②公民館や^{*}コミュニティセンターなどにおける生涯各期の学習活動や世代間交流事業などを推進するとともに、学校や家庭、地域と連携した活動を支援します。
- ③住民が主体的に地域づくりに参加することができる仕組みづくりを推進し、これを担う人材の育成と、施設機能の充実を図ります。

※コミュニティセンター
33ページ参照。

(3) 地域社会で子どもを育てる環境づくり

○施策の方向

子育てにおいては、親や家庭が子どもとのコミュニケーションを大切にし、自覚と責任を持って養育することが肝要であるため、様々な機会を活用し家庭の教育力を高めます。

また、地域全体として子どもを見守り、子育て家庭を支援していく環境をつくれます。

○主な施策

- ①乳幼児期からの一貫した家庭教育の実践や親たちが意欲を持って子育てに取り組んでいくための学習の機会や情報の提供、相談活動を展開します。
- ②孤立しがちな親へのアプローチとして、小学校区程度の身近な地域において、家庭教育講座や子育てグループ活動へ参加できる環境を整備します。
- ③地域に対する愛着を高めるため、地域の人たちの体験や知恵が子育てに活かされる場づくりや異なる年齢や世代が交流する取組みを推進します。

(4) 豊かな自然のなかでの子どもの育成

○施策の方向

豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験を通じて、子どもたちの探究心、生命の重みを感じる心、郷土に対する誇りと愛着を育み、心身共に元気でたくましい成長を促進します。

○主な施策

- ①子どもたちが、学校や地域活動において、森林、海浜、田園などの自然に親しみながら学ぶ機会を積極的に提供します。

(5) 男女共同参画の推進

○施策の方向

男女共同参画の理念などについて市民の理解と認識を深めて、市民が男女の別に関わりなく、互いに助け合い、力を合わせて、家庭や地域の暮らしを豊かで活発にする男女共同参画社会をめざします。

○主な施策

- ①本市の男女共同参画計画に基づく具体的取組みを着実に推進します。
- ②男女共同参画に関する広範囲の施策を総合的に推進するため、有効な拠点機能の内容を検討し、その充実を図ります。
- ③様々な立場や世代の市民の相談事に対し、適切に専門的な相談窓口につなぐワンストップサービスの提供など、男女共同参画の窓口機能を強化します。
- ④家庭や学校、社会教育・生涯学習を通じて、男女共同参画の理念などについて市民へ浸透を図ります。
- ⑤地域活動などへの女性の積極的な参画を促進します。

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

(1) 市民の芸術活動の環境の充実

○施策の方向

本市の特性である優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送るうえで大きな力となる市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、広く内外の優れた芸術の鑑賞、体験、交流ができる活動環境の整備を進めます。

○主な施策

- ①市民の芸術文化活動の発表の機会となる芸術祭や文化祭を通し全市的交流を促進します。
- ②文化施設、社会教育施設など公共施設や民間施設の活用を進め、練習、発表の場の拡充を図ります。
- ③老朽化した文化会館を、本格的な舞台設備とホールを有する施設に改築整備し、市民の参加・協力による運営を行うとともに、優れた芸術・文化の鑑賞機会の充実を図ります。
- ④市民ニーズにあった鑑賞機会などを提供するため、市民や団体が主体的に企画、展開する事業への支援の充実を図ります。
- ⑤合唱や器楽、美術などの分野で、児童生徒を対象に、内外の優れた指導者による講習や体験機会を設けるなど子どもたちの感性を伸長し、レベルアップをめざす取組みを進めます。

(2) 伝統文化と文化資源の保存継承

○施策の方向

本市の歴史と文化を表す多くの文化財、民俗芸能や伝統行事、歴史資料、文学資料など有形無形の文化資源について、住民自らが地域の文化を理解しながら後世に継承できるように、地域住民の主体的伝承活動を支援します。

○主な施策

- ①文化的特色と地域社会の維持に大きな役割を果たしている伝統芸能の後継者育成を積極的に支援するとともに、伝統文化を通じた様々な交流の機会をつくります。
- ②歴史を象徴する貴重な建造物について、民間と連携しながら保存活用を図り

ます。

- ③地域で継承されてきた歴史資料や文学関係資料などを調査、収集、保存するとともに、その価値を住民に還元していくための事業を民間と連携しながら実施します。また、拠点となる施設の機能拡充や整備を推進します。
- ④出羽三山の自然や歴史、文化について、総合的な学習や研究を進め、文化的景観の保護と継承に努めます。

3

第4節 芸術の振興と文化資源の保存継承

第5節 市民スポーツの振興

(1) 市民の健康・生涯スポーツの場の形成

○施策の方向

市民誰もが日常生活のなかで目的や志向に応じて、いつでも、どこでもスポーツやレクリエーションに親しむことができる環境を整え、市民の心身の健康の保持増進、青少年の健全育成と体力向上、一体感と活力のある地域づくりを進めます。

○主な施策

- ①スポーツ少年団の育成など、子どもがスポーツを楽しめる環境を整備します。
- ②市民が主体的に参画する総合型地域スポーツクラブ^{*}を育成・支援します。
- ③スポーツを「する人」「みる人」「支える人」が協働・連携してスポーツ活動に取り組み、スポーツを通じたコミュニティづくりを推進します。
- ④多くの市民が参加し、楽しみ、交流できるスポーツイベントを自主的に開催し、運営できる人材や団体を育成します。
- ⑤健康づくりや交流の拡大などに効果があり、誰もが楽しみながら地域の自然や文化に触れることができる里山あるきなどのウォーキングの普及を図ります。

※総合型地域スポーツクラブ
多種目、多世代、多志向を活動の基本とし、市民が理念を共有しながら自主的・日常的にスポーツなどに親しむことができる、地域に根ざしたスポーツクラブのこと。

(2) 地域の活力となる競技スポーツの振興

○施策の方向

トップレベルの大会で地元選手が活躍することは、応援する市民の活力となり、地域の活性化にもつながることから、関係団体との連携の強化や活動の支援により、青少年がより充実したスポーツの指導を受けることができる環境を整備します。

○主な施策

- ①中学校、高等学校の運動部や競技団体などが連携を図りながら、一貫した選手の育成ができる環境を整備します。
- ②国際的、全国的な活躍を念頭に置いた地元選手の競技力の向上、強化を担う組織の育成を図ります。
- ③競技の普及やアスリートの育成を担う指導者の研修機会を拡充し、指導者の資質の向上とトップアスリートの育成活動の充実を図ります。
- ④競技レベルの高い大会、東京オリンピックに向けた合宿の誘致などを積極的

に進め、地元選手の競技意識の高揚を図るとともに、見る楽しさを提供することによって広くスポーツに対する関心を高め、市民のスポーツへの多様な関わりを促進します。

(3) 充実したスポーツ施設の運営

○施策の方向

スポーツの振興を図るため、市民ニーズや利用実態を踏まえた施設の適切な管理運営、整備を進め、誰もが安全に安心して利用できる施設を整えます。

○主な施策

- ①スポーツ施設の効率的、効果的な管理運営を進めるとともに、施設の利用状況の公開やネットワーク化などにより、利便性の高い、充実したサービスを提供します。
- ②既存施設の機能強化と有効な活用を進めるとともに、地域の拠点施設、全市的な広域施設などの用途に応じた施設機能を整備します。
- ③地域住民が利用しやすい身近なスポーツ活動の場として、学校体育施設を開放し、有効な活用を図ります。

第6節 都市交流の推進

(1) 国内都市交流の推進

○施策の方向

歴史的な縁や先人の人徳、本市の豊かな土地柄や人々の温かさによって築かれてきた都市交流の歩みを絶やさずに培われてきた友好や信頼の輪をさらに広げるため、都市交流盟約を締結している各都市との交流を推進します。

○主な施策

- ①文化やスポーツ、芸術などによる他地域との交流や姉妹校などとの交流を促進します。
- ②本市の自然環境のもと、他の地域との子どもたちの交流を通じて、たくましさや自然や生命を尊ぶ心を育てます。
- ③鶴岡市東京事務所を拠点とした、企業誘致に関する情報発信や、物産や観光の宣伝を行い、首都圏との結びつきを強化します。
- ④首都圏など他地域に在住する地元出身者や、多様な交流を通じて築いた人的ネットワークを介して、人と情報の交流を拡大します。

第7節 国際交流の推進

(1) 多文化共生の推進

○施策の方向

異なる国籍の人びとが互いの文化的な違いを認め合い、地域社会の構成員として地域を支え、共に生きていくことをめざし、外国人住民のコミュニケーション上の困難の解消を図るとともに、外国人住民が地域において安心して生活を送ることができるよう、定住化に伴う生活上の課題に対する支援を行います。

また、市民が海外の歴史文化、生活習慣、価値観などを知り、相互に理解することができる豊かな国際感覚を涵養するため、国際交流拠点である出羽庄内国際村を中心に、市民が自発的に取り組んでいる国際交流活動や多文化共生の取組みを促進します。

○主な施策

- ①外国人の生活相談の窓口を設置し、生活の困難や不便を解消するための環境づくりを行います。
- ②外国人住民の日本の生活習慣などへの理解を進めるため、日本語講座などを開催するなど、円滑な意思疎通を促進する機会を提供します。
- ③医療、司法、教育に関することなど、専門用語が多用される分野でも通訳することができる人材を育成します。
- ④行政や地域情報の多言語化に努め、滞在中はもとよりその往来における利便性に配慮した情報の発信を行います。
- ⑤関係団体と連携しながら、市民が国際交流を身近に体験できるイベントや、国際理解を促進するための外国語講座などの機会を創出します。
- ⑥国際社会の理解促進や、国の境を越えて人と地域に貢献する活動などを行っている国際交流関係団体のネットワークづくりを推進します。

(2) 国際都市交流の推進

○施策の方向

長い歴史を持つ国際都市交流事業に携わった多くの市民による人的交流を通じて築かれた信頼関係をさらに深めるため、国際姉妹・友好都市交流を推進するとともに、世界的な規模での幅広い交流活動が展開されるための環境づくりを進めます。

○主な施策

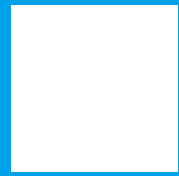
- ①友好団体や子どもたちが主体となった特色ある国際姉妹・友好都市との交流を推進します。
- ②子どもたちが海外の人々との交流を継続することで、自国と他国どちらにも幅広い興味を持ち、深い理解と思慮に富む、将来の国際交流を担う人材が育成されるよう支援します。
- ③教育、学術、スポーツ、文化などの国際的イベントやコンベンション^{*}の誘致と円滑な実施について、関係機関や団体と積極的に取り組みます。

※コンベンション

国内外の人々が集う各種大会、会議、見本市、イベントなどの交流会。

第4章

恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます



第1節 持続的に発展する農業の振興

(1) 農業の担い手の安定的な育成・確保

○施策の方向

本市農業の持続的発展を図るため、[※]認定農業者を中心とした担い手の育成・確保に努めます。特にこれまで本市の農業を支えてきた農業者の高齢化が進み、多くの離農が予測されることから、次代を担う農業後継者や新規就農者を積極的に育成し、将来にわたり農業の担い手を安定的に確保します。

一方、担い手の確保が困難な中山間地域などの集落においては、農業者の自主的な話し合い活動を推進し、意欲ある兼業農家や高齢農家、女性農業者及び小規模農家などの幅広い参画による[※]集落営農などの組織化を促進します。

○主な施策

- ①意欲ある認定農業者については、「[※]人・農地プラン」の中心経営体へ位置けるとともに、経営改善計画に基づく経営の規模拡大・安定化を図るための取組みを支援します。
- ②次代を担う新規就農者・農業後継者には、自立した農業経営のための指導・支援を関係機関と連携して行い、実践研修などの拡充を図ります。
- ③集落の話し合い活動を促進し、集落営農などの組織化、法人の設立などの方向性について合意形成を図ります。

(2) 地域の特性を生かした産地づくり

○施策の方向

本市水田農業の推進については、農業者の理解と協力のもと、関係機関や関係団体が連携して策定する、「[※]水田フル活用ビジョン」を基本に、米づくりをはじめ、土地利用型作物の生産を着実に進めます。

さらに水稲や土地利用型作物に加え、園芸作物、畜産などの各分野において、生産技術の向上や機械設備・施設などの導入を推進し、生産の合理化・経営の安定化を図りながら、優良農地の確保に努め地域の特性を生かした産地づくりを推進します。

また、庄内米やだだちゃ豆などの既存ブランドをけん引役としながら、新たな鶴岡ブランドとなる農作物の発掘、育成を進めるとともに、在来作物の生産振興や消費拡大に向けた取組みの推進もあわせ、多様な流通ルートを開拓し、販路の拡大を図ります。

※認定農業者

農業経営基盤強化促進法の規定に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。農地の集積や長期・低利の資金などの支援を受けることができる。

※集落営農

集落のような地縁集団を単位として、様々な農業生産過程の一部またはすべてを共同で行う組織。機械の共同利用や共同作業、特定の担い手に作業を委託する受託組織など多様な形態がある。

※人・農地プラン

集落・地域において今後誰が農業を担っていくのか、そこへの農地集積をどう進めるのかといったことなど、地域農業のあり方を話し合いに基づきまとめる計画。

※水田フル活用ビジョン

国の水田フル活用と米政策の見直しにより示された改革の方向を実現するため、各地域において、今後の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手の育成などの将来方向をとりまとめた計画。

○主な施策

- ①新品種や有機栽培米、特別栽培米など消費者ニーズ、市場ニーズに応じた高品質良食味の売れる米づくりの生産を振興するとともに販路の拡大を図ります。
- ②米づくりの中核施設である共同乾燥調製（貯蔵）施設や無人ヘリコプターなどの共同利用施設、高性能農業機械の計画的かつ効果的な整備や再編を進めます。
- ③園芸作物、農産加工品の高品質かつ安定的な生産を図るための生産技術の向上及び機械や設備などの導入を推進します。また、地域特性を生かした畑作物や園芸作物などの産地化、ブランド化を促進するとともに、新たな地域特産物の開発及び化石燃料以外のエネルギー資源の活用など、施設園芸の高度化を進めます。
- ④転作田などにおける土地利用型作物については、^{*}産地交付金を活用し、平野部における大豆や麦、中山間地域におけるそばなど地域の状況に適した生産を振興するとともに、品質・収量の向上、安定化を図ります。
- ⑤豊富な在来作物の種子の維持・保存を図るとともに、在来作物の持つ個性を生かし、新たな需要を掘り起こすなど消費の拡大を進めます。
- ⑥良質な肉用牛や豚の生産拡大を図るため優良種の導入を促進するとともに、畜産農家の経営の近代化と安定化を図るため、機械や施設の導入を推進します。
- ⑦公共牧場の積極的な利用を促進するとともに、飼料自給率の向上を図り、^{*}夏山冬里方式による生産の合理化を進めます。
- ⑧農地の利用状況調査により耕作放棄地の実態を把握し、その解消に努めるとともに、農用地利用調整委員会の活用などにより、未然防止策の強化を図ります。
- ⑨担い手への農地集積については、「人・農地プラン」を基本に、農地集積協力金など国の制度を最大限活用し、関係機関と連携を図りながら推進します。
- ⑩条件不利地である中山間地域については、中山間地域直接支払制度の活用により生産活動の維持を支援し、担い手の確保に努めるとともに、新規需要米やそばなど地域条件に適した作物の生産振興を進めます。

(3) 環境保全型農業の推進

○施策の方向

^{*}有機農産物や特別栽培農産物など、化学肥料や農薬の使用を控えた安全・安心な農産物に対する消費者ニーズに応えるため、^{*}耕畜連携による^{*}有機性堆肥の活用をもとにした環境保全型農業を推進し、環境に優しく質の高い食料の生産地をめざすとともに、安全・安心でおいしい鶴岡産農作物のブランドイメージを高めます。

※産地交付金

「水田フル活用ビジョン」に基づく水田における大豆・そばの生産性の向上や、園芸作物の産地化に向けた取組みなどを支援する交付金。

※夏山冬里方式

飼養している牛を、農繁期である夏季は山（放牧場）に放牧し、農閑期である冬季は里（自宅）で舎飼いする方式。

※有機農産物

7ページ参照。

※特別栽培農産物

7ページ参照。

※耕畜連携

7ページ参照。

※有機性堆肥

7ページ参照。

また、消費者や子どもたちが環境保全型農業を理解し、安全・安心な農産物を容易に入手できる環境づくりに努めるとともに、生物多様性の維持をより重視した取組みを普及・啓発します。

○主な施策

- ①有機栽培や特別栽培、農薬を減らす取組みなどについて、栽培技術の普及を図りながら全市的に推進し、栽培面積及び販路の拡大を図ります。
- ②新規取組者向けの相談体制や情報ネットワークの構築、米の収量減への補てんやメリット措置により、環境保全型農業を進める生産体制を強化します。
- ③農業者へ向けて適正な施肥管理を啓発する機会を設けるとともに、堆肥製造施設・機械の更新や機能強化の推進、堆肥散布の促進などにより、堆肥等有機性資材の活用による土づくりを進めます。
- ④環境に優しく安全・安心でおいしい鶴岡産農作物の効果的なPRに努めるとともに、市の特色ある農作物認定認証活動を最大限活用し、新たなブランドの展開を図ります。
- ⑤消費者を対象とした講座や小中学生を対象とした実習の開催などにより、環境保全型農業への理解促進を図るとともに、多様な生態系の維持保全につながる環境にやさしい農法の活用を推進します。

(4) 農業生産基盤と農山村の環境整備

○施策の方向

農業生産の効率化と安定化を図るため、農業生産基盤の整備を促進します。

また、農地や森林の有する優れた景観や癒しの場としての機能を十分に発揮できるようにするとともに、農山村の住民が、安全で安心な生活、あるいは快適な生活を維持できるよう、農山村集落の防災対策・環境整備を促進します。

さらに、深刻化する野生鳥獣による農作物被害対策として、その実態の把握に努め、農業者と関係者、関係団体の連携のもとに、農作物被害を縮小させる取組みを進めます。

○主な施策

- ①老朽化したかんがい排水施設の改修及び整備、ほ場の大区画化を進めるとともに、農道の改良などを計画的に進めます。また、中山間地域や海岸部などに散在する未整備地域での基盤整備を進めます。
- ②転作田の畑作物の収量の安定と品質の向上を図るため、排水対策などの水田畑地化基盤整備を進めます。

- ③農山村の優れた景観を維持・保全するとともに、安全かつ快適な暮らしの確保のため冠水対策に取り組みます。
- ④市鳥獣被害防止計画などにに基づき、猟友会の協力のもと、農作物被害の発生源となるニホンザルやツキノワグマなどの捕獲を実施するとともに、鶴岡市鳥獣被害防止対策協議会を中心に追い払い業務や被害把握、生態調査を実施します。
- ⑤野生鳥獣による農作物被害防止のため、その対策にかかる設備導入や住民の主体的な活動、狩猟免許の取得について支援します。
- ⑥野生鳥獣と人との接触を未然に防ぐため、^{*}里山林縁部の間伐率を高くして緩衝地帯を確保するなど、野生鳥獣の生息環境に配慮した森林施業を検討し、推進します。

※里山林縁部
(ざとやまりんえんぶ)
集落に隣接した山林の内、集落寄りの部分。

第2節 森林資源の有効な保全と活用

(1) 適正な森林経営と循環システムの構築

○施策の方向

豊かな森林資源を市民が活用し、森林所有者も安定的に森林施業に従事できるようにするためには、森林資源が循環することが求められています。それには、木材需要に応じたスギ人工林での伐採と、その後の植林と保育が途切れることなく繰り返して行われ、木材生産が継続して行われることが必要となっています。このため、木材生産コストの低減を図りながら、市民のスギ人工林に対する関心を高め、生産された木材が、円滑に消費されるよう周知活動を進めます。

また、これまで山を守ってきた林業従事者の高齢化が進み、管理放棄された森林が増加している要因にもなっていることから、多様な林業の担い手の育成を図ります。

○主な施策

- ①利用間伐の拡大や高性能林業機械の導入などにより、木材生産コストの低減を図るため、林道や作業道の路網整備を推進するとともに、災害による被害の低減につながるよう、その適切な維持管理に努めます。
- ②林業収入の確保のため、小規模林地を面的にまとめた集約化施業の実施や、低級材などのバイオマス利用を促進し、森林所有者の意欲向上を図ります。
- ③林業後継者をはじめとして多様な担い手の育成を図るとともに、森林組合の林業技術者の育成を強化し、森林所有者に対する施業指導を拡充します。
- ④将来的に森林の持つ機能を維持していくため、造林の低コスト化について検討を進めるとともに、天然更新や広葉樹混交林への転換など、地形や地勢に適した森づくりを推進します。
- ⑤森林を見学する機会を設けることなどにより、市民のスギ人工林に対する関心を高め、木材の地産地消についての理解を深めてもらう取組みを推進します。特に、公共建築物については、教育効果や展示効果が大きいことから、地域産材の活用を積極的に進めます。
- ⑥住宅供給、製材、素材生産の関係事業所などが相互に連携し、地域産材による地域の気候風土に合った家づくりの推進を図るとともに、木材乾燥センターの活用による地元産乾燥材をPRし、地域産材の消費を促進します。

※天然更新

森林の伐採後に植栽を行わず、自然に落下した種子から樹木を育成させることで再生を図る方法。

※広葉樹混交林

針葉樹と広葉樹が混在している林のことで、湛水などの多面的機能や鳥獣の生息数が高いといわれている。

(2) 森林環境の保全

○施策の方向

森林の持つ多様な機能を市民の生活に生かす方策を研究するとともに、環境を重視した広葉樹の人工造林、スギ人工林の針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林整備に取り組みます。また、病害虫による被害森林の拡大防止や保全対策、森林に対する子どもたちの関心を高める森林環境学習などを拡充します。

○主な施策

- ①[※]ナラ枯れ被害対策として、[※]特定ナラ林の被害木調査を行い、被害木の伐倒駆除と予防活動に取り組みます。
- ②学校などと連携した自然環境学習や森づくり活動の体験学習、森林に関する各種学習会などの機会を提供し、子どもから大人まで森づくり・森林環境保全意識の醸成を図ります。
- ③海岸砂防林の松くい虫などの病害虫防除対策や、外来種であるニセアカシアの伐倒駆除を推進するとともに、地域住民の参加による保育活動などに取り組み、健全で公益的機能の高い松林を維持、保全します。

※ナラ枯れ

ミズナラ、コナラ、ブナなどがカシノナガキクイムシという体長5mm程の昆虫が運ぶナラ菌（カビの1種）により、集団で枯れること。

※特定ナラ林

特に公共性が高く継続的にナラ類を保全してゆく森林で、県が指定するもの。鶴岡市ではケヤキの森、熊野長峰、温海岳、生き生きべんとう村が指定されている。

(3) 地域資源としての森林の利活用

○施策の方向

森林の恵みを利活用できる環境をつくるため、里山の広葉樹林地から奥山の天然林に至る多様な森林について、その林相や地域の特色を生かした森林の整備を推進します。また、市民が、気軽に、親しみを持って森林に接していけるように、森林の多面的な機能と日常生活との関わりについての理解を促すとともに、森林を活用した市民の交流の取組みを進めます。

○主な施策

- ①森林浴や森林散策、健康づくり活動などにより、森林に親しみ、心安らげる空間としての活用を進めるため、遊歩道や案内板、標識など森林内の施設整備を行うとともに、多様な森林形態を有する本市の特徴を生かした、新たな森林空間の整備についても推進します。
- ②森林や木を活用したイベントや森林浴、森林散策などの情報を収集、発信し、市民の森林に親しむ機会の拡充を図るとともに、山村地域における市民との交流や健康づくりなどの面で有望な地域資源を活用したプログラムを開発します。

③中山間地域の重要な資源となっている山菜やきのご類などの[※]特用林産物について、間伐などの森林整備と結びつけた生産の拡大や低コスト化、付加価値を高めた販売方法などにより生産の振興を図ります。

※特用林産物
20ページ参照

(4) 森林バイオマスの利活用

○施策の方向

森林資源の有効活用を図るとともに、地球温暖化の防止に資するため、間伐材や林地残材、剪定枝、製材屑などの未利用の木質資源をエネルギー源として活用するなど、[※]森林バイオマスの有効活用を図るとともに、森林資源を活用することで森林の保全や林業振興を図ります。

※森林バイオマス
生物由来の資源や有機エネルギーのうち、丸太、間伐材、林地残材、剪定枝、チップ、製材屑など、及びこれらから作られる材木、薪、炭、ペレットなどの製品を指す。

○主な施策

①森林資源を[※]木質バイオマス発電や木質ペレット・薪などの熱源利用に拡大することにより、森林の保全や林業振興を図ります。

※木質バイオマス
5ページ参照。

第3節 安定した水産業の振興

(1) 安定した漁業経営の推進

○施策の方向

水産物は、昔から重要な「食」の要素として、地域独自の文化と社会生活に深い関わりを持ち続けてきました。また、水産業は、水産物の安定供給とともに、豊かで安心できる生活の基盤を支える役割を果たしており、水産業の健全な発展を図ることが重要となっています。このため、将来にわたって水産資源の確保を図るとともに、魚価向上の取組みを推進し、漁業収入の増収により、安定した漁業経営の確立を図ります。

○主な施策

- ①市管理漁港整備計画に基づき市管理漁港の改修を計画的に進めるとともに、港内航行と荷揚げ作業などの安全性の向上を図るため、適正な維持管理を行います。
- ②将来にわたり水産資源の安定確保を図るため、イワガキ増殖施設の設置や藻場の保全活動、アワビ・トラフグ・ヒラメなどの種苗放流事業を積極的に推進します。
- ③高値で取引されるイワガキや寒ダラのように、他産地との差別化を図る取組みにより、鶴岡産水産物のブランド化を進めます。
- ④安全・安心な水産物を提供するため、貝類による食中毒防止のためのモニタリング検査などの取組みを進めます。
- ⑤県や県漁協、「庄内浜文化伝道師」などと連携した、料理教室の開催や、海の産直カーによる内陸部での移動販売などにより、地産地消の取組みと鶴岡産水産物の消費拡大を図ります。
- ⑥燃油価格の高騰などの経済情勢や、大型クラゲの来遊や磯[※]やけなどの海洋環境の変化による、水産業への影響を緩和するための方策について、漁業者、関係機関と協調し対応を図ります。
- ⑦本市の河川流域にあるふ化施設や中間育成施設を活用し、内水面関係者と協働のもと、増殖事業と放流事業を継続して展開し、水産資源の安定確保を図ります。
- ⑧豊かな海づくりをめざすため、水産資源の保護・管理や海・湖沼の環境保全の大切さについて、広く周知を図ります。

※磯やけ

ある沿岸海域に生息する海草の多くが死滅し、それに伴って水棲生物が減少し、漁業に大きな打撃を与える現象。

(2) 漁業の担い手の確保

○施策の方向

漁業者の減少と高齢化が進んでいるなかで、将来にわたり安定して水産物を供給していくには、担い手の確保や育成を図るとともに、漁業者の円滑な世代交代を推進していくことが必要です。このため、現漁業者の後継者育成を基本にしながら、都市部や他産業からの新規就業者の受入れの検討などにより、新たな漁業の担い手の確保を図ります。

また、漁業者、県漁協、行政組織で構成される「山形県漁業就業者確保育成協議会」において、漁業研修制度や独立時の負担軽減策などを検討するとともに、構成員が各々の立場で施策を実施することで、担い手の確保・育成を図ります。

○主な施策

- ①県や県漁協、指導的立場にある漁業者と連携した短期・長期研修制度の充実や漁船、漁具などの購入経費への補助制度の継続、また関係機関への制度資金の拡充の要請など一人乗り漁船漁業への独立を支援します。
- ②中学生や高校生の漁業に対する就業動機を高めるため、漁業体験事業を実施します。

第4節 農山漁村の地域づくりと交流人口の拡大

(1) 多様な主体の参画による農山漁村づくり

○施策の方向

農山漁村地域では、人口の減少、高齢化や混住化^{*}が進んでいることから、農林漁業者のみならず幅広い地域や集落の住民の協力のもと、農林水産業の振興や地域の活性化に向けた話し合い活動を推進するとともに、実践的な取り組み活動を推進、助長し、発展の成果が地域に還元される仕組みづくりにより、農林水産業の維持発展と農山漁村地域の活性化を図ります。

※混住化
農村集落内において、農家・非農家が混在していくこと。

○主な施策

- ①農林漁業者を核とし、自治組織や生産組織、高齢者や女性並びに若者の組織など、多様な主体の参画による地域住民の自主的な組織づくりを進めます。
- ②地域づくりの組織化や実践的取り組み活動を推進するため、専門家の派遣や農協などの関係機関や関係団体で構成するサポート体制を拡充します。
- ③農林水産資源を活用した新たな産業の展開や都市と農山漁村との交流を推進するため、地域リーダーとなる人材の育成と情報発信に努めます。
- ④農地や農業用水などの保全管理活動への多様な主体の参画を通じて、適切な保全管理を図るとともに、コミュニティ機能の維持や再生を図ります。
- ⑤地域住民やボランティア、漁業者、企業など市民参加による「魚の森づくり」や「広葉樹の森づくり」などの森づくり活動や森林保全活動を推進するとともに、森林施業の見学や体験実習を実施するなど、森林の多面的機能を生かした交流の拡大に努めます。
- ⑥漁村地域に水産加工品の製造や水産物直売など新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図るとともに産業の振興による地域づくりを進めます。
- ⑦森林文化都市の実現に向けて、森林の資源を活用した活動の拠点となるフィールドを整備します。

(2) 交流人口の拡大による地域の活性化

○施策の方向

広大で豊かな森林、水田、畑、樹園地と砂丘畑などの農地、雄大な日本海、温泉、農山漁村文化と伝統など本市の農山漁村が有する豊富な資源を有機的につなげ、本市のイメージアップを図ります。また、安全・安心な農産物生産の仕組みなどの情報発信を積極的に行うことにより、交流人口を拡大し地域の活性化を図ります。

○主な施策

- ①農山漁村が有する優れた地域資源を掘り起こしてデータベース化し情報を発信するとともに、鶴岡らしい特徴ある^{*}グリーン・ブルーツーリズム、また、これらを統合した^{*}ルーラルツーリズムとして「鶴岡ツーリズム」の開発を進めます。
- ②友好都市や親交のある首都圏の地区との交流の促進など、都市と農山漁村との交流を通じて本市の農林水産業への「応援団づくり」を進め、農林水産物の販路の拡大を促進します。
- ③森林や木を活用したイベント情報、森林浴や森林散策などに関する情報の集積と発信、旬の魚介を活用したイベントの開催や水産物直売施設の整備、漁業体験や水族館、海洋研究施設での研修や農山村集落の生活体験などを組み合わせた体験プログラムを拡充し、森林や山村、漁村の持つ魅力を高め、交流人口の拡大を図ります。
- ④子どもたちの農山漁村体験の受入体制を確立するとともに、中学生や高校生の教育旅行については、温泉旅館や公共宿泊施設、宿坊民宿なども活用するなど、受入側に過度な負担が生じないように仕組みづくりを進めます。
- ⑤田舎暮らしを求める都市住民のニーズに応えるため、短期滞在型、長期滞在型、定住型などの^{*}交流居住を進めます。

※グリーン・ブルーツーリズム
8ページ参照。

※ルーラルツーリズム
9ページ参照。

※交流居住
都市住民が都市と田舎に滞在拠点をもち、双方を仕事や余暇で使い分け、地元の方たちとの交流を楽しみながら生活をする新しい生活志向、生活様式。

第5節 農林水産業の6次産業化の促進

(1) 農林水産業の6次産業化の支援

○施策の方向

「食の宝庫」を標榜する本市にとって、恵まれた農林水産物を活用した6次産業化の取組みは魅力的な分野であることから、その取組段階に応じた支援の充実により、農林水産業の6次産業化を推進します。

また、6次産業化にあたっての複雑かつ多様な課題の解決のため、農・商・工・観が情報共有を行うなど連携強化を図ります。

○主な施策

- ①先進的で創意工夫を凝らした6次産業化の取組みに対して支援するとともに、相談窓口の常設や研修会の開催、^{*}アグリメールの活用など6次産業化に取り組みやすい環境づくりを進めます。
- ②生産者と製造業者とのマッチング相談会の開催などにより、異業種間の連携を推進します。また、定期的に関係部署による庁内会議を開催し、情報共有と関連事業の連携を図ります。
- ③農林水産物の効率的な受注システムモデルの構築をはじめ、首都圏など域外への販路拡大の取組みや、地元保育園や福祉施設、旅館などへの流通の仕組みづくりを進めます。

※アグリメール

農業者向けの補助事業の募集や研修会・セミナーの案内、注意喚起情報など、市の農業施策や国・県から提供される各種情報を、本市独自で携帯メールなどで配信する伝達方法。

(2) 新たな生産加工技術・流通等に関する研究開発の推進

○施策の方向

本市の農林水産物の付加価値を高め、有利な販売に結びつけるため、地元高等教育機関や県立の試験研究機関、食品製造業などとの連携や協力体制を強化するとともに、新たな農林水産加工品の開発及び流通販売システムの改善などの研究開発を進めます。

○主な施策

- ①高等教育機関などとの連携・協力体制の充実を図りながら、だだちゃ豆の食味成分比較検証調査や、カキ殻を活用した庄内柿の大玉生産に向けた栽培技術の研究などを進めます。
- ②安価な魚介など従来市場ルートに乗らなかった魚介を活用した水産加工品の開発を進めます。

- ③首都圏への活魚出荷など新たな流通販売ルートを開拓します。

(3) 地産地消の推進

○施策の方向

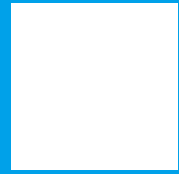
少量の農産物でも出荷しやすい環境を整え、地元農産物の流通拡大を図ります。また、「鶴岡市食育・地産地消推進計画」に基づき、学校給食における地元産野菜・魚介類の利用率向上を図るとともに、食生活を通じて市民の本市農林水産業に対する理解を深め、地元産食材の利用率向上を図ります。

○主な施策

- ①小規模農家や高齢農家などの身近な出荷先である産直施設を対象として研修会を開催するなど、少量の農産物であっても農家が出荷しやすい環境づくりを進めます。
- ②地場産野菜導入に係る協定や給食用米の価格差補てんなど、生産者が給食食材としての地元野菜を提供しやすい環境を整えるとともに、米飯学校給食を推進します。
- ③学校給食などでの地産地消を進めるため、魚介類を活用した食材の開発を行います。
- ④学校に生産者を招いて給食会を開催するなど、児童生徒や親子を対象とした食育事業を実施し、本市の農林水産業と農林水産物への理解を促進します。

第5章

地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします



第1節 雇用の促進とはたらく力を高める人づくり

(1) 若年層の職業意識・能力形成と地元就職の促進

○施策の方向

若年層が早い段階から働くことの意義について認識を深め、職業意識と能力や知識を形成できるよう支援することにより、新卒者の職場定着を図るとともに、若年求職者の就職支援に努めます。また、若年層や早期離職者の地元企業就職を促進する取組みを促進するとともに、Uターン希望者に対する情報提供機能の強化を図ります。

○主な施策

- ①雇用対策協議会、ハローワーク（公共職業安定所）との連携による地元企業就職に資する情報提供や指導機能を充実します。
- ②教育機関、企業、商工団体などとの協力により、子どもの就業体験や職場体験の機会を拡大し、また長期^{*}インターンシップを推進します。
- ③若年者を対象とした無料職業紹介所を開設し、早期離職者など就職に困難を抱えた若年求職者の就職を支援します。
- ④山形県Uターン情報センターなど関係機関と連携し、本市のUターン受入企業などの情報発信を強化します。

※インターンシップ
学生が企業で一定期間企業活動について体験する制度。

(2) 就業構造の変化に対応したキャリア形成と就業機会の創出

○施策の方向

企業が社員に求める能力の高度化や就業構造の変化に対応するため、自己の適性や職業能力的な把握と職業能力の向上を支援します。また、長寿化に伴う職業生活期間の延長、価値観の変化、生活の様式や志向の変化などに対応し、生きがいや社会参加の視点からも就業の場の創造と育成を図ります。

○主な施策

- ①庄内地域産業振興センターを核とした研修及び訓練を拡充します。
- ②企業の人材育成や個人^{*}のスキルアップに資する情報提供やアドバイス機能などを拡充します。
- ③職業訓練機関などとの連携により、幅広い職種での人材育成を図ります。

※スキルアップ
11ページ参照。

(3) 先進的な事業活動を支える人材の育成

○施策の方向

産学連携に基づく独創的な研究開発や技術創造をなす中核的な人材、技術の具体化や製品化の過程を実務面で支え、また生産性や品質向上をめざして自ら工夫する技術者などを育成し、企業の自立的な事業展開を促進します。

○主な施策

- ①高等教育・研究機関での研修や共同研究などを促進します。
- ②高等教育機関などによる社会人のための^{*}リカレント教育を拡充します。

※リカレント教育

社会人の再教育。社会に出た人が自己実現や職業能力の開発などに必要な知識、技術、教養を身に付けるため再び受ける教育のこと。

第2節 地域の強みを生かした地力ある産業の振興

(1) 競争力のある企業の集積

○施策の方向

本市の特徴的な製造業である電子、電機、機械、輸送といった加工組立型産業と独自の技術や付加価値の高い製品などを持つ企画開発型企業の集積を促進します。

また、高等教育・研究機関の研究成果などを核として、次代を担う新規、成長分野である[※]バイオに関する研究機関や企業を集積し、新しい産業の振興を図ります。

※バイオ
6ページ参照。

○主な施策

- ①[※]企業立地促進法に基づく新たな企業の立地促進と既に地域に根ざした企業の事業拡張や競争力を強化しやすい環境づくりを進めます。
- ②高等教育・研究機関が持つ研究成果や新技術の産学連携、企業間連携に基づく事業化を推進するとともに、[※]ベンチャー企業の創出と育成を図ります。
- ③庄内地域産業振興センターを核とした企業間交流や異業種間交流、産業人材育成などの企業活動のサポート機能を拡充します。
- ④高等教育・研究機関の研究成果をもとに、医療、食品、環境などバイオに関する研究機関や企業が集積するクラスターを形成するとともに、その受け皿となる鶴岡バイオサイエンスパークを整備します。

※企業立地促進法
地域経済の基盤を強化するため国が地域の企業立地促進等を支援する法律で立地企業について税の減免などの優遇措置がある。平成20年に庄内地域の基本計画が採択された。

※ベンチャー企業
65ページ参照。

(2) 伝統産業の再構築と地場産業の振興

○施策の方向

先人より受け継いだ製品づくりを未来にも継承しつつ、時代が求めるデザイン、機能、用途などを加えて、伝統的な製造業の高付加価値化に取り組むことにより、伝統産業の再構築と地場産業の振興を促進します。

○主な施策

- ①[※]農商工観連携、産学連携などの多様な連携により消費者ニーズに対応した製品の開発とそれらの販路の拡大を促進します。
- ②事業者が自主的かつ意欲的に行う新商品や新サービスの開発、市場化の取組みに対して、[※]地域資源活用促進法などによる支援を拡充します。
- ③本市の近代化の礎となった絹織物産業を生かした新たな鶴岡シルク関連産業や国の伝統的工芸品に指定されている羽越しな布をはじめとする伝統的な産業の活性化を推進します。

※農商工観連携
7ページ参照。

※地域資源活用促進法
各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源などの地域資源を活用して新商品の開発などを行う中小企業を支援する法律。

④地域の食文化を観光、飲食業、農林水産業、食品製造業などの産業振興や学術振興に生かすため、広く市民・事業者と連携して各種の推進事業を実施するとともに、ユネスコ創造都市ネットワーク^{*}への加盟をはじめとした国内外との交流を推進します。

※ユネスコ創造都市ネットワーク
7ページ参照。

第3節 まちの賑わいを創る産業の振興

(1) 地域に根ざした魅力ある個店・商店街づくり

○施策の方向

地元商店街や商店が買物機能としてだけでなくコミュニティの場としての役割が期待されるなか、地域に根ざした付加価値づくりや担い手の育成を図り、地域住民などのニーズに対応した安定的かつ持続可能な店づくりと商店街づくりを推進します。

○主な施策

- ①地域ニーズに対応した事業承継や新規創業に取り組む人材を育成します。
- ②商工関係団体との連携による地元消費の喚起や地域特性を生かした意欲ある取組みを推進します。

(2) 多様な交流による中心商店街の活性化

○施策の方向

中心商店街それぞれの特性を生かしながら、^{*}中心市街地活性化基本方針に基づき、まちづくりと一体となった取組みを推進し、「住」「職」「遊」「学」「観光」の観点からの商店街の高付加価値化を図るとともに、まちなかにおける多様な交流や活動が行われ、歴史と伝統を継承しつつ新たな文化を創造する場としての商店街づくりを進めます。また、商店街自体の活動の活性化や魅力ある個店の集積による持続性のある商店街の形成を図り、来街者にとって歩いて楽しい商店街づくりを進めます。

○主な施策

- ①中心商店街を構成する店舗個々の特性やオリジナリティを生かした店づくりを促進するとともに、意欲ある事業者の出店を促す環境づくりを推進します。
- ②中心商店街への伝統産業や食材など地域資源を生かした店舗や工房型店舗の誘導を図り、職人技や地場産品に触れられる魅力ある商店街づくりを進めます。
- ③活力ある中心商店街をめざし、市民が交流する魅力あるまちづくりを進める^{*}鶴岡商工会議所のTMO事業の取組みを支援します。

※中心市街地活性化基本方針

中心市街地活性化法及び国の基本方針に基づき、多彩な都市機能がコンパクトに集積した賑わいのあるまちを実現するため、中心市街地の活性化に関する方針を示したもの。鶴岡市では「住み、暮らし、活動する場」としての中心市街地づくりをめざしている。

※TMO事業

Town Management Organizationの略。中心市街地の活性化を図るために取り組む各種事業。様々な主体が参加することで、まちに賑わいをもたらす。

(3) 新たなニーズに対応したサービス産業の振興

○施策の方向

経済のサービス化、ソフト化が進展するなか、工業団地に立地する企業などのニーズに対応した企業活動を支援する対事業所サービス機能や市民の福祉や教育などのニーズに対応した対人サービス機能の集積を進めるとともに、新たなビジネスの創出と育成を図ります。

○主な施策

- ①デザイン、印刷、コンサルティング業務、ITソフト関連など、多様な企業活動を支援する対事業所サービス機能の充実を図ります。
- ②福祉や教育など市民生活を支援する対人サービス機能の充実を図ります。
- ③地域資源を生かしながら地域課題への対応について「ビジネス」の手法で取り組むコミュニティビジネスの創出と育成を図ります。

第4節 鶴岡ならではの観光の振興

(1) 多様な観光ニーズを踏まえた誘客の促進

○施策の方向

観光の振興は、交流人口の拡大による地域活性化に大きな役割を果たす一方、観光に対するニーズは、団体型旅行から、個人、家族、小グループ型旅行への移行、旅行の目的、ルートなどの多様化といった旅行形態の変化が見られるため、その変化を踏まえつつ、本市特有の歴史、文化特性や自然環境など豊富な観光資源を活用、整備しながら、「テーマ観光」や「体験型観光」を一層充実していくとともに、市域を越えた広域観光を充実、強化します。

○主な施策

- ①本市ならではの歴史的な施設、六十里越街道に代表される古道、地域で大切に継承されている数多くの伝統文化や伝統芸能など、個々の資源の磨き上げやサービスの向上を行い、観光資源としての更なる活用や再構築を図ります。
- ②「食」「文化」「健康」といった要素や、磐梯朝日国立公園、日本海などの豊かな自然を活用した「^{*}トレッキング」「^{*}登山」「^{*}溪流釣り・^{*}磯釣り」など、本市の観光資源や地域特性を活用したテーマ観光を推進します。
- ③体験型観光メニューの充実や創出を図り、体験メニューと既存の観光資源との組合せなどにより一層の観光誘客を推進します。
- ④農林水産業・商工業分野と連携し、鶴岡の食の積極的な紹介や提供、^{*}グリーン・ブルーツーリズムの展開など、地域の強みを発揮した観光需要の取込みを図ります。
- ⑤高速交通ネットワークの充実にあわせ、国の「^{*}広域観光連携圏域」の認定の動きも視野に入れながら、^{*}日本海きらきら羽越観光圏の圏域自治体と一体となって、滞在日数の増加に結びつくよう積極的に広域観光を推進します。
- ⑥本市の観光資源のPRとリピーターにつながる誘客を促進するため、旅行代理店とのネットワークの強化を図り、早期の情報提供や旅行ニーズを把握するとともに、スマートフォンに対応した食文化サイトの開設や、旅行情報誌、映画の活用など、効果的な情報発信を推進します。
- ⑦外国人観光客の誘客に向け、北東・東南アジア地域を主な対象として、山形県国際観光推進協議会や隣県と一体となった取組みにより、出羽三山や黒川能など本市が誇る観光資源を積極的に宣伝します。
- ⑧老朽化している観光施設などの改築整備を図るとともに、関係機関や関係団体と連携しながら、鶴岡公園周辺などにおいて城下町として培われてきた歴史や文化的特性を踏まえた観光エリアの充実、整備を図ります。
- ⑨祭りや各種誘客イベントについて、伝統の保持に加え、新たな魅力付けなど

※トレッキング
22ページ参照。

※グリーン・ブルーツーリズム
8ページ参照。

※広域観光連携圏域
8ページ参照。

※日本海きらきら羽越観光圏
8ページ参照。

により誘客の促進を図るとともに、若い世代も加えながら推進体制の充実を図ります。

- ⑩リニューアルした加茂水族館「クラゲドリーム館」を、クラゲをはじめとする海洋生物に直接親しむことができる貴重な学習・展示施設として、さらには鶴岡ならではの魅力を発信する観光拠点施設として活用し、交流人口の拡大を図ります。

(2) 温泉地や宿坊街の魅力の向上と賑わい創出

○施策の方向

湯野浜や温海、由良、湯田川などの主な温泉地や手向宿坊街の魅力の向上と賑わいの創出に向け、個々の宿泊施設の充実やサービス向上だけに止まらず、それぞれが有する地域の自然、歴史、文化的環境を生かし、通りの整備や良好な景観の形成などといったハード事業と地域資源を活用したソフト事業を推進し、散策などが楽しめるように、当該エリア全体の魅力アップを図ります。

○主な施策

- ①温泉街全体としての魅力の向上、賑わいの創出、滞在時間の拡大に向けて、ハードとソフト両面から各温泉地の環境や特性を活用した取組みを積極的に推進していくとともに、温泉地と一体となって、クオリティの高いおもてなしの取組みを展開するほか、地域にある多様な食材を観光振興に生かす仕組みづくり、温泉街歩きガイドの提供など新たな魅力付けや付加サービスの実施に取り組めます。
- ②出羽三山地域における受入環境の充実を図るため、宿坊街を本市の貴重な誘客資源として捉え、出羽三山信仰の歴史や伝統に配慮しながら景観整備を進めるとともに、宿坊街を活用した体験交流メニューの創出など新たな誘客受入体制を整備します。
- ③温泉地や宿坊街における街全体の魅力アップを図るため、当該地の観光推進組織だけに止まらず、商店主や住民に専門家や有識者も加え、継続的で組織的な「街づくり」の検討、実践の取組みを進めます。

(3) 観光客受入環境の充実

○施策の方向

観光客の移動手段として、駅や空港などからの公共交通だけに止まらず、点在

する観光資源を結ぶ二次交通の充実を図るとともに、観光案内看板の設置をはじめ、観光ガイドや観光案内所、さらには市民による「もてなしの心」などの醸成を図り、受入環境の一層の充実を図ります。

○主な施策

- ①市内の観光循環バスや駅からの定額観光タクシーなどの利用促進とともにレンタカーを活用した旅行商品の支援など、2次交通の一層の充実を図ります。
- ②団体観光から個人や小グループ旅行へ変化した観光動向に対応するため、観光案内、情報提供機能の一層の充実を図るとともに、観光ガイドや観光レンタサイクル、観光共通券などソフト面での観光客受入体制の充実や新たな仕組みづくりを推進します。
- ③^{*}中心市街地活性化基本方針に基づくまちづくりの方向性に沿って、観光情報プラザ（仮称）などを拠点としたハード面からも、歩いて楽しい観光の街づくりを推進します。
- ④^{*}山形DCを契機に企業や団体、自治会などが取り組むおもてなし活動を継続し、さらに広く市民に広がるよう支援するとともに、本市の歴史と文化や地域資源について理解を深め自らの地域に誇りを持つことを通じて、観光客や来訪者が再び訪れたいくなるような、鶴岡らしい「気遣いや思いやり、もてなしの心」の醸成に努めます。
- ⑤増加しつつある外国人観光客向けに、観光案内説明板などの多言語化を図っていくとともに、外国語版の観光パンフレット作成や通訳ガイドボランティアの育成を進めます。

※中心市街地活性化基本方針
96ページ参照。

※山形DC
8ページ参照。

(4) 観光推進組織の強化と人材の育成

○施策の方向

観光振興においては、民間の果たす役割は極めて重要であり、現在、鶴岡市観光連盟など様々な観光推進組織が活動を展開していますが、それらの機能強化を進めていくとともに、観光に関わる団体との連携や人材の育成、^{*}コミュニティサイトによる人材ネットなどの構築を図ります。

※コミュニティサイト
例えば「出羽三山」に詳しい人たちが集まるインターネット上のファンクラブといった、関心や興味を共有する人々が集まる情報交換などのコミュニケーションを中心としたサイト（情報や文書が公開されているネット上の場所）のこと。

○主な施策

- ①鶴岡市観光連盟の体制の強化を図り、会員相互の情報共有に努めるとともに、市全体の情報発信や誘客活動、コーディネート機能などを強化し、また、各地域観光協会についても、行政とのパートナーシップの構築の観点から連携、協力を図り、自発的な取組みや活動を支援します。

- ②地域の活性化や観光振興の担い手となっている団体の観光施設の運営などをはじめとした、観光誘客事業の取組みを支援するとともに、地域の歴史や文化などに関する学習会の開催や誇りの醸成などを通じて、新たな人材の育成を図ります。
- ③鶴岡の観光のファンが集まるコミュニティサイトを構築し、広範な情報発信などとあわせ、全国的な人材ネットワークづくりを進めます。

(5) 特産品の育成と物産展の充実

○施策の方向

既存の特産品に加え、農林水産分野や商工分野などにおいて、新たな地域特産品が製品化されており、これらの特産品を観光PRのため積極的に活用していきます。また、物産展については、販路拡大や物産販売だけに止まらず、観光誘客と一体となった取組みを進めます。

○主な施策

- ①地域固有の資源である「だだちゃ豆」や「しな織り」をはじめ、食文化、伝統工芸品や民芸品、さらには地域資源を生かした新たな地域特産品などについて、観光誘客素材として県内外において積極的に宣伝し活用します。
- ②伝統工芸品や民芸品に携わる人材の育成について、関係団体と連携しながら推進します。
- ③県などが主催する物産展や都市交流地域での物産展などを通じて、物産業者による販路拡大や販売額の増加を促すとともに、観光PRや本市への観光誘客と一体的な取組みを推進します。

第6章

地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します



第1節 快適な都市環境の形成

(1) 快適な市街地と集落の基盤形成

○施策の方向

市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに、既成市街地や既存集落の土地の有効利用に留意しながら、人口規模に応じたコンパクトな市街地を形成するとともに、地域活動の拠点となっている地区を基点としたまちづくりと地域の特性に配慮した快適な生活環境の整備を進め、美しい田園や丘陵、海岸と調和した持続可能な活力ある市街地や集落の形成を図ります。

○主な施策

- ①都市計画マスタープランの見直しを進め市域全体のめざすべき都市像を示していくとともに、コンパクトで持続可能な市街地の形成を図っていくため、都市再興基本計画を策定します。
- ②[※]都市計画区域内の既成市街地や既存集落では、[※]区域区分に基づきその地域の特性に配慮した土地利用の誘導を図り、個性豊かな維持、発展を支えます。
- ③地域経済を支える新たな土地利用については、既存ストックの活用を図るとともに、計画的な開発による都市基盤整備を進めます。
- ④地区の特性にふさわしい良質な生活環境の維持・創造を促進するため、[※]地区計画制度などによるまちづくり計画の活用を図ります。
- ⑤鶴岡市街地北部の市街化区域内大規模未利用地となっている茅原地区については、土地区画整理事業により計画的に市街地形成を図ります。

(2) 歴史や伝統・文化を大切にしたい誇りの持てる地域づくり

○施策の方向

地域の核となる区域を生活や文化などの地域活動の拠点として位置付け、地域が持つ歴史や伝統と文化を大切に維持、発展させ、そこに住む人が誇りを持って住み続けられる地域づくりを推進するとともに、[※]歴史的風致維持向上計画に基づき現代にいきづく魅力ある地域の形成を図り、活性化と交流人口の拡大を促進します。

○主な施策

- ①歴史的風致維持向上計画事業の促進を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定、活用を行うなど歴史的建造物や伝統的な人々の営みを生かしたまちづくり、地域づくりを進めます。

※都市計画区域

自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備や開発を行ったり、又は現状を保全したりするため、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域。

※区域区分

都市計画区域を開発できる区域と、原則開発ができない区域に区分する制度で、開発できる区域を市街化区域といい、開発できない区域を市街化調整区域という。市街化区域では、市街地を計画的に整備・改善する一方、市街化調整区域では、開発行為を抑制し農村環境や自然環境を保全する。

※地区計画制度

都市計画法は都市全体、建築基準法は敷地単位で建築を規制することによって、まちづくりに関する制限・規制などを行っており、地区計画はより良い環境を持つまちづくりのために、これより踏み込んだ制限などを定め、ゆとりや安らぎのある市街地の創出をめざした制度。

※歴史的風致維持向上計画

地域における固有の歴史的な建造物及びその周辺と人々の営みが一体となった「歴史的風致」の維持、向上を図り、これ生かしたまちづくりを進めていく計画。

②地域の個性、創意工夫を源泉に、住民と行政が協働してまちづくりを進めます。

(3) 地域の特性を生かした景観形成

○施策の方向

これまで引き継がれてきた良好な景観を保全し、次代に継承するため、景観計画に基づき、自然や農地、歴史的建造物などそれぞれの地域の豊かな特性を生かした景観形成とまちづくりを推進します。

○主な施策

- ①大規模な建築物、工作物の建築行為は届出を義務付け、良好な景観を損なうものの立地を規制します。
- ②歴史的風致維持向上計画に位置づけられた重点区域など、景観上重要な地区として保全されてきた区域は景観計画に位置付け、建築物や工作物のほか土地利用についてもきめ細かな規制や誘導を行います。
- ③美しい田園風景や山々の眺望景観を保全するため、建築物の高さの規制や誘導を図ります。
- ④景観を生かしたまちづくりを進めていくための地域ごとのガイドライン作成を進めます。

(4) 賑わいある中心市街地の形成

○施策の方向

都市機能の集積やまちなか居住の誘導を図り、地域の特性に合わせたまちづくりを推進し、「住み、暮らし、活動する場としての魅力ある中心市街地」の形成とその充実を図ります。

○主な施策

- ①市民の快適性、利便性の向上と中心市街地の活性化のために、都市機能の集積と民間事業などによる立地誘導を図ります。
- ②交通結節点である鶴岡駅前地区では、その立地条件を生かした民間事業による土地・施設の活用を促進します。
- ③密集住宅地の狭小宅地・狭あい道路の改良を伴う区画再編事業を支援するとともに、若年世帯のまちなか居住の誘導を図ります。
- ④先端的な要素と伝統的な要素が共存する鶴岡公園周辺では、互いの魅力が調

和したまちづくりを推進するとともに、内川周辺を中心商店街につなぐエリアとしてまちづくりを進めます。

- ⑤ 小路を活用するなど個性ある歩行者交通ネットワークとまちの賑わい創出とが連携した誰もが楽しく「歩いて暮らせるまちづくり」を推進します。
- ⑥ 市民と協働でまちづくりを進めるため、目標や関連する情報を市民と行政の間で共有するとともに、担い手の育成を図るなど市民のまちづくり活動を支援します。

(5) 多様で複合的な公園・緑地の整備・保全

○施策の方向

レクリエーションの場、憩いの空間である公園・緑地の整備と保全を市民と協働しながら推進し、緑のネットワーク形成と市民生活の豊かさの向上、防災機能の強化を図ります。

○主な施策

- ① スポーツやレクリエーション、文化活動など、市民の活動を支えることにも配慮し、地域の特性を生かした公園・緑地・広場の整備を進めます。
- ② 地域との協調・協力による公園・緑地などの整備と維持保全を進めます。
- ③ 誰もが安全で安心して利用できる公園・緑地などの保全と施設設備の維持更新を計画的に進め、長寿命化と経費の節減を図ります。
- ④ 鶴岡公園の桜など市民に親しまれている樹木の保護と計画的更新を進めます。
- ⑤ 公園・緑地・広場などの整備にあたっては、^{*}ユニバーサルデザインと防災機能の拡充に配慮します。

※ユニバーサルデザイン
54 ページ参照。

第2節 交流・連携の推進と基盤の整備

(1) 東北日本海沿岸地域等との連携と交流の推進

○施策の方向

歴史的、文化的につながりの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県、各都市との間で、経済や文化、学術研究、観光、防災などにおいて、地域の特性を生かしながら、相互の機能分担や連携の強化を推進することにより地域の振興を図るとともに、環日本海地域との交流を促進します。

○主な施策

- ①連携の基盤となる高速交通ネットワークの整備など日本海沿岸地域共通の課題について、その実現に向けて協力して取り組みます。
- ②東北日本海沿岸地域などの自治体との自然、歴史、文化資源を活用した観光振興や産業の高度化など、地域連携、相互協力を推進します。
- ③日本海を取り巻く韓国や中国、ロシアを視野に入れた環日本海交流を推進します。

(2) 高速交通ネットワークの充実

○施策の方向

首都圏や関西圏といった大都市圏をはじめ、日本海国土軸を一体的に構成する新潟などの日本海沿岸地域や仙台圏といった近隣地域、また環日本海沿岸諸国など海外との連携において、交流の活発化、物流の効率化を促進させる社会基盤である高速交通ネットワークの充実を推進します。

○主な施策

- ①早期開通が望まれる日本海沿岸東北自動車道の新潟県境区間の事業を促進するとともに、山形自動車道の月山道路部分の整備を促進し、全国的高速道路網につながるネットワーク機能の充実を図ります。
- ②日本海沿岸東北自動車道新潟県境区間の開通にあわせ、「あつみ温泉 I C」「鼠ヶ関 I C（仮称）」の周辺整備について検討を進め、その整備計画を策定します。
- ③庄内空港について、東京線の増便や運航ダイヤの改善、大阪線の復便など利用しやすい環境づくりに努めるとともに、滑走路の延長など空港機能の拡充を促進します。

- ④羽越本線の在来線高速化、及び新潟駅における新幹線と在来線の同一ホーム乗換えの早期実現に向け取り組みます。

(3) 情報社会に対応した環境整備の推進

○施策の方向

市民生活の向上や産業の活性化など、豊かな地域づくりのため、新たな情報通信技術を活用し、国・県や関係機関、民間事業者との連携を図りながら、情報社会に対応した環境を整備します。

○主な施策

- ①災害時の通信手段の確保と市民や観光客などの利便性の向上のため、[※]公衆無線LAN環境の整備を推進します。
- ②地域のきめ細かな情報発信や市民が連携して協働のまちづくりを進めるため、[※]ホワイトスペースを活用した地上一般テレビ放送（エリア放送）などの検討、整備推進と[※]ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の利活用を推進します。
- ③地域の地理空間情報や防災情報、人口統計などの情報を、誰もが自由に利用できるようにすることにより、市民の安全・安心や起業、事業拡大による地域経済の活性化を図るため、公共データなど地域の様々な情報の整備と利活用を推進します。

※公衆無線LAN

公共施設、観光施設や店舗など人の多く集まる場所に通信事業者や施設の管理者などが設置している無線機器を利用し、インターネットへの接続を提供するサービス。

※ホワイトスペース

電波の周波数帯のうち、放送用などある目的のために割り当てられているが、地理的条件や技術的条件によって他の目的にも利用可能な周波数。

※ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）

Webサイトを利用して、人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型の会員制インターネットサービス。

(4) 幹線道路網の整備

○施策の方向

道路網の骨格となる国道、主要地方道、一般県道の整備を促進し、幹線道路ネットワークの強化を図ります。

○主な施策

- ①国道7号、国道112号、国道345号の防災、交通安全対策、狭あい区間の整備を促進し、地域間の交流と物流を支え、観光振興にもつながる道路ネットワークの強化を図ります。
- ②都市間、地域間交通を円滑にするため、主要地方道や一般県道の未改良区間の整備を促進します。
- ③都市内に不要な通過交通が入り込まないように誘導し、都市内外の交通の円

滑化を図るため、外環状道路及び都市内幹線道路の整備を促進します。

(5) 道路利用者の視点にたった市道整備と管理

○施策の方向

通行の快適性や利便性を求める道路利用者の様々な声に耳を傾けながら、高齢化社会への対応や安全な通学路の確保など、市民にとって安全・安心な道路整備を推進するとともに、安全で快適に利用できるよう管理します。

○主な施策

- ①市街地中心部と地域を結ぶ道路、地域と地域を結ぶ道路など日常生活圏での移動の円滑化、観光や余暇活動など豊かな地域資源を活用するための道路整備を推進します。
- ②中心部の自動車交通の利便性を高めるため、一方通行を見直し、道路整備を図ります。
- ③身近な生活道路の整備では、交通弱者や高齢化社会に対応した^{*}バリアフリー対策や狭あい市道の改良や安全な通学路対策など、地域の実情に応じた道路整備を推進します。
- ④冬季間の積雪から市民の生活、産業、経済活動を守るため、道路の防雪及び除雪対策の充実を図ります。
- ⑤災害時における避難や復旧支援に対応できる道路ネットワークを構築します。
- ⑥橋梁などの重要な土木施設の長寿命化修繕計画を策定し、老朽化により更新時期をむかえる土木施設の延命化とコスト縮減に取り組みます。

※バリアフリー

建築設計において、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

(6) 公共交通ネットワークの確保

○施策の方向

公共交通ネットワークを維持、増進し、広範な市域における市民の日常の移動手段を確保します。

○主な施策

- ①バス事業を取り巻く社会的な環境の変化に対応しながら、実態に即した利用拡大の方策について民間事業者などとの検討を行い、既存の民間バス路線の維持存続に努めます。また止むを得ず廃止されるバス路線については、地域や民間主体で行う新たな公共交通システムの導入などを支援し、地域の公共

交通を維持します。

- ②羽越本線について、利用しやすい運行ダイヤなど利便性の向上や、一層の安全輸送の確保について事業者に働きかけるとともに、全線複線化の実現を促進します。

(7) 港湾の利活用と魅力の創出

○施策の方向

船舶の安全を確保し、地域の振興化策と連携した港湾の利活用を促進し、魅力の創出を図るとともに、大地震や大津波などの災害に強い港湾整備を促進します。

○主な施策

- ①入港船舶の安全と防災対策のため、加茂港及び鼠ヶ関港の整備を推進します。
- ②地域の振興を図るため、地域の自然、歴史、文化、観光資源などを活用した取組みを展開し、港湾の利活用促進と魅力の創出を図ります。

第3節 安全・安心な生活基盤の整備

(1) 快適で安全・安心な住環境整備

○施策の方向

住宅施策の指針となる「^{*}住宅生活基本計画」に基づき、高齢者、障害者などの住宅困窮者のための^{*}住宅セーフティネットの構築を図り、若年・子育て世帯には定住促進につながる住宅建築の支援を行います。また、空き家の適正管理と有効活用により良好な住環境整備を図り、地域産材や地元職人の技術を生かした快適な住まいづくりを促進します。

○主な施策

- ①高齢者、障害者などの住宅困窮者への良質で安定した住宅の供給を図るため、公営住宅の整備・保全を計画的に進めるとともに、^{*}民間既存ストックを活用した住宅セーフティネットの構築に取り組みます。
- ②若年・子育て世帯向けに、低価格帯の住宅を求めやすくするような市街地の土地利用策や建築支援の仕組みをつくり、定住促進を図ります。
- ③空き家、空き地の所有者に適正管理を促し、空き家の発生を抑制するとともに、民間組織と連携し、良好な住環境整備や地域の特性を勘案し、活性化につながる空き家などの活用に取り組みます。
- ④地元の職人技術や地域産材を活用した新築住宅や住宅リフォームの支援により、地域資源の利用を促進し、地域住宅関連産業の活性化を図ります。

(2) 住宅・建築物の耐震化の向上

○施策の方向

庄内平野東縁帯を震源とする大地震が将来発生することが予測されていることから、建築物の倒壊被害などを最小限に抑えるため、住宅や建築物の耐震改修などを促進します。

○主な施策

- ①昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、現行の耐震基準に満たない一戸建木造住宅を重点として、市内の住宅や建築物の所有者が自ら耐震診断及び耐震改修を計画的に行うことができるよう支援します。
- ②不特定多数の市民が利用する民間の大規模な特定建築物などについては、県と協力し、耐震化を促進します。

※住宅生活基本計画

市民が安全・安心かつ快適に暮らすための住まいや住環境のあり方について、今後10年間に取り組むべき基本的な施策を定めた計画。平成23年度に策定。

※住宅セーフティネット

住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの所得、家族構成、身体状況などに適した住宅を確保できるようにする仕組み。

※民間既存ストック

中古住宅などの既設の民間所有物件。

- ③市民が安心して耐震改修などを行えるよう、相談体制や情報提供を充実するとともに、関係団体などと連携し、周知、普及します。
- ④市有施設について、建物施設ごとの耐震要求性能や耐震診断、改修の優先度などを勘案しながら計画的に、耐震化を進めます。

(3) 既存ストックの維持管理と有効活用

○施策の方向

市有施設については年々老朽化が進んでおり、特に大規模で設備機器の比重が高い施設で修繕や改修が必要となるものが急増することが予測されることから、必要な新增改築を厳選して進める一方、既存施設の計画的な維持改修により、施設の延命化や更新時期の平準化を図り、より多くの市民が施設を長く有効に活用できるように努めます。

○主な施策

- ①市有施設の性能の維持、社会的変化や利用者の要望に応じた機能面の向上を図るため、建物や設備の老朽化や改修の実施状況などの情報を集約し、その分析に基づいて計画的かつ緊急性に応じた維持補修を実施します。
- ②統廃合による施設の空きスペースは、市民のニーズに応じられるよう安全性に配慮しつつ検討し、その活用を推進します。

(4) 安全な水の安定供給

○施策の方向

水道は、快適な市民生活や産業活動などに不可欠な社会資本であることから、安全な水の安定供給を行います。

○主な施策

- ①老朽化している施設と管路網の更新などを推進します。
- ②災害に強い施設と管路網を整備するとともに、被災後の迅速な復旧体制を確立します。
- ③上水道事業を効率的に運営するため、組織、事務作業などの見直しを行います。

(5) 下水道事業の健全経営と効率的な運営

○施策の方向

公衆衛生の向上、生活環境の改善、公共用水域の水質保全を図るため未普及地域の整備を推進するとともに、資源循環型社会の形成に寄与するため下水道資源を有効活用します。また、施設の効率的な維持管理を行うとともに、下水道事業の健全な経営を進めます。

○主な施策

- ①地形条件、人口動向など地域の実情を考慮しながら、公共下水道、集落排水、浄化槽事業の特色を生かし、効率的な整備事業を展開します。
- ②下水道管路・処理施設の耐震化や津波対策、ネットワーク化を進め、災害に強い施設造りを推進します。
- ③老朽化が進む下水道処理施設や管路施設について、長寿命化計画や施設管理計画に基づき事業継続性を高めるため、適切に施設の改築や更新を図ります。
- ④下水道資源である下水が持つ熱や汚泥を処理する過程で発生するメタンガスの利用、汚泥の堆肥化、燃料化など有効利用を進め、循環型社会の形成を促進します。
- ⑤資産の管理に努め、下水道事業の経費縮減、使用料水準の適正化、接続率の向上を図り、下水道経営計画に基づく事業経営基盤強化を推進します。

(6) 雨水対策の推進

○施策の方向

近年、短時間に局所的に発生する集中豪雨により、特に市街地においては道路冠水や低い土地における床上、床下浸水による被害が多発していることから、雨水対策の推進により浸水被害を未然に防除し、市民生活の安全・安心の向上に努めます。

○主な施策

- ①市街地の雨水対策として、公共下水道雨水計画に基づき既存の水路施設の検証やそれに基づく必要な対策工事を行うとともに、幹線排水路整備を推進します。

第4節 治水と市土の保全

(1) 河川の整備

○施策の方向

近年、これまでの想定を大きく超える記録的な集中豪雨が多発傾向にあることから、水害から市民の生命や財産を守り、社会基盤の安定を図るため、河川の整備を促進します。また、施設の適正な維持管理はもとより、農地や山林などの貯水機能を活用するなど、河川流域の持続的治水機能を確保し、良好な河川環境の保全を図ります。

○主な施策

- ①河川の氾濫を防ぎ、水害から市民の生命や財産を守るため、主要河川の河川改修を促進します。
- ②生態系や自然の織りなす景観の保全に配慮し、市街地にあっては親水性も取り入れながら、美しい河川づくりを推進します。
- ③市民と行政が河川環境や治水に関わる情報を共有し、協働により良好な河川環境を維持、保全します。

(2) 砂防施設等の整備

○施策の方向

土石流や土砂崩れなどの土砂災害から市民の生命や財産を守るため、砂防などの防災施設の整備を促進します。

○主な施策

- ①砂防施設や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設などの整備を促進します。

(3) 海岸の整備

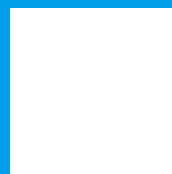
○施策の方向

冬季風浪などによる海岸の浸食を防ぎ、美しい浜辺を保全するため、自然との調和に配慮した海岸保全施設の整備を促進するとともに、市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、美しい水辺環境づくりを推進します。

○主な施策

- ①海水または地盤の変動による浸食から海岸を防護する海岸保全施設（堤防、護岸、砂浜など）の整備を促進します。
- ②市民と協働で取り組んでいる維持管理体制をもとに、海岸の美化などを進め良好な環境を維持、保全します。

付属資料



鶴岡市総合計画基本構想 (平成20年12月19日議決)

I 計画策定の目的と概要

1. 計画策定の目的

平成17年10月1日に南庄内地域の1市4町1村が合併して、新鶴岡市が発足しました。もともとこの新市の地域では、古くから経済、文化、生活など様々な面で密接に連携して一つの生活圏を形成しながら、旧市町村各々が、独自の取組みによってそれぞれの特性を護り育ててきました。ところが、ここ数年来、社会・経済情勢の変化が進み、それが今後はなお激しくなる、それに財政事情の逼迫も続くと思われる、ということで、市町村の合併が大きな行政課題になったわけです。ここ鶴岡においても、これからは諸々の変革がなお一層顕著に進むと予想されたので、この際、それらに的確に対応し、より自立的に適切な行財政運営を図り、地域の発展、住民福祉水準の充実・向上策を、可能な限り積極かつ円滑に推進するため、新鶴岡市を発足させたのです。

それから3年が経過しましたが、この間、住民のご理解、ご協力により、合併に伴う問題の調整も概ね終盤にきたと思われます。また、合併以前に実施してきた総合計画も、いまや新たに策定すべき時期にもあるので、ここに合併後はじめての総合計画を策定したところです。この計画の策定にあたっては、変化の激しい時代の潮流を可能な限り捉えながら、地域内に顕潜在する多様な資源や特性を適切に保全・活用して、希望に満ちた明るい将来への展望を掲げることにし、これを市民が広く共有し、協調・協力してまちづくりを推進していけるように、中長期的な観点に立ちながら、以下のような構成による計画を策定しました。

2. 計画の構成

この計画は、基本構想と基本計画とで構成します。

(1) 基本構想

基本構想においては、鶴岡市のめざす都市像を掲げ、まちづくりの基本方針を示すとともに、各々の施策の大綱と計画を推進するにあたっての方針を示しました。

(2) 基本計画

基本計画においては、(1)の基本構想に基づき、各分野において行う施策の方向性と主要な施策を示しました。

また、施策の実施にあたっては、毎年、諸情勢の変化や地域の実情に照らし合わせて課題を捉え直し、必要に応じて施策を見直しながら、毎年向こう3年間の実施計画を策定し、これに基づいて推進します。基本計画は必要に応じて5年をめぐりに見直します。

3. 計画期間

計画期間は、平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とします。

Ⅱ めざす都市像とまちづくりの基本方針

1. めざす都市像

これからの時代を展望し、新しい鶴岡市がめざす都市像を

「人 暮らし 自然 みんないきいき

心やすらぐ文化をつむぐ悠久のまち 鶴岡」

とし、この都市像の実現に努めます。

鶴岡市は、四季折々の実り豊かな自然のなか、先人のたゆまぬ努力により培われた知恵と工夫によって、農林水産業を基幹とした産業を運営し、各地域に固有の伝統文化や生活文化を築いてきました。さらに、城下町としての歴史を背景に市民は学問や芸術などに勤しみ、文化の薫り高いまちを形成してきました。

こうしたことから鶴岡市には、他の地域にも誇れる有形無形の資産が数多く、かつバランスよく形成されるとともに、市民には温かい心が生まれ、本物の価値を追求しようとする市民性も培われてきました。

そこで、「これからめざす都市像」についてですが、まず、鶴岡市が広大な森林地帯を含む新市に拡大した今、森林資源の保全や適切な多角的活用を図ることによって、地域の潜在力を発揮させる可能性は顕著に高まっています。特に今後の地域づくりにあたっては、自然や文化資源を一層重視し、適切に保全・活用する意義が大きくなってきているので、新鶴岡市としても、各地域にある自然や文化資源を、新時代に向けてさらに貴重なものとして保全し、また適確に生かし、一層魅力ある鶴岡、文化のまち、活力ある鶴岡の創造に努めます。

市民の暮らしの面では、一人ひとりが互いに支え、つながりあう地域コミュニティの維持あるいは再生に努め、健康、福祉、防災などの面で誰もが安全で安心して生活できる地域社会を形成します。また、教育を尊ぶ伝統や恵まれた自然環境を生かし、子どもたちが健やかに育ち、市民が学びや実践を通じていきいきと暮らせる社会を創ります。

世界的規模で食料・環境問題が顕在化するなかで、農林水産業は、今後とも当地域の優れた特性を生かし持続的に発展する基礎的な産業と位置付けていきます。そのため、意欲のある担い手が、積極的に経営の安定・拡充に取組み続けて行けるよう、総合的観点から農林水産業の維持・再生・振興に努めます。また、食品や絹織物業など伝統ある地域産業を守り育てることも含め、工業集積の充実・強化を促しながら、農商工連携の促進、技術革新の進展に対応した知識集約型産業の誘致などにより新産業の集積を促し、力強い地域経済を構築します。そして、これからも多様で魅力ある就業機会を創出し、若者が将来に向けて希望を湧かし、意欲を強めて努力して行くことを促すように、必要な環境づくりに努めます。

さらに、庄内地域の中核都市として、必要な都市基盤を充実するとともに、高速交通ネットワークの拡充により、国内外との交流を活発化して地域の活力を高め、一層存在感のある都市づくりをめざします。

鶴岡市には、農業と工業、そして公益の分野と生命科学を対象にする高等教育研究機関が設置され、高度で先端的な教育研究活動を活発に展開していただいています。もともと、ここ庄内・鶴岡の農業は、伝統的に農業者の知的な努力によって発展を続けてきたわけで、こうした地域であることが、山形大学の農学部を設置を促した大きな要因でもあったでしょうし、鶴岡工業高等専門学校の開校は、農業近代化に伴う、いわば“農工両全の政策的観点からする優れた工業労働力の育成”を積極的に進めることも大きな目的であったと思われ、これら両校は、開設以来、その役割を大きく果たしてこられました。今後は、さらに産業の知識集約化が進むと見込まれるので、両校のさらなる高度な研究・指導に期待したいので、市として可能な支援措置を講じていきます。さらに平成の年代に入って、慶應義塾大学の先端生命科学研究所と東北公益文科大学大学院が、活発な研究教育活動を始められましたが、まず研究所では、既に世界的に高く評価される研究成果を次々に挙げておられます。いわば人の細胞に関する超高度な研究を深め、先端医療技術の画期的な進歩・開発を進めているわけで、これが今後は、農作物など動植物の細胞に関する研究と高度な対応策の開発をも促すことが期待されます。この場合、この研究所の高度な活動成果をもとに、この研究機能が、わが国の学術研究都市の一クラスターとして位置付けられるようにも促していきます。また、公益文科大におきましては、国際交流の深化・拡大、社会経済構造の変革に対応する、人々の新たな行動原理、特に公益的観点からする行動原理を、若者や中堅の方々を中心に深く研究・考察して貰うなど、極めて重要な役割を担っていただいています。当然、この活動についても、積極的な支援に努めていきます。

今後は、地域社会の振興・発展にとって知識の果たす役割が一層大きくなっていくと予想され、こうした高度な教育研究活動が行われていることは、鶴岡市の将来にとって極めて意義深く、今後ともこれらの機関と市内の住民や産業との協調にも配慮しながら、これらの機能の一層の充実・強化を促進していきます。

こうして、鶴岡市は、変化変革の時代にあっても、豊かな自然との一体感を持ち続け、心がやすらぐ文化を保全・育成するなどして、将来とも活力と希望に満ちた都市として存続し続け得る可能性は一層強まると思われます。特にこのことは、市民一人ひとりの伝統的ともいえる明るく前向きな生活観、価値観に支えられて初めて可能だと言えましょう。従って、今後は、このことをも失うことのないような環境づくりを積極的に進めるなどし、総じて、これら諸々のことを総合的に進めるよう努力していきます。

2. まちづくりの基本方針

この計画におけるまちづくりの基本方針として、次の3つを掲げます。

(1) 学びを通して、いのちの大切さを理解し、健やかに安心して暮らせる 「健康福祉都市」を形成します

このところ、例えば三世同居率は著しく低下していますが、それでも鶴岡市の場合は、他の都市に比べてかなり高く、それだけ家族の絆が強いと思われれます。また、農山漁村地域などを中心として、

日常生活の助け合いの仕組みや、様々な伝統行事や祭りなども、そこに暮らす人々の手によって引き継がれるなど、地域に根ざした暮らし方や思いやりの心、教学の伝統などが色濃く残されています。

このように人と人との結びつきが濃いということは、市民が健康で優しく、お互いに支え合いながら、自分も自立して頑張る、という、誠実な市民性によるものと思われまます。それ故に、鶴岡市では、自主的な健康づくり運動や温かな心のこもった福祉活動が活発に行なわれています。また、生涯を通じた学習活動への参加や活発なスポーツ活動なども盛んに行なわれています。もちろんこれには、市の保健師が全国に先駆けて実施してきた健康増進のための「ヘルスアップモデル事業」など、市民の主体的な行動を支え、この運動を促す行政の施策と協調・協働してきたことが大きな動機付けになったと思われまます。先に述べたように、まず市民の皆さん一人ひとりが、ご自分の充実した生活を求め、それ故に、市民の皆さんとの濃い結びつきを求めながら、豊かで安心な暮らしの実現に向けた活動を続けておられるからで、こうした市民の活動は、それぞれの分野で高い評価を得てきました。

しかし、このところ、人々の生活様式の変化や価値観の多様化、少子高齢化や人口の減少などの社会環境の変化により、生活課題は複雑になると同時に人と人との結びつきが弱まりつつあるとも言われ、暮らしや地域のありようを見つめ直す必要が出てきています。このため、特に若い世代を含め、市民が様々な学びの場を通して改めていのちの尊さを知り、それを愛しむ心を育み、一人ひとりが自らの心身の健康と地域に暮らしていくように、そして、全ての人々の安心と安全を願いながら、積極的に健康づくりや福祉のまちづくりに参加するように促進していきます。総じて、これからは、人もまちも一層健やかで心豊かな時代を過ごしていけるように、これまでも勝る「健康福祉都市」の形成のため一層努力していきます。

(2) 歴史と伝統ある文化と産業を守り発展させるとともに、既存産業から先端技術を駆使した未来型の産業まで力強く振興する「学術産業都市」を構築します

鶴岡市では、城下町の歴史を背景にして、向学の気風と文化の薫り高いまちの雰囲気醸成されてきました。また、豊かな自然環境のもとに、多様で貴重な伝統文化や生活文化が培われてきました。全国的に暮らしが均質化し、まちの個性が失われていくなかで、鶴岡では、これらの歴史と伝統のある文化が引き継がれてきて、誇れるまち鶴岡の個性、特性として豊かに見せてくれています。このような地域の優れた特性を、市民の文化活動や人材育成などの上にさらに適切に生かすとともに、引き続き伝統芸能や歴史的かつ文化的な景観を守り、次世代に継承していきます。

鶴岡市の農林水産業や商工業は、先人のたゆまぬ知恵と工夫の積み重ねのもと今に受け継がれ、地域社会の形成と地域経済の発展に寄与しています。特に、鶴岡市域は全国有数の食糧生産地となっており、今後とも、農林漁業者が意欲と誇りを持って、安定した経営に取り組み、あるいは若者など意欲ある人々が新たに農林漁業者として参入できるように、適切な環境づくりを進めます。さらに今後は、鶴岡らしい環境保全型の農業や、安全・安心・おいしい農林水産物の産地づくりとブランドづくりを進め、日本の豊かな食料の安定供給地としての地位を確立していきます。

鶴岡市には電子、電機や輸送などの国内有力企業が立地していますが、今後はこれらの企業や在来

企業の誘致を進め、工業集積を一層拡充するよう積極的に努力します。特に優れた技術を伝える上述の食品や絹織物、工芸品などについては、先行きが不安定なだけに、本来の価値を損なわないように配慮しながら、新しい時代の感覚やニーズとの調和を図り、必要に応じて再生するなど、維持・振興に最善の努力を重ねます。

一方、前述の通り、鶴岡市は学術研究と教育を重視して発展してきたまちです。知識社会といわれる今日、高等教育機関は将来に向けた発展の基礎となる大事な基盤です。これらの機関の教育研究活動をより一層拡充するよう促し、地域の産業との連携によって新技術の開発を進め、農林水産業をはじめとする基幹産業の高度化と先端的な研究や開発機能を応用した産業の集積を推進し、あわせて若年層の定着や交流を促進して、地域の活力を高めます。

このように、歴史と伝統、学ぶことや研究することを重んじる当市の気風を基盤にして、優れた文化的資源を保全、活用し、風格ある都市づくりを進めるとともに、高度な教育研究機能を生かして、伝統ある産業から最先端の知識や技術に基づく未来型産業までを力強く振興させ、伝統と先端の調和する「学術産業都市」の構築にさらに努力します。

(3) 山野河海に抱かれた四季の恵み豊かな自然環境のもとで、人と自然とのよりよい関係を探求する「森林文化都市」を創造します

鶴岡市には、東南部に出羽三山、朝日連峰を中核とする広大な山岳・丘陵地帯が続いており、そこには豊かな森林地帯が形成されています。その面積は、市域の約7割を占める9万5千haにのぼっており、そこに育ち成長してきた広大な森林は、美しい景観も見せながら、優れた木材を提供し、豊かな水資源を安定的に供給し続けてきました。そしてそれは、実り豊かな農業の営みや、多様な文化、伝統文化を育むのにも貢献し、快適な生活環境も築いて呉れるなど、市民・住民に多くの恵みをもたらしてきてくれたのです。

しかし、経済や社会の発展とともに、生活の利便性や効率性を優先して追い求めてきた結果、人々と森林や自然との関わりあい薄れ、自然の大切さに対する認識も観念的なものとなってきたようにも見受けられます。一方、このところ、地球温暖化の防止や資源・エネルギーの循環の推進といった観点から、森林の役割が改めて注目され始めました。

こうしたことから、これまで人々の暮らしを支えてきた森林をこの地域のかげがえのない貴重な資源として再評価し、これを最大限に保全しながら、適切な活用をも進め、こうした森林の存在によって生活が多面的に、より豊かになるよう配慮します。

この場合、例えば木材の利用については、バイオマスエネルギーとして利活用するという新たな分野も出ています。また、新時代に向けて望まれる文化の心、地球環境問題への知識などを養うため、市民と森林との触れ合いを深めること、特に子供たちの生き物に対する優しい感性を養う教育のため、森林・自然に豊かに触れる機会を設けることは、極めて重要なことです。そのほか、当市域には、自然の環境問題や生命科学などの教育学術研究の対象となる環境は豊かです。そこで、まずこれらのため、市の南部に位置する森林地域を対象に、そうした諸々の対応ができる環境づくりを、「森林文化都市」づくり構想として積極的に推進します。

Ⅲ 計画実現のための原動力

「めざす都市像」の実現に向けた原動力として、施策を進めるうえで以下の4つを重視します。

1. 学習社会の構築

～学びを通して高めあうこと～

教育を重んじる伝統を継承し、知識社会の進展に対応した都市づくりを推進するため、今後とも高等教育研究機能の一層の強化を図るよう促進し、学術研究都市としての性格をさらに強めていきます。そして、このような高度かつ先端的な教育研究活動をもとに、産学官の連携と相互交流を一層促進し、産業の振興や文化の向上など、地域のあらゆる分野でのレベルアップを図ります。このような知的なソフト基盤を整えながら、学びや研究成果を地域のなかで生かすことのできる学習社会を構築することは、地域の発展に向けた基盤を形成するとともに、充実した市民の暮らしを実現する原動力となります。また、一般市民に対して、日常生活に関することから専門性の高いことまで、自ら楽しく学べるように、そして学んだことをそれぞれの暮らしや活動のなかで実践できるように、必要な環境づくりを促します。

2. 市民の総合力の発揮

～市民が発揮するそれぞれの力を結集すること～

市民一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できる地域社会を構築するため、地域に根ざした人材の育成と環境づくりを積極的に進めます。女性の持てる能力と行動力が社会で十分に発揮されるとともに、高齢者世代が自ら培った豊かな経験や知識、習得した技能を生かし伝えていけるようにします。また、若い世代が夢と希望を抱きながら地域のなかで活躍するよう促すとともに、次代を担う子どもたちの逞しさと向上心を地域との関わりで養います。さらに、心身に障害のある人も社会に参加し、いきいきと活動できる地域を創ります。このように性別や世代の違い、障害の有無などに関わらず、それぞれが個性を生かし、その持てる力を最大限に発揮していくことは、個々人に生きがいややりがいを喚起させるとともに、希望に満ちた地域社会を形成する原動力となります。

3. 地域資源の価値化

～地域独特の資源を見出し、価値あるものにして生かすこと～

グローバル化の進展に伴い価値基準が均一化するなかで、反面、これまで豊かな自然と農業の営みにより培われてきた鶴岡の文化や産業は、他に誇れる優れた特性として、これからの時代には必ず再

評価され、真の価値が見出されるはずだと思います。それ故にも、鶴岡地域の諸資源の特性をよく知り、優れた地域特性に誇りを持つように促すとともに、これらの中から、さらに価値を高め得る地域資源は何かを選び出すなどし、今後の時代のニーズに合わせ磨き上げ、活用していくことを促します。

4. 交流の拡大

～内外の交流を活発に行うこと～

国内外との多面的な交流ができるようになったことから、今後は、地域固有の資源を活用した観光のさらなる振興を促し、地域外からの誘客を促進します。また、高度な教育研究活動を基盤とした若者の知的な交流や森林資源を活用した多様な交流プログラムを展開するほか、経済活動や学術文化並びにスポーツなどにおける人々の往来を積極的に促します。このように様々な分野において交流を拡大することは、人口や資源の新たな循環を創り、新しい発想やこれまでとは異なる喜びや生きがいを生み出し、産業の振興とともに明るく前向きな市民の活動を助長し、活力にあふれた地域社会を築く原動力になります。

IV 施策の大綱

都市像の実現のために、次のことを大要として施策を進めます。

1. それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域コミュニティを構築します

地域コミュニティは、防災、防犯など暮らしの安全や安心の確保から、地域福祉など温かな心による支え合い、生活環境の保全、スポーツやレクリエーション、祭りを通した住民交流まで、地域における快適で心豊かな生活の実現に大きな役割を果たしています。

しかしながら、高齢化や過疎化の進行により、集落や町内会など住民自治組織の機能の衰退やコミュニティ活動の縮小が見え始め、今後このことが甚だ危惧されます。従って今後は、住民自治組織の活動や地域の祭りなどの行事への幅広い参加を一層促進し、住民が互いに顔が見える近隣関係を築くとともに、活動の担い手の確保やリーダーの育成、住民自治組織の体制整備や住民活動の見直し、必要に応じて、地域団体と機能的団体との連携などとも兼ね併せ、地域コミュニティを再生、振興します。

特に、災害から市民の生命や財産を守り、暮らしの安全を確保するうえで、地域コミュニティの果たす役割は大きく、日常の自主防災組織や消防団の活動の活発化などにより、地域防災体制を整備します。

さらに、防災施設や消防救急体制を整えるとともに、危機管理体制の充実強化を図り、関係機関との協力体制を構築しながら地域の防災力を高めます。

市民の暮らしが良好な環境のなかで営まれていくためには、市民一人ひとりの意識の向上と実践により、地域の自然や生活環境はもとより、地球環境の保全に取り組む必要があります。市民の環境問題に対する関心を高めながら、地球温暖化対策から地域の環境美化や保全、公害防止に至るまで、市民、事業者、行政それぞれの役割と目標を明確にし、その達成をめざして市をあげて環境の保全に取り組みます。また、資源循環型社会の形成に向け、市民、事業者、行政が協働して、省資源・省エネルギー型の市民生活や事業活動への転換を促進するとともに、廃棄物の減量化や資源化を推進します。

2. 一人ひとりがいきいきと健やかに暮らすことができる健康福祉社会を形成します

人口の減少が続き、少子高齢化も一層進むなか、本市では地域社会の活力を維持するため、市民一人ひとりが心身ともに健やかで、それぞれの年代で力を発揮できる社会をめざし、これまで市民の高い健康意識から健診や相談指導などに力を入れ、市民参加の座談会で福祉に関する意見を取り入れるなど、市民の関心を大切にしてきました。今後も、市民の健康や福祉に対する関心を高めながら、地域の課題に対応する市民や関係機関の協働・連携の仕組みづくりを進めるとともに、本市の特性を生かしながら、ICTを活用し、健康・福祉・医療が一体となった施策を行い、市民一人ひとりが生涯を通じていきいきと健やかに暮らすことのできる健康福祉のまちづくりを進めます。

市民の健やかな暮らしを実現するため、健診や訪問指導の充実により、妊産婦と乳幼児の健康を守り、

出産や育児の不安解消を図ります。また、自ら健康を守るという意識を醸成しながら、生活習慣病やがんなどの予防対策を進めます。さらに、メンタルヘルスの向上に向けた医療、福祉、学校、職域のネットワークの構築と相談体制の強化により、こころの健康づくりを推進します。

地域福祉については、市民の福祉活動と公的サービスが一体となった地域の見守り・支え合いの仕組みづくりを進めるとともに、複合的な生活課題や低所得など、新たな福祉課題に対応できる支援体制を整備します。

障害者の福祉では、障害者が安心して生活できるように福祉サービスの充実を図るとともに、就労への支援を強化し、生きがいと誇りを持って自立した生活が営める環境づくりを進めます。

高齢者が住み慣れた地域において、健康で安心して生活ができるように、介護予防、介護サービスの一層の充実を図るとともに、リハビリテーション提供体制の拡充、療養環境の整備を進めます。また生活上、困難な状況にある高齢者やその家族を地域で支える体制を整備するとともに、高齢者が多様な生きがいづくりに取り組める環境を整えます。

将来を担う子どもたちの健やかな成長を促進するため、家庭や地域社会の育児力の向上を図ります。また、仕事と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実を図るとともに、男性も女性も子育てしながら働きやすい環境づくりを推進します。

地域の医療については、市立荘内病院を中心に、医療サービスの安定的な提供が図られるようにするため、医療従事者を確保しつつ、診療所等との連携による機能分担を進めるほか、救急医療体制の強化や在宅医療のサポート体制の整備を進めます。

3. 未来を担う子どもたちが、よりよい環境のもとでいきいきと育ち、それぞれの世代がともに学びあえる地域社会を創ります

本市では、豊かな自然環境と多様で貴重な伝統文化や生活文化、さらには向学の気風や文化の薫り高いまちの雰囲気などが受け継がれています。このような環境のなかで、各般にわたり優れた人材を生み出し、文化活動やスポーツなどにおいて全国的にも高く評価される特色ある活動が展開されています。これからも、これらの優れた地域の特性をなお生かし、未来を担う子どもたちが、ますます健全にいきいきと育ち、市民一人ひとりが個性や能力を自由に伸ばし、活動ができる環境づくりのため、一層努力します。

少子化や過疎化の進展のなかでも、本市の優れた教育の伝統を継承しながら、豊かな自然環境のなかでの学びや多様な体験などを通じて、次代を担う子どもが健全に育つ環境を整え、学校、家庭、地域が連携・協力して子どもの育成に、引き続き取り組みます。

本市の伝統ある有形無形の文化資源の真の価値を未来に生かしていくため、保存継承する市民の活動を助長するとともに、学習研究体制の整備を進めます。また、本市の優れた文化活動の伝統を継承発展させるため、市民主体の芸術活動を一層促進するとともに、優れた芸術に触れる環境の整備を進めます。

市民一人ひとりが目的や志向に応じてスポーツに親しめる環境を整えるとともに、青少年のスポーツの指導環境を充実し競技力の向上を図ります。

また、知識が社会経済の発展を主導するという、いわゆる知識社会が本格的に到来することが予見されるなかで、本市にはそれを先導的に担うことが期待される高等教育研究機関が幾つか設置されています。山形大学農学部、鶴岡工業高等専門学校のほか、県立農業試験場、水産試験場や東北公益文科大学大学院、慶應義塾大学の先端生命科学研究所ですが、それぞれ機能の充実・強化を図り続けていただくよう要請しながら、新時代に求められる鶴岡・庄内等の産業の充実、振興への適切な貢献を促すよう、引続き環境づくりに努めます。また、一般市民のため、生涯にわたる個人の学習活動やお互いに教え合い学び合う環境を整え、学習活動や実践活動を促進します。

これまで培われてきた友好や信頼に基づく国内外の都市交流を進め、豊かな国際感覚を涵養する草の根の国際交流活動を推進し、本市に居住または滞在する外国人が快適に安心して過ごせる環境を整えます。

4. 恵まれた豊かな自然と風土を生かし、人と人の交流を図りながら、産地の「顔」づくりと安全で安心な食料づくりを進め、農林水産業をいきいきと発展させます

本市は、奥山から里山に至る広大な森林、水田・樹園地・砂丘畑などの農地、多彩な水産物を生み出す日本海など、豊かな自然条件に恵まれています。こうしたなか、先人の努力や研さんによって培われた技術や在来作物の蓄積もあり、良質で多種多様な農林水産物を生産し、市民や広く全国の消費者に提供してきました。

しかし、国の内外にわたる社会・経済の大きな変化は、農林水産業の経営を厳しいものとし、担い手を減少させるなど農山漁村地域の活力の低下を招いています。しかし、反面では国民の食に対する安全・安心の志向が高まるなど、地元の農林水産分野において、例えば、地産地消の促進などとして新たな発展につながる動きも顕著に生じ始めました。

そこで農林水産業をいきいきと発展させるため、安全・安心な食料づくりを基本に、若者や意欲のある担い手を積極的に事業に取り組みせ、地域特性など本市の持つ潜在力を最大限に発揮して、自らの経営を拡充・発展させていくことのできる条件整備を進めます。

そのため、農業においては認定農業者などや集落営農組織に対する支援を行うほか、地域特性を生かした産地づくりや耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めます。林業では、作業路などの基盤整備を行い施業管理しやすい森林環境づくりを進め、資源の循環システムの構築を図るとともに、森林環境の保全や森林を活用した市民交流にも取り組みます。また、水産業では、漁港施設や増殖施設などの基盤整備を進め、将来にわたる水産資源の確保に努めるとともに、就業希望者への支援を行うなど担い手の確保に努めます。

そのほか、農山漁村地域においては、様々な地域活動に地区・集落住民の協力を得ながら、農林水産業を核とした住民主体の地域づくりを進めるとともに、都市住民の農業体験や漁業体験、滞在などの交流を通じた鶴岡らしいツーリズムを構築し活性化を図ります。

さらに、地産地消の拡大や全市を一体とした産地の「顔」となるブランドイメージの形成、鶴岡の風土、農林水産物の良さを全国の消費者に向けて積極的に情報発信するといった産地戦略を、農業・林業・水産業の垣根を超えた横断的な対応により推進します。

5. 地域に根ざす産業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく 新しい産業を振興し、それぞれの地域をいっそう元気にします

本市の地域固有の歴史、自然、文化や、その土壌が育ててきた人材、技術、知的基盤などの豊かな資源を活用して、地域に根ざした商工業・サービス業を守り育てるとともに、これからの時代をひらく新しい産業をおこし、交流を広げ、まちの活力を高めます。

商工業の振興では、本市の特徴でもある加工組立型産業の企業集積や、食料品や絹織物業など伝統産業の集積、バイオに関する研究機関や企業の集積など、地域が持っている特色や強みを一層伸ばして地力の発揮に努めます。

まず、企業の技術力や企画、開発力を高め、競争力のある企業の集積を図るとともに、高度な知的基盤の蓄積をもとに、次代を担う新規または成長分野における研究機関や企業の立地を促進します。また、業種間や産学の連携等による製品や商品の高付加価値化を進め、伝統産業の活性化と地場産業の振興を促進します。

次に、中心商店街では、そのまちのなかで多様な交流や活動が行われ、また歴史と伝統を継承しながら新たな文化を創造する場でもあるような商店街づくりを進めます。さらに、ここ独特の伝統産業、食文化、職人技による、文化的価値の豊かな商品を、今後とも販売し続けるよう促し、店舗や商店街の魅力さをさらに高めていきます。

そのほか、企業活動を支援する対事業所サービスや、健康、介護など地域密着の新しい対人サービス機関などの集積拡充を促すほか、その他、新たなビジネスの創出や育成を図ります。

地域の産業を支える力と意欲のある人づくりを進めるために、引き続き必要な人材の養成に努めるとともに、若者の職業意識と能力の形成、地元就職を促す取組みを進めます。

観光の振興では、ここでしか味わえない食文化や稀有な文化資源など、鶴岡ならではの観光の振興に努めます。そのため、本市の歴史的施設や数多くの伝統文化や伝統芸能を大切に継承していくとともに、個々の有形・無形の資源の洗練、整理などとともに、もてなしの向上などにも努め、テーマ観光や体験型観光の一層の充実を図ります。また、市域を越えた行政や民間事業者等の広範な連携による広域観光の充実を図ります。

さらに、温泉地や宿坊街、鶴岡公園周辺の城址など、地域の魅力の一層の向上を図るとともに、特産品を含めた地域の優れた観光資源の情報を広く発信します。総じて今後は、これら諸々のハード、ソフト両面にわたる観光客受け入れ環境の充実を、さらに積極的に促進していきます。

6. 地域の生活や活動を支える基盤を整えるとともに、交通・情報ネットワークをさらに充実させて市域内外の交流を拡大します

鶴岡市は、恵み豊かな自然に抱かれ、歴史と伝統ある城下町の面影や、自然景観と調和した美しい農山漁村の風景を併せ持っており、こうした鶴岡の優れた特性をこれからも大切に守り、まちづくりに生かす必要があります。そのため、市街地の無秩序な拡大を抑制するとともに既存の社会資本のストックを有効に活用し、地球環境に及ぼす影響の縮減とコストの削減を図り、都市環境の整備と維持

管理に努めます。あわせて、自然との調和や美しい景観の保全に配慮した市街地、集落の形成を進め、市民が憩う安らぎのある住環境を創造します。また、鶴岡地域の中心部をはじめ、各地域の核となる区域について、歴史的または文化的な地域の個性を大切にしながら都市機能の集積を促し、賑わいのあるまちづくりを推進します。

人口減少社会においても、市民の暮らしの質を維持向上させ、本市の持続的発展を図るうえで、市内交流や市域外との交流拡大を促進することが重要です。そのため、歴史的及び文化的につながるの深い新潟から秋田にかけての日本海沿岸地域の各県・各都市との間で相互に連携・協力を推進し、地域の活性化に繋がります。特に相互の交流を支える高速道路、空港、鉄道による高速交通ネットワークの整備・充実を図るとともに、これらと結ぶ一般国道など幹線道路網の整備を促進します。また、列車・バス等の公共交通機関の維持拡充に取り組み、市民の日常の移動手段を確保するとともに、誰もがICTの恩恵を受けることができる環境整備を進めます。

広大な市域には、市街地と300を超える集落が散在しており、いずれの地域においても災害への備えと対処に万全を期す必要があります。また、これまで整備してきた社会資本の経年劣化や要求性能の向上に対処して、安全を確保し、維持管理を適正に行うことが求められています。そのため、住宅や建築物の耐震化及び土木施設の長寿命化、生活道路の整備、維持保全に努めるとともに、防雪及び除雪対策の充実を図り、安全で災害に強い地域づくりを推進します。また、河川、砂防等の防災施設、海岸の整備を進め、治水や市土の保全に努めます。市民生活や産業活動に不可欠な上下水道は、安全な水の安定供給を維持するとともに、地域の実情に応じた効率的な下水処理を進め、水環境を保全します。

V 地域振興の方針

1. 地域振興の基本的考え方

市町村合併により全国有数の広大な市域を持つ本市は、多彩な魅力を持ち、さらなる発展の可能性に富んでいます。これまで各地域において、それぞれの固有の特性や地域資源を生かしながら、住民の力を発揮して、特色あるまちづくりが行われてきています。

今後も、市町村合併の理念である「多様性の発揮」を実現するため、引き続きそれぞれの地域の持つ特性を最大限に生かした個性豊かな地域づくりを進めます。

そして、各地域の特性を一斉にしかも高度に発揮することにより、市全体として様々な交流が一層活発になり、真にいきいきと暮らし続けることのできる活力に満ちた豊かな地域社会を実現します。

2. 各地域の方向性

(1) 鶴岡地域

鶴岡地域は、全国的にも著名な稲作地域、庄内平野の中核都市の一つとして、それに相応しい機能を担い、発展を続けてきました。まず市街地を囲む農業用地は、西暦700年代に開発が始められてから逐次造成され、それ以来、厳しい気象条件・自然条件を克服するなど、農業者の努力・特に知的努力の成果も見える農林業が営まれ、今日に至ったわけです。特にここの農作物は、米を始め、だたちゃ豆、民田なすといった野菜など、極めて良質で多彩な作物であり、それらが鶴岡の独特の農業文化を形成してきました。それを支えてきたのは、自然条件が好適だったこと、それにもまして、農業者のモラルが伝統的に優れていたことにあると言えます。林業や水産業も、概ね農業とほぼ同様な苦闘を重ねながら振興・発展の推移をたどってきたと言えるのではないかと思います。現実には厳しい状況下にある農林水産業ですが、なお関係者の中に潜在している優れたポテンシャルを活かし、産業の特性ある維持・振興ができるよう努力を続けて行きます。

一方、市街地部は、開かれた広い農用地域の中核部に、特に酒井藩の城下町の街区として形成・整備されてきたわけですが、その市街地の都市機能は、当然、行政や商業の機能であったうえ、教育・学習機能の役割も甚だ大きかったと思われます。まず教育と言えば、古くは、徂徠学の教えに添う論語の学習活動などが行われ、また戦後には、山形大学農学部と鶴岡工業高等専門学校が相次いで開設されて、農業の振興とともに、農工の一体的振興・発展を支える教育・研究活動が続けられてきたわけです。これを言い換えますと、市街地を縦貫する内川の西部は、教育・文化、行政機能を集積させ、東部には、商業・サービス業の集積を促進し、鶴岡なりの個性、特性ある街づくりを進めてきたところ。特に中心市街地は、城下町時代の都市構造や都市機能の配置を大きく変えることなく今に受け継がれ、特段に歴史と風格ある市街地が形成されています。従って、中心部を流れる内川の西側に

については、城下町の歴史文化や景観を保全継承するとともに、先端的な学術研究をもとに知的エネルギーを広げる学術文化の振興を図り、さらには地域住民の優れた芸術文化活動を活発化するなどして、中心市街地を核に市内外の人々を、より多く招くまちの魅力を高めていきます。また、内川の東側については、新しい時代の産業業種の創出を図りながら、商業を始め、多様なサービス業などの活動による活気と賑わいに満ちた街が維持され、発展していく地域になるように促します。

こうしたことにより、鶴岡地域としては、引き続き、庄内地域の中核的な役割を担いながら、鶴岡全体の一層の発展をけん引していくことをめざします。

(2) 藤島地域

藤島地域は、月山、烏海山を背景に四季折々、彩りを変える田園風景や屋敷林に守られた集落風景の美しさがあり、これまでまちづくりに活用されてきた「ふじ」や伝統芸能である「獅子踊り」、あるいは稲作地帯の特徴を生かした「わら文化」などの地域資源があります。こうした地域が育んできた自然環境や伝統文化などは、貴重な地域資源であり、これからも大切に保全し、次世代にしっかりと継承します。

産業の面では、多くの農業関係機関が集積し、歴史的にも庄内農業の中心的役割を担ってきた地域であり、意欲的で先進的な農業者も多く存在しています。また合併前から地域の主要な産業である農業を核とした「人と環境にやさしいまちづくり」を基本理念に、エコタウンプロジェクトを推進し、持続可能な循環型社会をめざしてきました。最近では食を取り巻く様々な問題が発生していることから、その取組みが改めて評価されています。この循環型社会の形成は、今の時代に求められているものであり、今後とも積極的に施策を展開します。

一方、本地域は庄内農業の中核を担ってきたという自負を持ちながらも、外に対し強くアピールするようなシンボリック施設がなく、地域住民も地元の主要な産業について学ぶ場や機会が少ないという状況もあります。また、エコタウンの取組みについても今後更に拡大、推進していくためには、農産物の販路の拡大が課題となっており、一流の農産物の生産とともに一流のPRが求められています。さらに本地域は観光資源が乏しいといわれており、地域の既存施設の活性化を含めた地域振興策が課題となっています。

そこで、藤島元町地区に集積する農業関連施設やエコタウンの取組みなど本地域の農業関連資源を総合的に情報発信する拠点を整備することにより、地域住民、特に子どもたちに庄内農業の未来に魅力や関心を持たせ、地域への誇りと愛着を育むとともに、地元農産物のイメージアップなどの付加価値づくりや市内外の交流の拡大により、地域の振興が図られるよう努めます。

(3) 羽黒地域

羽黒地域は、出羽三山の信仰文化とそれに伴う歴史文化の遺産、また、松ヶ岡開墾場や門前集落の街並など、価値の高い歴史的景観を有しており、これらの幅広い分野の歴史文化遺産を未来へと継承しながら、地域づくりの核として生かしていきます。

このため、出羽三山の精神文化や、その周辺環境などを含めた文化的景観を保全及び再生し、その魅力や価値に磨きをかけながら、地域の担い手が、歴史文化の継承と再生に向けた活動に積極的に参画し、それらを生かした産業の振興や育成に向け力を発揮できる環境づくりを行うとともに、世界遺産への取組みを進めていきます。

こうした活動を通して、出羽三山や松ヶ岡に代表される地域の歴史文化を広め、国際的にも文化的価値の高い地域として、文化、産業、学術などあらゆる分野において活発に交流や観光が行われる舞台となり、訪れる国内外の多くの人たちに羽黒らしい歴史的空間を提供できる地域をめざします。

また、月山山麓に広がる中山間地の広大な牧場、畑作地や平野部に広がる田畑や庄内柿等の果樹園からは、その立地条件を生かした特色ある農畜産物が多く産出され、豊かな農村環境をつくり出しています。特に、中山間地一帯は、新たな価値の発見や魅力の創造が図られる場として多様な環境、資源を有しており、中山間地の個性である、自然、生態系、歴史文化などの貴重な資源を残していくためにも、自然環境を保全する農業とそれを支える農村社会のコミュニティを持続していくことが不可欠です。

このため、産業の振興や都市農村交流の促進を図り、地域住民自らの地域資源の発掘や地域内の連携を通して、農業や歴史文化の資源を生かしていくとともに、地域を支える多様な組織やネットワークを通して、各地域の主体的な取組みを支援し、地域の活性化や再生に取り組みます。

(4) 櫛引地域

櫛引地域は、農業を主要な産業とし、なかでも果樹は四季を通して多くの種類が生産されています。立地条件に合わせ集落ごとに産地を形成しており、庄内地域で最大の栽培面積を誇ります。また、500年余の歴史を刻む黒川能は、氏子によって連綿と受け継がれ、他にも集落の祭りのなかなどで様々な伝統芸能が継承されています。丸岡城跡・加藤清正墓碑など歴史遺産も数多く、一方で本市出身の彫刻家によるモニュメント「空にかける階段」にみられる新しい芸術文化も併せ持つなど、豊富な地域資源を糧に、独特な文化的土壌を育んでいます。

近年、都市住民が農業・農村に求めるニーズは多様化かつ高度化しており、環境や施設の提供だけでなく、そのニーズと地域住民を結ぶ実践者の発掘と育成が課題となっています。そのため、地域のなかで、豊かな自然や食文化、多彩なフルーツ、誇り高い歴史や文化などの地域資源を有機的に結び付けて付加価値を高める活動を通して、人材を育て、かつ市内外の交流を一層活発にします。

また、伝統芸能の伝承を取り巻く環境も人口減等による担い手の不足など厳しい状況にあり、貴重な歴史文化資源を後世に伝えるため、保存伝承に対する機運の醸成や継承の仕組みの確立が急務です。そのため、地域のなかでこれらの伝統文化に触れ親しむ体験の場を積極的に提供することで、地域に根ざした文化活動として一層推進します。

このように、豊かな農業資源と歴史文化資源の集積を土台に、更なる研さんを重ね、農業と観光を融合させた新たな産業を創出することで、人的及び物的交流の拡大を推進し、地域の活性化を図ります。また、若者が地域に夢と誇りを持ち定住できる取組みを展開していくとともに、住民に感動を与える機会を提供することで、歴史文化の薫り高い恵まれた土壌を生かした新たな地域づくりをめざします。

(5) 朝日地域

朝日地域は、霊峰月山と朝日連峰に抱かれた自然豊かな地域であり、古来より自然と調和した独特の生活文化や生産様式が育まれてきました。今後、この赤川源流域に形成されてきた森林での生活文化が、本市のめざす森林文化都市構想の中核的な役割を担っていくこととなります。

こうした状況のなか、本地域においては「美しく豊かな自然」そのものと、そこから生み出される「森林の恵み・山郷^{やまご}の生活文化」が伸ばすべき資源です。

本地域の月山ワインに代表される特産品は、森林の恵みと住民の知恵の結晶であり、これを媒体として雪に閉ざされていた地域に多くの人を訪れるようになり、地域住民に夢と希望を与えてきました。引き続き、森林の恵みにこだわった農林産物の生産と、その加工品のブランド化を推進するとともに、地場産業の拡大と自然環境保全との均衡を保ちながら農林業の持続的な振興を図るため、豊富な雪、水源、木材などといった朝日地域の風土を生かした新エネルギーの開発を試みるなど、自然にやさしい安心・安全な食料の生産を進め、山郷の暮らしの安定と農産物の多様化を図ります。

また、美しく壮大なスケールの自然の活用については、子供たちの自然学習、訪れる人をいきいきとさせる自然体験、心と体の健康や癒しの場、山岳信仰にまつわる歴史・文化遺産の学習機会など、多彩な自然プログラムの開発と提供を進め、市民が森林に関心と親しみを持って接することのできる環境づくりに努めます。一方、森林を巡る様々な課題があるなか、森林機能の再生をめざして、ボランティアやNPOなどの人材育成や、再生のシステムづくりを推進します。

(6) 温海地域

温海地域は、海、山、川、温泉など多様な自然資源を有し、これら自然環境は、長い歴史のなかで住民の生活と文化面に大きな影響を与え、地域の貴重な財産となっています。本地域の資源としては、開湯一千年を誇る温海温泉、鼠ヶ関の漁業と念珠関閑所跡などの史跡、鼠ヶ関マリーナと人工海水浴場などのレジャー施設、名勝摩耶山、風光明媚な庄内海浜自然公園などがあります。また、一霞を中心とした温海かぶ、関川のしな織、あつみ豚、庄内あつみ杉等の特産品が生産され、さらには、山五十川の能と歌舞伎などに代表される、多種多様な民俗芸能や伝統行事の文化が継承されています。これらの資源を生かして古来より、地域の特性を生かした農業、漁業、林業をはじめ温海温泉を中心とした観光業など、多様な産業が営まれてきました。

こうした状況のなか、近年の少子高齢化は、地域の過疎化を深刻化させ、脈々と伝承されてきた様々な伝統行事や生活文化の継承、地域コミュニティの維持に影響を及ぼしています。

そのため、それぞれの持つ地域資源に光をあて、これらの魅力を高める活動を地域住民の誇りと自信にしながら、地域コミュニティの活性化につなげていきます。

他方、近年、中山間地域を訪れる都市住民も増えており、こういった人々との交流を深め地域を元気づけ、再生していくことも重要です。

これらの具現化を図るため、地域資源の付加価値を高め、新たな産業を創出していく起業家の掘り起こしや人材育成を推進するとともに、地域資源を活用した体験交流の事業メニュー開発と事業実施

に向けた地域の合意形成や体制づくりに取り組みます。また、本地域の振興策を図るため、個々の資源を有する関係者と産業従事者を連携させ、これらを有機的に結び付けることにより地域の産業全体の総合力を高めることが求められています。

そのため、温海温泉の振興、海や水産業を生かした地域活性化、交流ソフトプログラムの開発の三つを個別の計画と位置付けます。また、本市のめざす森林文化都市の一役を担う取組みとして、中山間地域の特性を生かした農業の確立、豊かな森林資源を活用した振興方策などを推進し、地域全体の振興が図られるよう努めます。

VI 計画のフレームと推進

1. 基本指標

(1) 総人口

平成30年の総人口は、平成15年の人口（山形県社会的移動人口調査「山形県の人口と世帯数について」）を基準にして、コーホート要因法を用いて推計した人口に産業振興施策等による新規雇用者とその家族等の社会増を見込み、13万2千人と設定します。

区 分	平成17年国勢調査	平成25年	平成30年
総人口（人）	142,384	136,099	132,053

(2) 年齢別人口

平成30年の年齢別人口は、次のように設定します。

区 分	平成17年国勢調査	平成25年	平成30年
0～14歳（人）	19,717	16,763	15,367
構成比（%）	13.8	12.3	11.6
15～64歳（人）	85,002	77,462	71,394
構成比（%）	59.7	56.9	54.1
65歳以上（人）	37,665	41,874	45,292
構成比（%）	26.5	30.8	34.3

(3) 就業人口

平成30年の就業人口は、次のように設定します。

区 分	平成17年国勢調査	平成25年	平成30年
就業者数（人）※	71,557	65,659	61,965
第1次産業（人）	7,656	6,110	5,380
構成比（%）	10.7	9.3	8.8
第2次産業（人）	23,160	18,300	16,630
構成比（%）	32.4	27.9	26.8
第3次産業（人）	40,595	41,032	39,700
構成比（%）	56.9	62.5	64.3

※就業者数には分類不能の産業を含むため、第1次～第3次産業の合計と一致しない

(4) 世帯

平成 30 年の世帯数及び 1 世帯あたりの人員は、次のように設定します。

区 分	平成 17 年国勢調査	平成 25 年	平成 30 年
世 帯 数 (世帯)	45,493	47,588	48,469
1世帯あたり人員 (人)	3.13	2.86	2.72

2. 土地利用

鶴岡市は、このたびの合併により赤川流域をほぼ包含することになりました。赤川は、その水系に広がる流域に自然の恵みをもたらし、地域固有の文化を育む、市民にとってかけがえのない環境を創り出す源泉となっています。

その恩恵を十分に享受しながら、将来にその素晴らしい環境を残すことを土地利用の理念とし、美しい景観や自然環境を保全しつつ、土地の特性を有効に活用するため、自然的土地利用と都市的土地利用の区分を明確に図りながら、以下の方針により土地利用を進めます。

日本の食糧生産基地の一つとして、その役割を担いながら、美しい農村の景観や環境を次代へと伝えていくため、農地、特に優良農地は積極的に保全します。また、耕作放棄などに伴う農地の荒廃防止に努めます。

豊かな森林資源の活用や安定的な森林施業が可能になるよう、森林は積極的に保全します。

あわせて、農地や森林については、農林業などの経済的機能のほか、災害の防止、水の涵養、環境の保全といった公益的機能や市民の学習活動、交流の場などの多面的な機能を生かした土地利用を推進します。

海岸部は、水産業の利用に供するほか、自然環境を保全し、海の資源を活用した交流や学習、体育・練成の場としての利用を推進します。

市街地については、無秩序な拡大を抑制して、コンパクトな市街地を形成します。中心市街地については、城下町の都市構造の維持や景観の保全に配慮しながら、落ち着きと賑わいのあるまちの環境を整えます。各地域の中心地区については、それぞれの成り立ちや特性を踏まえてその基盤とまち並みを整えます。

工業用地については、工業団地の有効利用を促進するほか、産業構造の変化と新たな展開方向に対応し、知識集約型産業などの集積に必要な用地を確保します。

3. 計画の推進

総合計画の推進にあたっては、市民と行政が相互の信頼を深め、まちづくりの基本的な方向性を共有しながら、その実現に向けて連携・協調していく関係を構築します。

また、地方分権など構造的な改革が進展するのに対応し、真に住民福祉を向上するといった観点から、

これまで以上に、施策の自立的かつ効果的な実施に向けて行政機能の充実強化を図ります。

このような取り組みを積極的に推進するとともに、計画の実効性を一層高めるため、市民参画による計画推進のシステムを整え、計画の進捗状況や成果を検証しながら、その時々を取り組むべき課題を的確に捉え、効果的な施策が講じられるように配慮します。

(1) 連携・協調、協働の推進

これからの市民生活の諸々のニーズを充たすため、市民やNPO、企業などの多様な主体が、活躍していただく意義は大変大きく、また期待されます。

また市民と行政が互いに連携・協調、協働する関係を一層強く築くことにより、市民生活や産業などの実態やニーズがなお適確に把握でき、それに即したより好ましい公共サービスが提供されるようになり、地域の活力の一層の維持にもつながることが期待されます。

鶴岡市は、これまで、外部からの指導や助言を積極的に取り入れてきました。今後とも、その方針のもとに、情報の提供や意見交換の機会などを積極的に設けて施策に生かします。また、市民同士や地域単位の互助活動を促進し、地域の課題に対する市民の自発的で自立的な取り組みが一層活発になるように努めます。さらに、ボランティア組織やNPO等の多様な主体が活発かつ持続的に活動していけるよう、助言や情報提供等の支援を積極的に行います。

あわせて、市民と行政との協働関係の強化・充実を促進するため、そのための情報の共有やルール of 検討を進めるなど、力を合わせてこのための環境をつくります。

(2) 地方分権への対応と行財政運営の効率化

市町村合併が進み地方分権が推進されるなか、鶴岡市政としては、国や県からの権限委譲について、まず市行政の立場から、個々の事例ごとに、総合計画の方針等をも踏まえてその適否を検討し、その結果、適正と認められる措置を受け入れ、地域の実態や必要性に即して有効に活用していきます。

また、総合計画の実現を図るうえで、施策や事業の有効性の検証や見直しを常に行い、行政が自ら担う役割の重点化を検討するとともに、民間が担うことのできる分野を明確にして、市民に、よりよいサービスを提供していくため、民間の技術や手法を導入することが効果的な業務の民営化や民間委託を進め、より簡素で効率的な行財政運営に努めます。

分野横断的な新しい課題に対応できる柔軟な組織体制を構築するとともに、職員の実践的な研修を通じて政策立案能力の向上を図ります。また、様々な媒体や手法により行政情報を適正かつ積極的に市民へ広報し、ICTの活用による事務の効率化や情報サービスの向上を図るなど、市民と行政の情報共有、利便性の向上を図ります。

さらに、合併後の長期的な財政構造を見据えた、より健全な財政運営を行うとともに、資産の有効活用やコスト削減への意識醸成などを進めます。

(3) 計画の評価・推進の仕組み

総合計画審議会に対しては、今後とも総合計画において取り上げられた施策の進捗状況や成果について、随時報告するとともに、独自の活動として、市政の重要課題についての調査研究を行なっていただくなど、適宜ご意見をお聞きいたします。

また、総合計画に基づいて実施する施策については、これも努めて審議会のご意見を伺いながら、毎年、向こう3年間の実施計画を策定し、逐次、具体的に実施していきます。特にこの実施計画は、当然総合計画を基本にして策定しますが、その時々に変化する社会経済情勢を踏まえて適正化を期することが必要であり、また実行した施策についても、達成の度合いなど成果に関する点検評価を行なうことも重要なので、実施計画の策定にあたっては、これらのことにもよく配慮し、審議会のご所見も伺いながら、適確に進めて行きます。なおこの検討過程においては、鶴岡総合研究所の機能を活用するなど、若い世代をはじめ多くの市民には、計画の周知を図るとともに、まちづくりなど、諸々の課題についてご意見を聴取し、計画に反映するように努めます。

○鶴岡市総合計画審議会条例

平成 17 年 12 月 26 日条例第 262 号
改正 平成 19 年 3 月 23 日条例第 5 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び団体の役員
- (4) 市民の代表者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第 7 条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

(専門委員会)

第 8 条 審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第 9 条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(幹事)

第 10 条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第 11 条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(委任)

第 12 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 23 日条例第 5 号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成 17 年鶴岡市条例第 262 号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第 2 条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第 3 条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第 4 条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第 5 条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第 6 条 審議会に次の専門委員会を置く。

- (1) 企画専門委員会
- (2) 市民生活専門委員会
- (3) 健康福祉専門委員会
- (4) 農林水産専門委員会
- (5) 商工観光専門委員会
- (6) 社会基盤専門委員会
- (7) 教育文化専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第 3 条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 7 条 審議会並びに部会及び専門委員会の庶務は、企画部企画調整課において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

総合計画審議会委員名簿 (平成26年3月4日現在/五十音順、敬称略)

会 長	石 黒 慶 一	山形県歯科医師会会長
副 会 長	東 山 昭 子	鶴岡総合研究所研究顧問
	秋 葉 雄	鶴岡市議会議員
	秋 山 周 三	鶴岡中央工業団地管理組合理事長
	五十嵐 安 哉	山形県漁業協同組合代表理事組合長
	稲 泉 眞 彦	鶴岡市体育協会会長
	上 野 多一郎	鶴岡市議会議員
	奥 井 厚	温海地域審議会会長
	小野木 覺	藤島地域審議会会長
	加 藤 靖	鶴岡工業高等専門学校校長
	金 野 信 勇	羽黒地域審議会会長
	今 野 毅	鶴岡市農業協同組合代表理事組合長
	今 間 智 寛	鶴岡青年会議所理事長
	齋 藤 春 子	鶴岡市婦人団体連絡協議会会長
	齋 藤 久	鶴岡市議会議員
	酒 井 忠 久	致道博物館館長
	佐 藤 峯 男	鶴岡市議会議員
	佐 藤 芳 彌	朝日地域審議会会長
	渋 川 智 明	東北公益文科大学大学院公益学研究科長
	渋 谷 耕 一	鶴岡市議会議員
	菅 原 一 浩	鶴岡市議会議員
	菅 原 勝	出羽庄内森林組合代表理事組合長
	関 徹	鶴岡市議会議員
	平 智	鶴岡総合研究所所長
	竹 内 峰 子	鶴岡市民生児童委員協議会連合会会長
	田 中 芳 昭	鶴岡市教育委員会委員長
	難 波 玉 記	鶴岡市社会福祉協議会会長
	西 澤 隆	山形大学農学部長
	早 坂 剛	鶴岡商工会議所会頭
	本 間 仁 一	鶴岡市自治振興会連絡協議会会長
	三 浦 伸 一	鶴岡市農業委員会会長
	三 浦 惇	鶴岡市観光連盟会長
	三 原 一 郎	鶴岡地区医師会会長
	山 田 登	鶴岡市町内会連合会会長
	渡 部 俊 美	櫛引地域審議会会長

前委員	佐藤 聡	鶴岡市議会議員
	富樫 正毅	鶴岡市議会議員
	中目 千之	前鶴岡市教育委員会委員長
	野村 廣登	鶴岡市議会議員（前議長）
	本間 新兵衛	鶴岡市議会議員
	安野 良明	前鶴岡市議会議員
	渡邊 孝之	前鶴岡青年会議所理事長
	渡辺 洋井	鶴岡市議会議員

総合計画審議会専門委員名簿 （五十音順、敬称略 ※役職等は委嘱時のもの）

【企画専門委員会】

委員長	平 智	鶴岡総合研究所所長
委員長職務代理者	東山 昭子	鶴岡総合研究所研究顧問
	小沢 互	山形大学農学部教授
	佐藤 晃	鶴岡市芸術文化協会副会長
	佐藤 貴哉	鶴岡工業高等専門学校副校長
	庄司 祐子	山形県グリーン・ツーリズム推進協議会会長
	高谷 時彦	東北公益文科大学大学院特任教授
	丹 省一	鶴岡工業高等専門学校名誉教授
	富樫 毅	前鶴岡市社会福祉協議会会長
	三浦 明弓	「庄内コン」実行委員会代表
	三矢 正士	鶴岡市町内会連合会常務理事
	大和 匡輔	鶴岡織物工業協同組合理事

【市民生活専門委員会】

委員長	三矢 正士	鶴岡市町内会連合会常務理事
委員長職務代理者	加藤 勝	鶴岡市自治振興連絡協議会副会長
	板垣 久喜	藤島町内会長連絡協議会副会長
	伊藤 俊昭	鶴岡市消防団団長
	小谷 卓	環境つるおか推進協議会会長
	佐藤 正	朝日地域駐在員連絡協議会会長
	佐藤 眞紀子	温海地域自治会長会副会長
	菅沢 美鈴	鶴岡市コミュニティ組織協議会理事
	清野 康子	鶴岡地域生涯学習推進員
	成田 勇	櫛引区長会副会長

早 尻 正 宏 山形大学農学部准教授
山 本 興 治 羽黒区長会会長

【健康福祉専門委員会】

委員長 富 樫 毅 前鶴岡市社会福祉協議会会長
委員長職務代理者 千 田 洋 子 鶴岡市保健衛生推進員会連合会会長
阿 部 恵 子 前鶴岡市立荘内病院看護部長
梅 津 成 夫 鶴岡市すこやかな子どもを生ま育てるネットワーク推進委員会会長
櫻 井 好 和 鶴岡市障害者施策推進協議会会長
佐 藤 佐保子 社会福祉法人一幸会常務理事
佐 藤 良 江 鶴岡市中央児童館運営委員会委員長
澤 邊 みさ子 東北公益文科大学准教授
鈴 木 伸 男 鶴岡市健康なまちづくり推進協議会会長
土 田 兼 史 鶴岡地区医師会副会長

【教育文化専門委員会】

委員長 佐 藤 晃 鶴岡市芸術文化協会副会長
委員長職務代理者 松 浦 昇 元中学校校長
阿 部 光 行 鶴岡市体育協会副会長
伊 藤 恭 子 鶴岡市スポーツ少年団本部副本部長
犬 塚 幹 士 致道博物館理事
勝 木 正 人 鶴岡ラフォア友好協会会長
工 藤 治 樹 鶴岡市PTA連合会副会長
佐 藤 しおり 鶴岡フィットネス協会会長
佐 藤 泰 彦 鶴岡市中央公民館サークル連絡会会長
鈴 木 元 女 元小学校校長
田 中 芳 昭 元高等学校校長

【農林水産専門委員会】

委員長 小 沢 互 山形大学農学部教授
委員長職務代理者 佐 藤 照 子 産直あさひ・グー店長
確 氷 伸 農業（新規就農者）
栗 本 正 幸 (株)大和代表取締役
佐 藤 勝 則 山形県漁業士会会長
佐 藤 公 由 鶴岡市認定農業者会議会長
志 田 伊佐男 山形県漁業協同組合総務部長
鈴 木 伸之助 温海町森林組合管理課長

清 和 勝	庄内柿生産者連絡協議会会長
相 馬 大	(有)月山パイロットファーム代表
武 田 三喜子	鶴岡市農業委員（食育・地産地消専門委員会委員長）
芳 賀 充	庄内たがわ農業協同組合営農販売部長
宮 守 徳 弘	鶴岡市農業協同組合営農販売部長

【商工観光専門委員会】

委員長	佐 藤 貴 哉	鶴岡工業高等専門学校副校長
委員長職務代理者	石 原 純 一	鶴岡観光協会会長
	五十嵐 公 行	まちづくりチーム YUKAI 会長
	梅 津 久 美	出羽三山精進料理プロジェクト副会長
	小野寺 敏 夫	鶴岡商工会議所事務局長
	木 村 君 子	庄内たび宿女将の会代表
	小 関 祐 二	アルゴディア研究会会長
	塩 澤 明 子	慶應義塾大学先端生命科学研究所広報・渉外担当
	庄 司 丈 彦	山形県旅館組合（朝ごはんプロジェクト委員長）
	松 田 吉 紀	東北経済産業局山形県サポーター
	松 森 きよ子	鶴岡商工会議所女性会会長
	三 浦 新	鶴岡市商店会連合会会長
	三 村 一 郎	鶴岡東工業団地連絡協議会会長

【社会基盤専門委員会】

委員長	高 谷 時 彦	東北公益文科大学特任教授
委員長職務代理者	菅 原 一 浩	鶴岡商工会議所専務理事
	秋 野 公 子	山形県建築士会鶴岡田川支部副支部長
	阿 部 俊 夫	山形県宅地建物取引業協会鶴岡地区長
	上 木 勝 司	山形大学農学部名誉教授
	齋 藤 武 大	あつみ観光協会温泉支部副支部長
	佐 藤 淳	鶴岡工業高等専門学校電気電子工学科教授
	中 崎 敏 幸	山形県建設業協会鶴岡支部青年部長
	中 村 季 誉子	鶴岡青年会議所理事
	難 波 玲 子	鶴岡男女共同参画グループさんかく会長
	星 野 博	羽黒町観光協会会長

総合計画審議会幹事名簿 (平成25年4月1日現在)

幹事会 会長	副市長	山 本 益 生
	教育長	難 波 信 昭
	総務部長	石 塚 治 人
	企画部長	三 浦 総一郎
	市民部長	上 原 正 明
	健康福祉部長	今 野 和 恵
	農林水産部長	五十嵐 正 一
	商工観光部長	佐 藤 茂
	建設部長	小 林 貢
	藤島庁舎支所長	門 崎 秀 夫
	羽黒庁舎支所長	武 田 功 之
	櫛引庁舎支所長	佐 藤 孝 朗
	朝日庁舎支所長	宮 崎 清 男
	温海庁舎支所長	伊 藤 彦 市
	荘内病院事務部長	板 垣 博
	上下水道部長	齋 藤 雅 文
	教育部長	山 口 朗
	議会事務局長	齋 藤 和 也
	消防長	秋 庭 一 生
	総務部次長兼職員課長	川 畑 仁
	総務課長	菅 原 ゆ り
	財政課長	高 坂 信 司
	企画部次長兼企画調整課長	富 樫 泰
	政策推進課長	高 橋 健 彦
	地域振興課長	阿 部 真 一

鶴岡市総合計画後期基本計画策定の経過

平成25年

- | | |
|--------|---|
| 5月10日 | ○第1回幹事会
・総合計画基本計画の中間見直しについて
・鶴岡市の現状と課題について |
| 6月24日 | ○第1回総合計画審議会
・総合計画基本計画の中間見直しについて（諮問）
・鶴岡市の現状と課題について |
| 7月11日 | ○第1回教育文化専門委員会
・委員長、委員長職務代理者の選出について
・各分野の現状と課題について |
| 7月22日 | ○第1回市民生活専門委員会、第1回農林水産専門委員会、
第1回商工観光専門委員会
同 上 |
| 7月24日 | ○第1回健康福祉専門委員会
同 上 |
| 7月29日 | ○第1回社会基盤専門委員会
同 上 |
| 8月1日 | ○第1回企画専門委員会
・委員長、委員長職務代理者の選出
・鶴岡市総合計画基本計画における今後5カ年の施策の方向性について |
| 11月14日 | ○第2回教育文化専門委員会
・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の素案について |
| 11月15日 | ○第2回商工観光専門委員会
同 上 |
| 11月18日 | ○第2回社会基盤専門委員会
同 上 |
| 11月19日 | ○第2回農林水産専門委員会
同 上 |
| 11月19日 | ○藤島地域審議会（第1回協議）、朝日地域審議会（第1回協議）
・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について |
| 11月20日 | ○第2回健康福祉専門委員会
・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の素案について |
| 11月20日 | ○鶴岡まちづくり塾（第1回協議）
・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について |

11月21日	○第2回市民生活専門委員会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の素案について
11月21日	○温海地域審議会（第1回協議） ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
11月22日	○羽黒地域審議会（第1回協議）、櫛引地域審議会（第1回協議） 同 上
11月25日	○鶴岡地域審議会（第1回協議） 同 上
11月27日	○第2回企画専門委員会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画の素案について
12月17日	○第2回幹事会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
12月25日	○第2回総合計画審議会 ・会長・副会長の選出について ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
平成26年	
1月16日	○鶴岡まちづくり塾（第2回協議） ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
1月17日	○温海地域審議会（第2回協議） 同 上
1月20日	○第3回社会基盤専門委員会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の案について
1月21日	○鶴岡地域審議会（第2回協議） ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
1月22日	○櫛引地域審議会（第2回協議）、朝日地域審議会（第2回協議） 同 上
1月22日	○第3回健康福祉専門委員会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の案について
1月23日	○藤島地域審議会（第2回協議） ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
1月23日	○第3回市民生活専門委員会、第3回教育文化専門委員会 ・鶴岡市総合計画後期基本計画（各分野）の案について
1月24日	○第3回農林水産専門委員会、第3回商工観光専門委員会 同 上
1月24日	○羽黒地域審議会（第2回協議） ・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について
1月28日	○第3回企画専門委員会 同 上

- | | |
|----------------|------------------------------------|
| 2月5日 | ○第3回幹事会
・鶴岡市総合計画後期基本計画の策定について |
| 2月17日 | ○第3回総合計画審議会
同 上 |
| 3月4日 | ○総合計画審議会から総合計画基本計画中間見直し（後期基本計画）の答申 |
| 3月5日 | ○市議会議員全員協議会協議 |
| 3月7日～
3月27日 | ○総合計画後期基本計画案に対する意見公募 |
| 3月31日 | ○鶴岡市総合計画後期基本計画の策定 |

鶴岡市総合計画後期基本計画

平成 26 年 3 月 策定
平成 26 年 6 月 印刷発行

編 集 鶴岡市企画部政策企画課
発 行 鶴 岡 市

〒997-8601 鶴岡市馬場町 9 番 25 号 電話 0235-25-2111(代表)
seisakukikaku@city.tsuruoka.lg.jp <http://www.city.tsuruoka.lg.jp/>

生命いきいき 文化都市 創造プラン

鶴岡市総合計画

後期基本計画

(平成26年度～平成30年度)